

## 会 議 録

会議の名称		令和元年度第1回つくば市環境審議会			
開催日時		令和元年5月30日 開会 10:00 閉会 11:40			
開催場所		つくば市役所2階会議室203			
事務局(担当課)		環境政策課			
出席者	委員	田邊 潔(会長)、田瀬 則雄(副会長)、野中 勝利、杉田 文、五頭 泰誠、野田 義光、山関 重人、村上 義孝、石川 幸子			
	その他	(株)プレック研究所;辻坂氏、東氏			
	事務局	生活環境部;風見部長、谷内次長 環境政策課;嶋崎課長、松田係長、小沼主任技師、土田主事、西村主事			
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開		傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由					
議題		第3次環境基本計画の骨子について 第3次環境基本計画における将来像について			
会議録署名人		課長 嶋崎 道徳		確定年月日	平成 年 月 日
会議次第	別紙のとおり				

<審議内容>

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 第3次環境基本計画の骨子について

事務局：資料1、参考資料1、参考資料2、参考資料3を用いて説明。

委員：国や県の計画との整合が必要であるが、どのように整合を図っているか説明してほしい。

事務局：主に『基本目標』や『施策の柱』において整合を図った。例えば、「気候変動への適応」や「生物多様性」という項目は国や県の計画を踏まえて設定している。また、SDGs 達成に向けた市の取組を受け、「資源を賢く使う」という項目等を作成している。

委員：市の一押しである SDGs についてもっと積極的な表現をしてもよいかもしれない。

委員：『目標値』は2030年を目標年として設定する予定か。

事務局：目標年は未だ検討中である。それぞれの『目標値』で目標年が異なる可能性もある。

委員：主体として重要な「事業者」について位置づけをはっきりさせる必要がある。「市民」の中に事業者が含まれるような施策もあれば、「事業者」と明記されている施策もある。

事務局：事業者の取組・協力は欠かせないため、表現を見直したい。

委員：つくば市は海と接していないものの、日常生活で使用するプラスチックは海洋プラスチック問題につながっている。海洋プラスチック問題について言及されており好ましい。

事務局：海洋プラスチックが世界的に問題となっており、つくば市が使用したプラスチックが輸出され、海洋に影響を与えていることもあるた

め、つくば市でも使用しないにこしたことはない。環境ビジネスモデルの構築やグリーン購入を進める施策で対応していきたい。

委員：市民一人当たりの温室効果ガス排出量はつくば市の数値か。

事務局：御指摘のとおりである。

委員：目標値の設定について、目標を達成できたときのイメージが分かるようにする工夫が必要である。「このようにするんだ」という意志を示すようにしてほしい。

事務局：将来像において、文章の内容を具体的に示すイメージ図を作成する予定である。

委員：『目標値』をある程度定めないと具体的な『施策』を設定できないと感じた。

事務局：次回、『施策』と『目標値』を合わせて提示し、審議いただく予定である。

委員：『目標』や『施策』などは、審議の過程で行きつ戻りつしながら、検討が進んでいくものだろう。今回は、現状で抜けている『施策』や修正すべき『施策の柱』等があれば指摘頂きたい。

委員：「市民によるリユース・リサイクルの促進」という施策には、リデュースを追加する必要がある。

事務局：リデュースは、「循環型社会形成に係る普及啓発」のうち、「資源のムダづかいに関する普及啓発」に含むと考えていた。しかし、「3R」という表現もあるため、リデュースを含むように変更する。

委員：事務局において、資料1の『基本目標』『施策の柱』『施策』をベースに今後の検討を進めて問題ない。

## (2) 第3次環境基本計画における将来像について

事務局：資料2、参考資料4、参考資料5、参考資料6を用いて説明

委員：「資源を賢く使う循環型社会に近づく」の1パラグラフ目の表現が曖昧である。参考資料4にある「地域で最適な生産・消費」を活かした方がよいだろう。

事務局：文意が明確になるように表現を見直す。

委員：「気候変動に適応できる低炭素モデル都市を形成する」について、「適応」を別の表現にしてはどうか。本項の将来像の前半は気候変動をおこさない旨の文章であり、「適応」ではない施策も多い。

委員：一般的な表現ではないが、気候変動への「対応」は如何か。

委員：市の姿勢がみえるように、「たたかう」という表現もあり得るのではないか。

事務局：本日の資料を作成する過程でも思い悩んだ表現である。表現について再考する。

委員：「法令に基づく」とは、どの法令を指しているか。

事務局：例えば、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、騒音規制法などである。数多くの環境に係る法令が基準値を設定しており、本表現は多くの法令を指している。

委員：法令に基づく基準を守ることは、最低限の環境保全である。最低限のことは当然行い、さらに良い環境にしていくというニュアンスを加えてほしい。

委員：同箇所、つくば市独自の取組を記載すると良いのではないか。

事務局：言い回しについて再考する。

委員：例えば「気候変動に適応できる低炭素モデル都市を形成する」の2パラグラフ目のように、一段落・一文が長いように感じる。一文を短くして、もっとシャープな表現にする必要がある。端的なイメージのみを表現した方がよいだろう。

事務局：全般的にパラグラフや文を短くし、表現を明確にする。



委員：省エネ推進の施策についてイメージがわきにくいと感じる。例えば、屋外の自動販売機を撤廃するなどの具体的な記述が可能ではないか。また、本当の意味で、市民一人ひとりがゴミのポイ捨てをせず、マイボトルを持参し、省エネを進めるライフスタイルになるのであれば「世界の明日がみえる」という表現に相応しいモデル都市になれるだろう。

事務局：環境基本計画は環境施策の方向性を示すものであり、実現のための具体的な事業は、関係各課において検討するものと認識している。なお、低炭素モデル都市として現在想定している方向性は、例えば、建築物の高断熱かつ高効率機器導入を推進し、それでもなお必要なエネルギーは再生可能エネルギーで調達するという方向性である。

委員：「気候変動に適応できる低炭素モデル都市を形成する」について、市町村レベルで対策を進めるのは現実的には難しいように感じる。一方、省エネルギーを推進するというレベルの施策であれば可能だろう。また、「筑波山の恵み」という表現について、里山や低地が含まれないように感じるので、つくば市全体を示すような表現にする必要がある。

事務局：御指摘のとおり、市町村レベルで災害の発生確率を下げるような対策をすることは難しい。しかし、発生しうる災害に対して、その被害を低減する対策を事前に進めることは可能と考えている。

委員：最後の「一人ひとりが環境を考え、行動する」という基本目標は、その他の4つの基本目標を実現することに寄与する。そのため、キャッチフレーズ（全体）に「市民、事業者、市が～」という表現を加え、みんなで取り組むことで持続可能なつくばを形成する旨が分かるような表現にするとういのではないか。

委員：「低炭素モデル都市」という表現は他都市を先導するというニュアン

スがあるので好ましいと感じる。また、全体の将来像は未来構想とすり合わせる必要があるが、案1も案2も様々なニュアンスが含まれていると思うので、副題をつけることで表現が伝わりやすくなるだろう。

委員：本日委員からあった意見を踏まえ、事務局にて将来像の検討を行う必要がある。

事務局：本日の審議を踏まえ将来像の修正を行い、次回の環境審議会等で改めて提示する。

令和元年度第1回つくば市環境審議会  
次第

日時：令和元年5月30日（木）10：00～12：00

場所：つくば市役所 203 会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 第3次環境基本計画の骨子について

- 資料1 つくば市環境基本計画の『施策の柱』『施策』について
- 参考資料1 「施策の柱」検討に向けた施策のグルーピング
- 参考資料2 『つくば市の環境』に係る SWOT 分析（アンケートや環境未来カフェ、現行計画の検証による）
- 参考資料3 つくば市の環境に関する SWOT 分析の活用（例）

(2) 第3次環境基本計画における将来像について

- 資料2 つくば市環境基本計画における将来像
- 参考資料4 将来像検討に向けた関連計画の参考部分の整理
- 参考資料5 市民アンケート結果及び環境未来カフェにおけるキーワード
- 参考資料6 第7回未来構想等策定委員会資料（抜粋）

4 閉会

## つくば市環境基本計画の『施策の柱』『施策』について

基本目標	目標値※	施策の柱	施策
気候変動に 適応できる低炭 素モデル都市 を形成する	目標値を 設定。	低炭素社会の実現に向けた様々 な主体の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・研究機関との連携促進</li> <li>・事業者との連携促進</li> <li>・市民による省エネ推進</li> </ul>
		まち・住宅の低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の低炭素化</li> <li>・低炭素化でコンパクトなまちづくり</li> <li>・公共施設の低炭素化</li> </ul>
		低炭素な交通システムの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素な公共交通の充実</li> <li>・自転車利用の推進</li> <li>・低炭素な自動車の導入促進</li> </ul>
		気候変動に適応する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動への適応</li> </ul>
豊かな自然環 境・生物多様 性を未来につ なぐ	目標値を 設定。	生き物・生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な生き物の生息・生育状況の把握</li> <li>・森林の維持・保全</li> <li>・水辺の生き物の生息・生育環境の保全</li> <li>・外来種対策の推進</li> <li>・生物多様性つくば戦略の策定</li> </ul>
		里地里山景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑波山の景観の保全</li> <li>・山・川などの眺望の維持</li> <li>・農村景観の維持</li> </ul>
		都市の緑を増やし、質を高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加による緑化活動</li> <li>・都市公園・緑の管理</li> <li>・都市域の緑の確保</li> </ul>
		自然とふれあう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験施設の活用・運営</li> <li>・水辺の活用</li> <li>・筑波山地域ジオパークの活用</li> <li>・登山道・散策路の整備</li> </ul>
資源を賢く使 う循環型社会 に近づく	目標値を 設定。	3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成に係る普及啓発</li> <li>・市民によるリユース・リサイクルの促進</li> <li>・学校でのリサイクルの推進</li> <li>・生ごみの家庭での有効活用</li> </ul>
		廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の適正な処理</li> <li>・産業廃棄物の適正な処理</li> <li>・クリーンセンターの更新</li> </ul>
安心して快適な 生活環境で 暮らす	目標値を 設定。	清潔で静かな生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民による美化活動</li> <li>・ごみの散乱防止</li> <li>・野焼き対策</li> <li>・騒音・振動の予防</li> </ul>
		法令に基づく環境モニタリング と安全な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な大気・水・土の確保</li> <li>・農業における環境配慮</li> <li>・有害化学物質の適正な管理</li> </ul>
市民一人ひと りが環境を考 え、行動する	目標値を 設定。	持続可能なライフスタイルの推 進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マイスター・スタイルサポ ーターズ制度の活用</li> <li>・市民の環境リテラシーの向上</li> <li>・環境情報の集約・発信</li> </ul>
		将来を担う子供たちへの環境教 育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つくばスタイル科の推進</li> <li>・学校外での環境教育の推進</li> </ul>
		環境と経済の好循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境ビジネスモデルの構築</li> <li>・環境に配慮した事業者の支援</li> </ul>

※目標値（評価指標）は基本目標に対して設定する。可能な限り、『施策の柱』に関連する定量的な目標を設ける。

## 基本目標1：気候変動に適應する低炭素モデル都市を形成する

### 将来像

世界的に大きな課題となっている気候変動（地球温暖化）問題に対して、市民、大学、研究機関、企業、行政などが連携し、つくばならではの知見をいかして、先進的なモデル都市となっています。

特に、省エネルギーや再生可能エネルギー導入が推進されることで建物や街が低炭素化し、エネルギーの地産地消が進められるとともに、公共交通やデマンド型交通が普及し、自転車利用がより快適になることで、自家用車に頼らなくても生活できる街に近づいています。

また、気候変動によって生じる酷暑や豪雨などの異常気象・災害に対応（適應）できるレジリエンス（強靱性や柔軟性）のある街となっています。

### 目標値（2030年）

CO2 排出量：●/一人

...

### 施策の柱

- 1) 低炭素社会の実現に向けた様々な主体との協働
- 2) まち・住宅の低炭素化
- 3) 低炭素な交通システムの実現
- 4) 気候変動に適應する

### 目標値

	2030年の目標値	●年値（現状）
一人当たり二酸化炭素排出量（例）	2006年比で50%削減	●
...	...	...





## つくば市環境基本計画における将来像案

### 全体

案1：世界の明日が見える持続可能都市・つくば

案2：筑波山の恵みを未来に繋ぐ 持続可能都市・つくば

### 気候変動へ適応できる低炭素モデル都市を形成する

世界的に大きな課題となっている気候変動（地球温暖化）問題に対して、市民、大学、研究機関、企業、行政などが連携し、つくばならではの知見をいかして、先進的なモデル都市となっています。

特に、省エネルギーや再生可能エネルギー導入が推進されることで建物や街が低炭素化し、エネルギーの地産地消が進められるとともに、公共交通やデマンド型交通が普及し、自転車利用がより快適になることで、自家用車に頼らなくても生活できる街に近づいています。

また、気候変動によって生じる酷暑や豪雨などの異常気象・災害に対応（適応）できるレジリエンス（強靭性や柔軟性）のある街となっています。

### 豊かな自然環境・生物多様性を未来につなぐ

筑波山や里地里山などの美しい景観が維持され、在来の多様な生き物が息づいています。多くの人は自然の恩恵を実感しており、つくば市の重要な自然を理解し、守り、育てる意識を持った生活を送っています。

また、つくば市の緑豊かな自然や街並みが将来にわたり守られるよう、市民や事業者も協働・連携して、里山や平地林、農地、公園などの保全・利用が進んでいます。筑波山地域ジオパークをはじめとした魅力あふれる自然や里山を活用して、エコツーリズム・グリーンツーリズムを積極的に推進しています。

### 資源を賢く使う循環型社会に近づく

持続可能な生産・消費となるよう、地域のニーズに即した生産がなされるとともに、市民・事業者・行政が地球の資源が有限であることを認識しているため、ものを大切にし、ごみを出さないライフスタイルが定着しており、自然に還る資源の利用が推進され、資源の不必要な浪費はほとんどなくなっています。

また、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）といった3Rを実践することで、“ごみ”という言葉が無くなるくらい資源循環される仕組みができています。

### 安心で快適な生活環境で暮らす

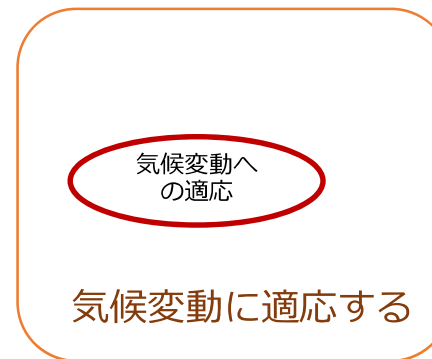
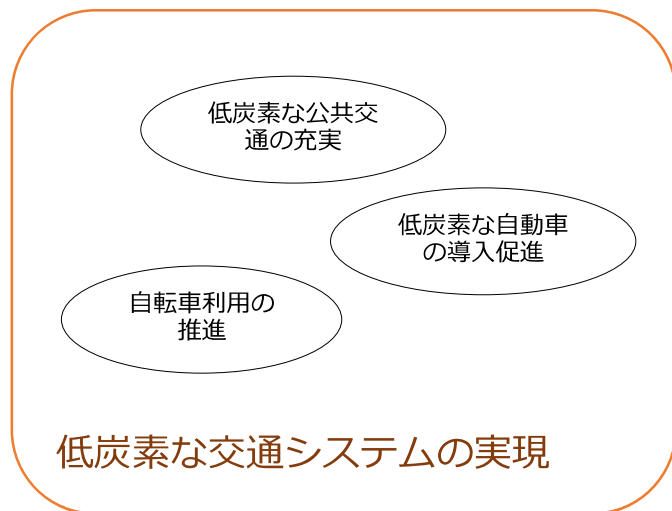
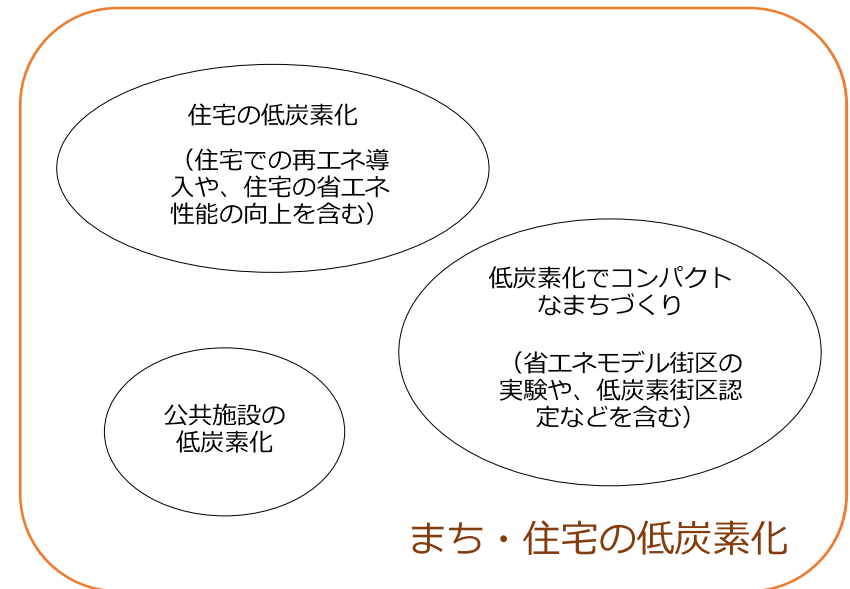
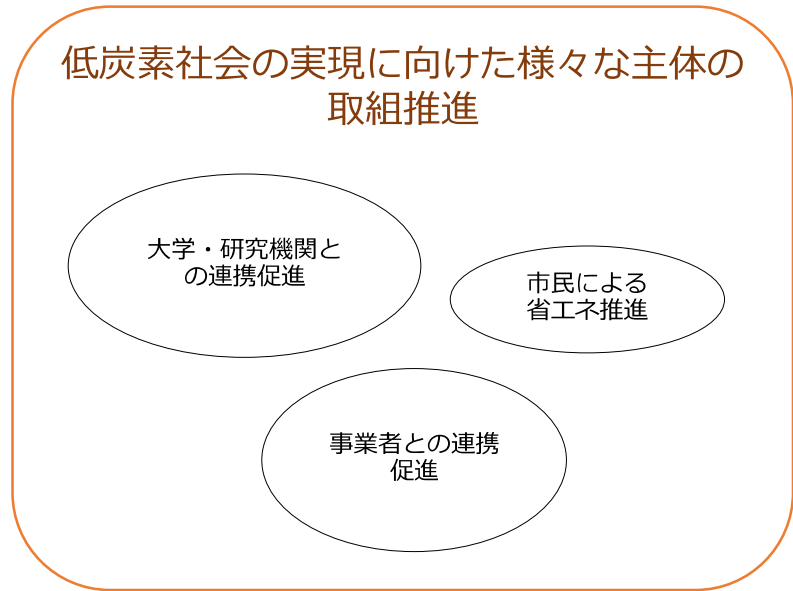
静かで清潔な街なみの中で清々しい空気、安全な水を享受した暮らしが営まれています。

法令に基づく環境基準を遵守することで大気や水などの汚染、騒音などの公害を予防しており、また、不法投棄やごみのポイ捨て、野焼きを防止するなどの「きれいなまちづくり」を進める取組を市民・事業者・市が協働しながら進めています。

### 市民一人ひとりが環境を考え、行動する

市民一人ひとりが、生活の中で環境に与える負荷を十分に認識し、日々の暮らしにおいて環境保全に取り組んでいます。また、家庭や職場、学校において、つくば市や地球の環境について話すのが当たり前になっています。

環境活動に熱心な市民が環境啓発活動のリーダーとして活躍するとともに、子供への環境教育が推進され、これからのつくば市の未来を担う子供たちの環境意識が高まっています。



- : 施策の柱
- : 継続的に実施している施策
- : 新規に検討すべき施策



# 『施策の柱』 検討に向けた施策のグルーピング（豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ）

## 生き物・生態系の保全

重要な生き物の生息・生育状況の把握

水辺の生き物の生息・生育環境の保全

森林の維持・保全（平地林を含む）

外来種対策の推進

生物多様性つくば戦略の策定

市民参加による緑化活動

アダプト・ア・パーク

市民緑地制度の活用

都市公園・緑の管理

街路樹の管理

都市の緑の質を高める（街路樹の在来種化等）

住宅地等（住宅地、研究・教育機関・工業団地）の緑の確保

公共施設における緑化

都市公園の整備

都市域の緑の確保

都市の緑を増やし、質を高める

筑波山の景観の保全

農村景観の維持

耕作放棄地等の農地利用促進

農と野生生物の共生

人工林の造林・保育

地産地消の推進

市民農園や、市民ファーマー制度の活用促進

山・川などの眺望の維持

（屋外広告物の許可制度や景観条例による誘導を含む）

里地里山景観の保全

自然体験施設の活用・運営

水辺の活用

筑波山地域ジオパークの活用

登山道・散策路の整備

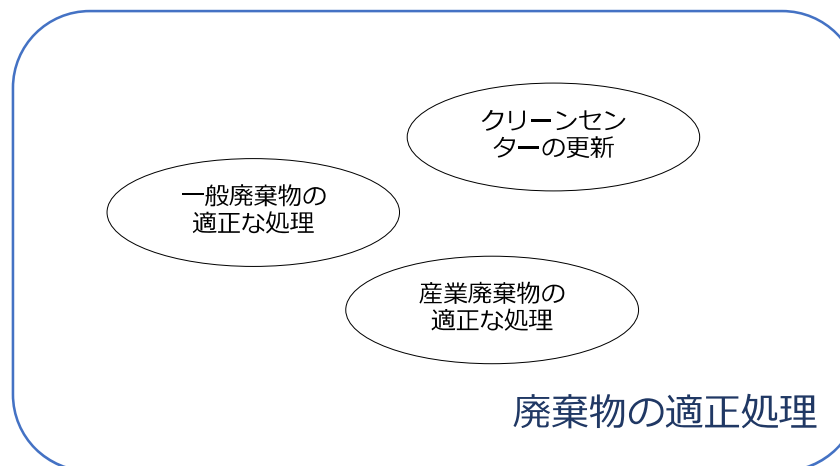
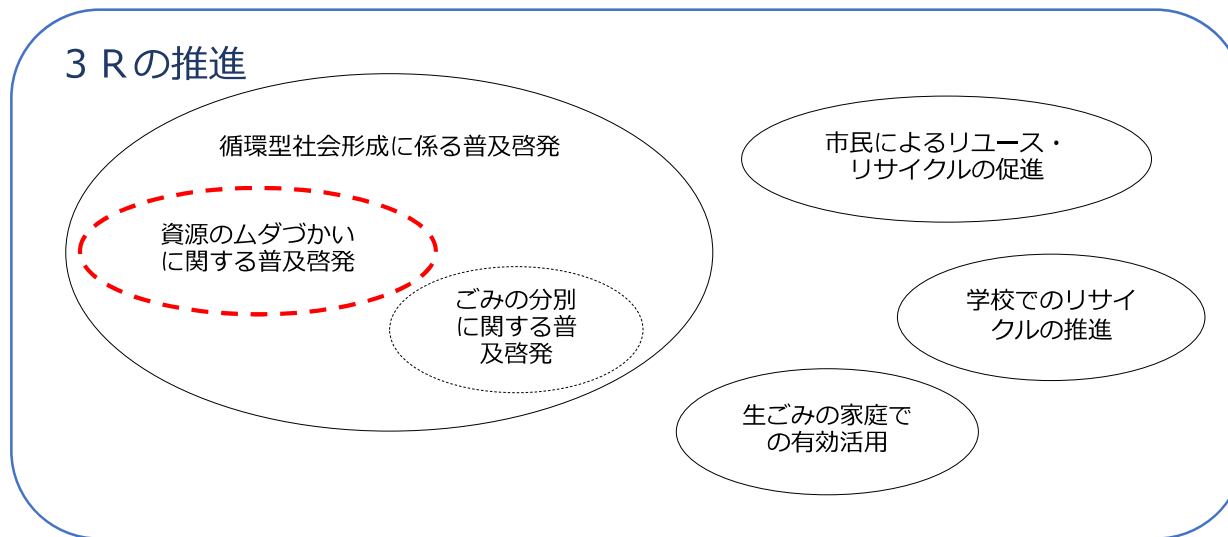
自然とふれあう

□ : 施策の柱

○ : 継続的に実施している施策

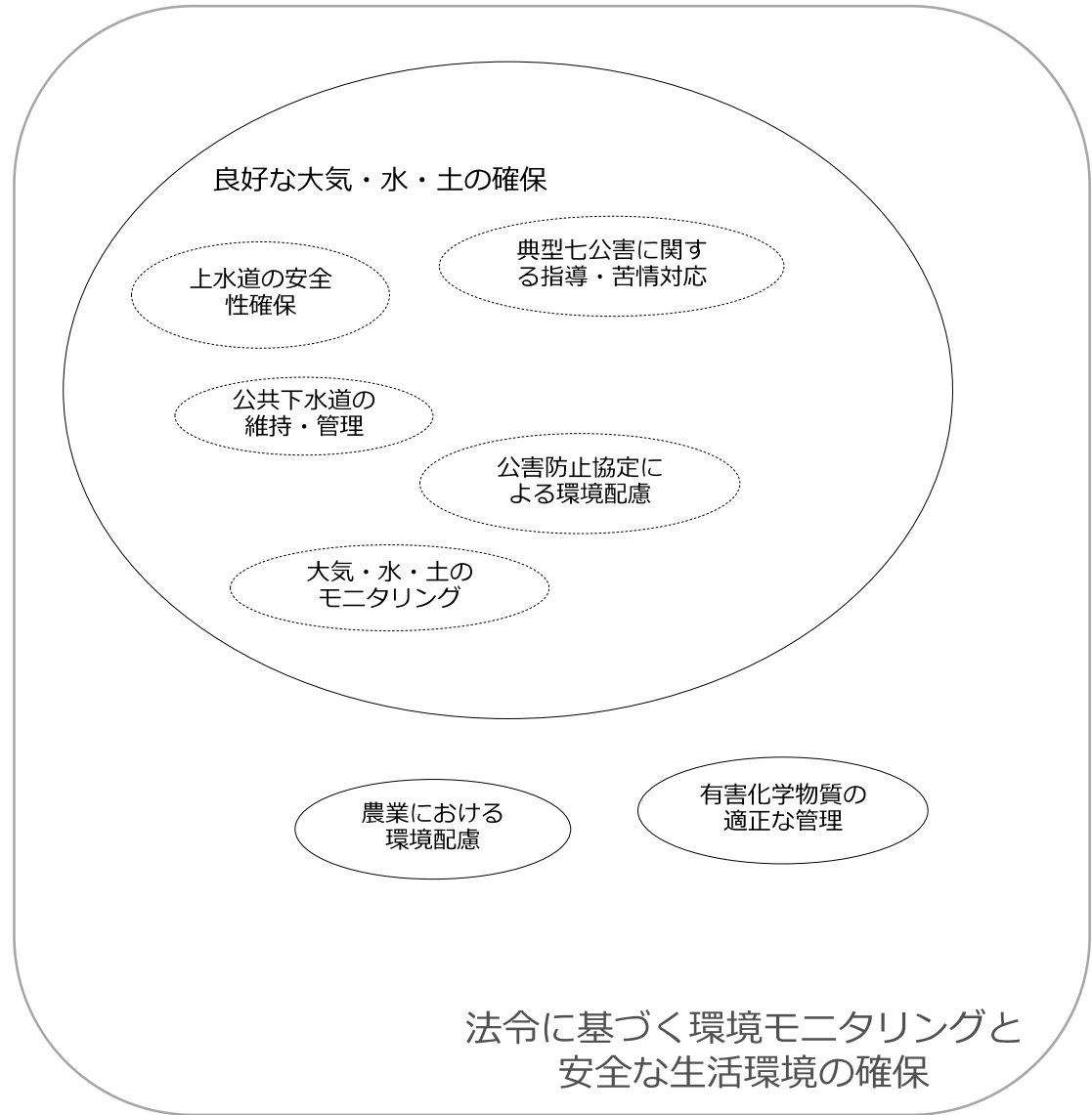
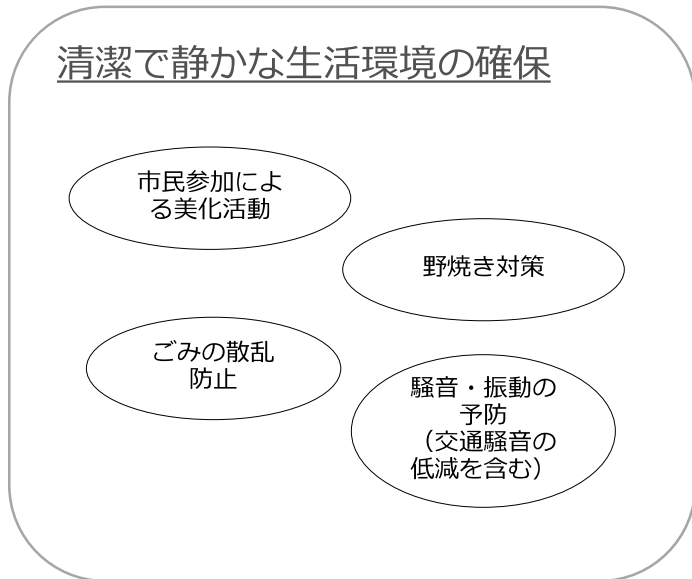
○ : 新規に検討すべき施策

# 『施策の柱』検討に向けた施策のグルーピング（資源を賢く使う循環型社会に近づく）



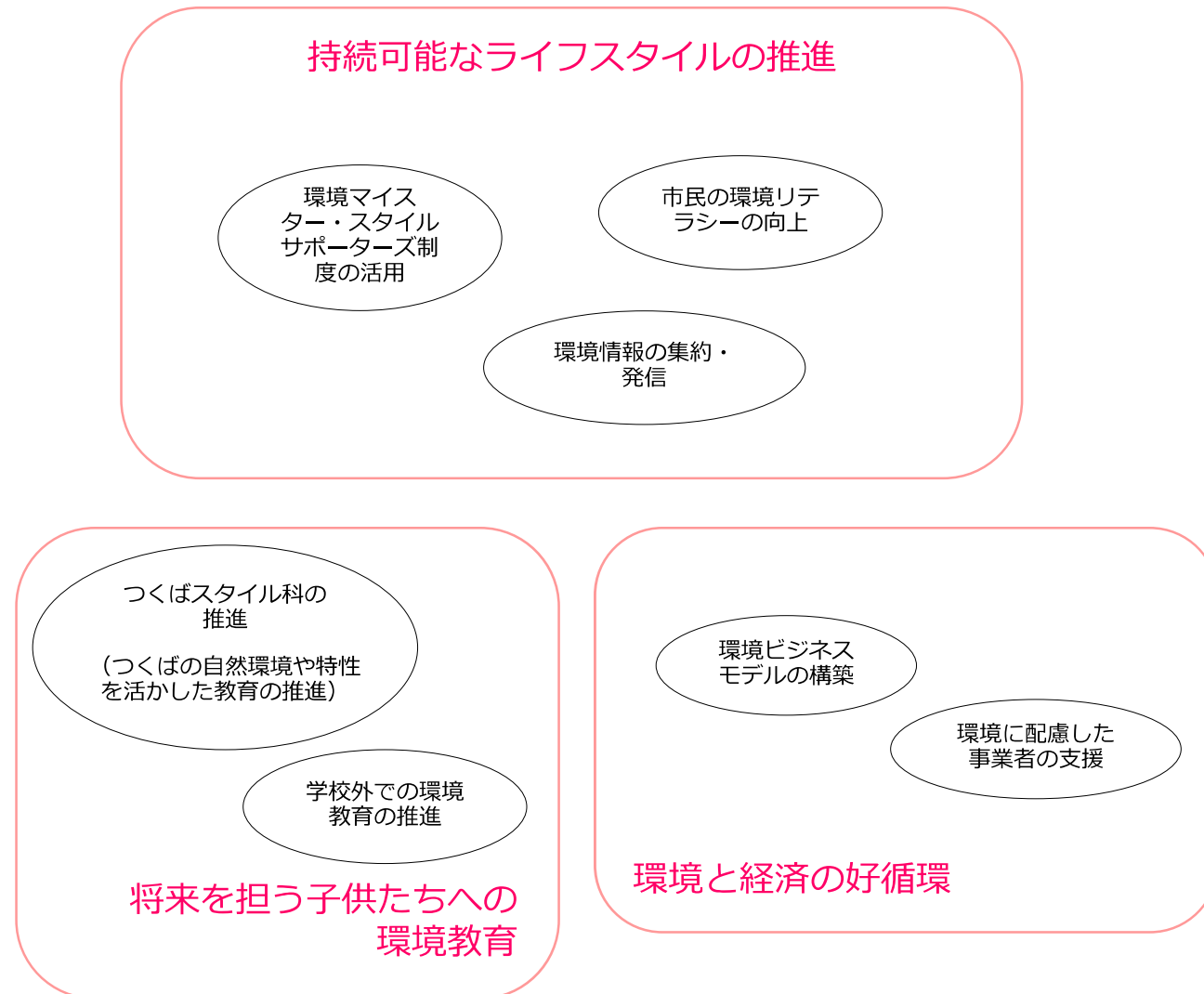
- : 施策の柱
- : 継続的に実施している施策
- : 新規に検討すべき施策




# 『施策の柱』検討に向けた施策のグルーピング（安心して快適な生活環境で暮らす）



- : 施策の柱
- : 継続的に実施している施策
- : 新規に検討すべき施策

# 『施策の柱』 検討に向けた施策のグルーピング（市民一人ひとりが環境を考え、行動する）



-  : 施策の柱
-  : 継続的に実施している施策
-  : 新規に検討すべき施策

## プラス要素

## マイナス要素

## 強み (Strength)

## 環境の現状

- ・筑波山の眺めが綺麗
- ・自然が豊かである
- ・山、川、緑が身近にある
- ・平地林を含め、森林が多い
- ・植物や昆虫などが多様である
- ・公園が多い
- ・自然体験施設（高崎自然の森や豊里ゆかりの森など）がある
- ・空が広い
- ・空気がきれい

## 田園都市としての特性

- ・田舎と都会が両立している
- ・地産地消が可能である
- ・食と住が近い

## 研究学園都市としての特性

- ・研究機関が多い
- ・環境に係る講演会やイベントが開催されている
- ・環境関連の人材が豊富である
- ・つくば3Eフォーラムなどの組織があり、産業界との連携が進んでいる

## ごみ・環境美化

- ・ゴミ分別・収集ルールが分かりやすい
- ・プラスチック製容器包装の分別収集が始まった
- ・リサイクルセンターの供用開始
- ・この10年間でごみの収集や処理の方法が改善した
- ・一斉清掃ボランティア活動が実施されている

## 市が積極的に環境施策を実施

- ・つくばSDGs未来都市先導プロジェクトが進められている
- ・環境モデル都市として地球温暖化に積極的に対策をとってきた
- ・環境マイスターや環境スタイルサポーターズ、環境団体へ支援の仕組みがある
- ・アダプト・ア・パーク（市民参加による緑化・美化）を推進してきた
- ・小中一貫教育の「つくばスタイル科」にて「次世代環境教育カリキュラム」を実践してきた
- ・事業者と公害防止協定等の締結している

## 弱み (Weakness)

## 自然や緑の現状

- ・都市開発で自然が減少している（戸建、マンションの増加）
- ・自然の実態が調べられていない
- ・林地を開発したソーラー発電が増えてきている
- ・特定外来生物が増加している（オオキンケイギク、アレチウリ）

## 交通事情

- ・車が多く、渋滞が課題となっている
- ・公共交通機関の利用が大幅には進まず、自家用車利用率が高い
- ・自転車が安心して走れるような道路環境にない

## 生活環境の改善が必要

- ・野焼き・たき火が多い
- ・ごみポイ捨てや不法投棄が多い
- ・更地からの土ぼこりがひどい
- ・騒音が気になる

## リサイクルが不十分

- ・リサイクル率が低い  
(2015年：市18.5%、茨城県22.8%  
全国20.4%)

## 普及啓発が充分でない

- ・環境マイスター認定者数が伸び悩んでいる
- ・環境基本計画を読んだことがある市民はごく少数（1割程度）

## 機会 (Opportunity)

SDGs達成に向けた取組が国内外で進められている

筑波山地域が日本ジオパークに認定された

パリ協定が採択され、気候変動対策が進められている

日本へのインバウンド（訪日外国人旅行者）が増加している

国は「脱炭素社会」を今世紀後半のできるだけ早期に実現する最終到達点とする方向性を示した

TX沿線の開発は継続しており、これから新築される住宅がある

## 脅威 (Threat)

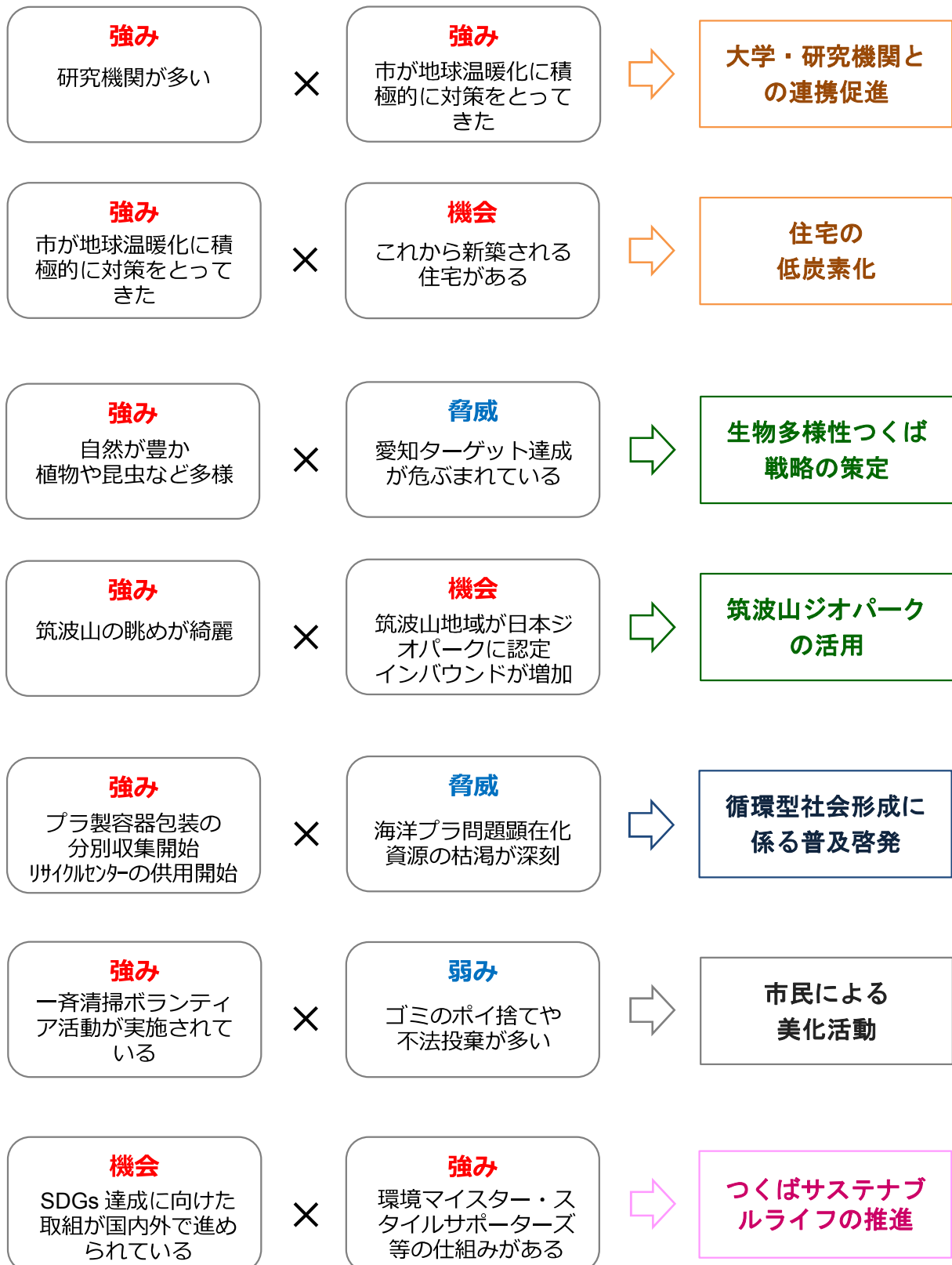
気候変動に伴う可能性がある酷暑や豪雨が増加傾向にある

生物多様性の目標である愛知ターゲット（愛知目標）の達成が危ぶまれている

海洋プラスチック問題が顕在化している

世界的に資源の枯渇が課題となっている

『つくば市の環境』に係る SWOT 分析の活用（例）



## 将来像検討に向けた関連計画の参考部分の整理

## ＜参考とした関連計画一覧＞

- つくば市未来構想等改訂 中間とりまとめ案（平成 31 年 4 月）  
現在改定中 市のまちづくりにおける基本的な指針
  
- つくば市都市計画マスタープラン 2015  
平成 27 年～ つくば市の都市計画に関する基本的な方針
  
- つくば環境スタイル“SMILe”～みんなの知恵とテクノロジーで笑顔になる街  
（つくば市環境モデル都市行動計画）（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））  
平成 26 年 市域の地球温暖化対策の推進に関する計画
  
- つくば市緑の基本計画改定版  
平成 28 年～ 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
  
- つくば市農業基本計画  
平成 27 年～ 将来目指すべき方向性やその実現方策を明確にした農業施策の指針
  
- 第 2 次つくば市観光基本計画  
平成 29 年～ 今後の観光施策の基本方向を定めた総合的な計画
  
- つくば市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画  
平成 22 年～ 総合的な 3R への取組やごみの適正処理を推進するごみ処理の最上位計画
  
- つくば市きれいなまちづくり第 4 次行動計画  
平成 29 年～ 環境美化に関する取組の一層の活性化を図り、きれいなまちづくりを推進する計画

	参考になる内容	関連計画の該当箇所
全体	諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指します。	未来構想 P.37：第6章まちづくりの理念及び目指すまちの姿
気候変動に適応できる低炭素モデル都市を形成する	先駆的な取組へのチャレンジと他の地域への波及拡大が可能な温室効果ガス排出量削減の先進的なモデルを示すことが求められています。	SMILe P.2：つくば市の目指す将来像
	そこで、つくばエクスプレス沿線開発などに伴い、大量に発生する建築活動や移動手段における自動車への依存度が高いことなどの特徴を踏まえ、人々の暮らし（特に、建築活動や移動）に関わる温室効果ガス排出量を重点的に削減するモデル	SMILe P.2：つくば市の目指す将来像
豊かな自然環境・生物多様性を未来につなぐ	筑波山などの美しい景観や豊かで多様な生態系により、多くの人々が自然の恩恵を実感しながら自然を守り育てる意識を持って生活しています。	未来構想 P.38：I 目指すまちの姿・2030年の未来像
	公園の中に街があるような緑豊かなゆとりある街並みや、つくばでしか体験できないコトが街中に散りばめられ、世界中から人を惹きつける魅力的なまちになっています。	未来構想 P.39：IV 目指すまちの姿・2030年の未来像
	優れた生態系を有する豊かな自然環境、水辺環境を保全し、市民の憩いの場や多様な野生生物の育成・生育場所とします。また、市内のみならず霞ヶ浦などの豊かな自然資源を積極的に活用し、農業・農村体験、自然体験などの参加型観光をはじめ、多くの人々が安らぎ楽しめるレクリエーション空間を形成します。	未来構想 P.43：第8章土地利用構想③自然・観光ゾーン
	目標1：豊かな自然・農村・文化・街並みを守り、引き継いでいくまち 筑波山から広がる豊かな自然環境の中、農業が営まれてきた農村集落には、古くから培われてきた歴史・文化が根付いている一方で、市の中心部には、研究・教育施設、商業・業務施設等が集積する研究学園地区が立地しています。これらが織りなす、つくばの特徴ある街並みは、将来にわたって守り、引き継ぐべき貴重な資産です。都市の身近に豊かな自然がある環境をいかし、都市と自然・農業が共存した安らぎと潤いのあるまちづくりを進めます。	都市計画マスタープランP.41：まちづくりの目標1
	人と緑が共生するガーデンシティ（田園都市）・つくば	緑の基本計画 P.6：緑の将来像



	参考になる内容	関連計画の該当箇所
豊かな自然環境・生物多様性を未来につなぐ（続き）	<p>北に位置する筑波山と周辺の緑、南に位置する牛久沼周辺の緑をはじめとして、平地林・斜面林・屋敷林・社寺林・農地などの多様な緑や、小貝川・桜川などの水辺を、本市固有の財産としてとらえるとともに、生き物の生息に配慮した環境とするなど、その質の向上に努めます。また、緑の機能を効果的に発揮させていくためには、連続性をつくり出すことが重要であることから、良好な緑のネットワークの形成を図ります。同時に、これらの緑が私たちの暮らしと無関係にあるのではなく、暮らしを豊かにするものとして位置づけ、緑と暮らしの良好な関係が息づいている地域づくり・環境づくりを目指します。</p>	<p>緑の基本計画 P.10：計画の目標</p> <p>■緑のエコロジカルネットワークと緑を楽しむ暮らしが息づいたまち</p>
	<p>緑は人と密接にかかわりあひながら存在しています。特に、本市にある緑の多くは、人によって育まれてきた緑であり、今後も人がかかわっていくべきものとしてとらえる必要があります。</p> <p>本市には、この緑を支える人として、市民、土地所有者、市民ボランティアやNPO 法人などの団体、民間事業者、国等の研究機関、大学、国・県・市などが考えられ、極めてバラエティに富んでいます。これらは、いわば緑のまちづくり物語の登場人物であり、本計画はそのシナリオであるともいえるでしょう。登場人物たちがその役割を果たし、また役同士が息のあった関係をつくることによって、ひとつの物語はさらに大きく広がります。</p> <p>このように市内にある取り組み・活動の集積を有効に活用するとともに、それぞれが持つ役割を分散させることなく、その関係を整えることによって、各主体の協働・連携のネットワークの形成を図り、緑のつくばを支えていくことを目指します。</p>	<p>緑の基本計画 P.10：計画の目標</p> <p>■緑の連携・協働のネットワークが支えているまち</p>
	<p>「豊かな食」や「地域環境」の恩恵を受けるためには、農業者をはじめ、市民すべてが「農業・農村」に対する相互理解を深め、地域を維持・活性化していくことが必要です。このためには、地産地消の推進をはじめ環境に配慮した農業の推進により農村環境を保全していくとともに、農業体験等を通してながら農業の魅力を発信し、市民と「農」とのふれあいを促進することにより地域農業の活性化を図ります。</p>	<p>農業基本計画 P.9：基本方針③</p> <p>「地域」の活性化</p>

	参考になる内容	関連計画の該当箇所
豊かな自然環境・生物多様性を未来につなぐ（続き）	筑波山地域は、地層・岩石・地形・火山・断層など地球科学的に見て貴重な見どころを有機的に結びつけた大地の公園として平成 28 年 9 月に日本ジオパークに認定されました。今後は、この筑波山地域ジオパーク一帯を広域展開エリアと捉え、近隣市町村と連携してより一体的で重層的な観光空間の構築を目指していきます。	観光基本計画 P.53：基本方針 4 「筑波山地域ジオパークの活用と広域観光の推進」の施策の方向性
	筑波山を代表する恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市、いわば自然と都市が調和した田園都市「つくば」の魅力を活かしたまちづくりをさらに進める	きれいなまちづくり第 4 次行動計画 P.4：目標とすべき将来像
資源を賢く使う循環型社会に近づく	地域で最適な生産や消費、再資源化、再利用等を進めることで、「ごみ」という言葉がなくなっています。	未来構想 P.38：Ⅲ 目指すまちの姿・2030 年の未来像
	限りある資源を大切にすまち・田園都市つくば	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 P.18：基本理念
	循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政の協働が不可欠です。そのため、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、お互いに協力して減量化・資源化を目指します。	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 P.18：基本方針 ■市民・事業者・行政の協働
	循環型社会を形成するためには、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を実践することが重要です。ごみの発生段階、排出段階、処理段階で減量化、資源化を推進し、最後に埋立されるものを最小化することを目指します。	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 P.18：基本方針 ■3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
	資源として使えないものを、安全かつ適正に処理するために、廃棄物処理やリサイクルにかかる環境負荷の低減、処理コストの削減を踏まえた、効率が良い処理システムづくりを目指します。	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 P.18：基本方針 ■適正な処理処分システムの整備

	参考になる内容	関連計画の該当箇所
安心で快適な生活環境で暮らす	市は、きれいなまちづくりのための活動を推進するために、「ごみの投棄」「飼い犬のふん放置」「まちの景観保全」等に対する対策を横断的に進めます。	きれいなまちづくり第4次行動計画 P.5：基本方針Ⅰ．きれいなまちづくりのための活動の推進
	市は、きれいなまちづくりのための意識の啓発を行うために、啓発チラシの回覧やポスターの掲示、街頭キャンペーン、公用車・市の封筒などへのメッセージ貼付、環境美化学習、環境美化作文・ポスターコンクールなど様々な施策を行い、つくば市で暮らし、活動する人々の環境美化に係る意識啓発を高め、きれいなまちづくりを進める人づくりを行います。	きれいなまちづくり第4次行動計画 P.5：基本方針Ⅱ．きれいなまちづくりのための意識の啓発
	市は、きれいなまちづくりのための活動を支援するために、清掃用具等の提供やごみの収集などを行い、また、環境美化活動団体を表彰するなど、自発的に行われているきれいなまちづくりのための活動を支援します。	きれいなまちづくり第4次行動計画 P.5：基本方針Ⅲ．自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援
	市は、市民や事業者と情報交換を行い、市・市民・事業者の相互の連携を構築し、きれいなまちづくりのための活動を進めていきます。	きれいなまちづくり第4次行動計画 P.5：基本方針Ⅳ．市・市民・事業者の相互の連携
	そこ（注：自然と都市が調和した田園都市「つくば」）に暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受するためにも、市・市民・事業者が手を携えてきれいなまちづくりを進めます。	きれいなまちづくり第4次行動計画 P.4：目標とすべき将来像
市民一人ひとりが環境を考え、行動する	市民一人ひとりが地球や環境に優しい選択を大切に、自分ができる身近なことから取り組む	未来構想 P.38：Ⅲ 目指すまちの姿・2030年の未来像
	研究成果を活かした新産業の創出や地域企業等における科学技術の活用が進むとともに、社会や環境と調和しながら地元企業等が持続的に成長するモデルが地域に浸透しています。	未来構想 P.38：Ⅲ 目指すまちの姿・2030年の未来像
	市民一人ひとりが自分の街への愛着や誇りを持ち、社会・経済・環境の関係性を考えながら意見を交わし、自ら行動することで、市民が中心となったまちづくりが進んでいます。	未来構想 P.39：Ⅳ 目指すまちの姿・2030年の未来像

	参考になる内容	関連計画の該当箇所
市民一人ひとりが環境を考え、行動する (続き)	<p>目標3：市民みんなで育て、守っていくまち</p> <p>人々の価値観や生活様式が多様化する社会において、市民相互の交流を深めるための機会の創出や、地域レベル・文化レベルで多種多様にあるコミュニティ活動を推進し、つくば独自の都市文化を育むとともに、市民・企業・行政など、みんなで知恵と力を合わせ、それぞれの特徴をいかしてまちづくりを進めます。</p>	都市計画マスタープランP.41：まちづくりの目標3
	<p>豊かな自然環境，最先端の研究・教育機関の集積といったつくばの特性をいかし，大学や研究機関等との連携による幅広い教育活動を推進します。</p>	教育プランP.44：基本方針7「つくばの特性をいかした教育を推進する」施策1つくばの特性をいかした教育の推進の『施策の方向性』

市民アンケート結果及び環境未来カフェにおけるキーワード

	参考キーワード
全般的な事項	SDGs / 持続可能なつくば / 研究と環境の連携のまち / 研究所や大学のアイデアを活用 / コンパクトシティを推進
気候変動に適応できる低炭素モデル都市を形成する	デマンド型交通が浸透 / 自家用車がなくても生活できる / 公共交通の充実 / 自転車道の整備 / 中心部の車の乗り入れ禁止、中には自転車やセグウェイ / 水素自動車 / バス利用人口を増やす / 渋滞を減らす / ペDESTリアンデッキが美しく維持 / 二酸化炭素削減達成 / エネルギーの地産地消 / バス・タクシーEV化 / 災害につよい街
豊かな自然環境・生物多様性を未来につなぐ	筑波山や宝篋山の景観 / 森林や公園が身近 / 自然を残すところは大きなエリアで残せる / 自然の豊かさ / 筑波山、ジオパーク / 自然環境の話ができるまちつくば！ / 筑波山へ訪れる人は増えるが緑の環境や水は守られている / 宅地開発で自然が無くなりつつある / 平地林の整備、維持（造られた公園にない魅力） / 地域ごとに森林公園 / 公園を増やすより里山を保全 / 自然環境マップやレッドデータブック / 公園がたくさん / 美しい“筑波山”がある / お米や野菜を地産地消 / お野菜、フルーツの地産地消 / 多くの休耕田の有効活用
資源を賢く使う循環型社会に近づく	ゴミにしないで活用できるシステム作り / ごみのリサイクル率アップ / 3R / 脱プラスチック / プラ製品の使用削減
安心して快適な生活環境で暮らす	静かなまちで、落ち着いた暮らし / ごみが目につかない清潔な街並み / プライバシーが守られた上で適度なコミュニケーション / コレクティブハウス（共同生活） / 空気がおいしい / 安全に飲用できる水道水 / 空気がきれい、水がおいしい / 土ほこりがあがらない町・家庭菜園や緑地化の普及した町 / 空気をもっときれいなままで（野焼きや排気ガスの解決）
市民一人ひとりが環境を考え、行動する	市民の気づきを増やす環境教育 / 大学生が小学校に行って環境を教える / 市民活動、アダプト・ア・パーク、きれいまち / 小学校・中学校の環境教育充実 / 大人向けのつくばスタイル科 / 市役所内でのスペシャリストの育成

## 第6章 まちづくりの理念及び目指すまちの姿

- つくば市は、社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指します。
- そのために、21世紀半ばまでを見据えたまちづくりの基本理念として、「つながりを力に未来をつくる」を掲げます。これは、ひとや組織の顔と顔が見えるつながりをつくり、挑戦が新たな挑戦を生む連鎖により新しいまちをつくる力を生み出し、だれもが幸せを感じる未来をつくり、さらなる好循環を生み出すことで、まちが持続的に発展していくという想いが込められています。
- また、目指すまちの姿（ビジョン）を、①誰もが取り残されず、自分らしく生きるまち、②未来をつくる人が育つまち、③科学技術で人が豊かになるまち、④魅力を共に創るまちと定めるとともに、そのマイルストーンとして、各ビジョンの2030年までに実現を目指す未来像を明らかにします。

### 1 まちづくりの理念

## つながりを力に未来をつくる

- 顔と顔が見える  
多様なコミュニティの中で、顔と顔が見えるつながりをつくり、
- 挑戦を応援する  
イノベーションを目指す挑戦者を応援し、挑戦を身近に感じながら次世代を担う子どもたちが成長することで、新たなまちの活力を生み出し、
- 未来をつくる  
だれもが幸せを感じる未来をつくり、さらなる好循環を生み出すことで、まちを持続的に発展させていきます。

### 2 目指すまちの姿

#### I 誰もが取り残されず、自分らしく生きるまち

誰一人取り残さないよう、年齢、性別、国籍、個性などによらず、人間一人ひとりの安心が守られ、地域の隅々まで福祉がいきわたり、つくばに集うすべての人が自分らしく生き、自然豊かで幸せがあふれるまち。

#### 2030年の未来像

- 様々なコミュニティによる支え合いの中で、充実した医療や介護、必要な目配りや支援などの頼れる福祉が地域に行き届いています。
- 誰もが移動しやすい環境の中で、一人ひとりが健康を大事にしながら、様々な場面で社会に参画し、生涯現役で活躍しています。

- 地域で連携しながら日頃からの防災・防犯の準備や教育を行うとともに、公共施設や生活インフラを安定的に維持管理することで、誰もが安全・安心な生活を送っています。
- 筑波山などの美しい景観や豊かで多様な生態系により、多くの人々が自然の恩恵を実感しながら自然を守り育てる意識を持って生活しています。

## II 未来をつくる人が育つまち

公正・公平や平和などの価値を大切にし、自分と他者、社会、自然との関係性を認識し、持続可能な地域と世界を構築するために自ら考え、働きかけ、変革を起こす人材が育つまち。

### 2030年の未来像

- 充実した子育て環境とともに、創意工夫にあふれた様々な遊びの機会が街中にあふれ、親子が一緒に楽しみながら成長しています。
- 子どもたちは、自分の好きなことを見つけ、得意で特異なことを伸ばしながら、未来を切り拓いていく力を育んでいます。
- 性別、国籍、年齢等を問わず、自身や他者の選択を尊重し合う多様性に寛容な文化が地域に根付いています。
- あらゆる分野のチャレンジを応援することで、チャレンジの連鎖が生まれるとともに、次の世代の成長を引き出しています。

## III 科学技術で人が豊かになるまち

科学技術の進歩が市民の日々の生活や地球環境に恩恵を与えるよう、限界を認識しながらも先駆的に活かし、人類共通の課題の解決に貢献するとともに社会にイノベーションを生み出すまち。

### 2030年の未来像

- 最先端の科学技術の知識・経験を有する才能が世界中から集まり、社会との対話を通じながら、新しい未来を切り拓く社会イノベーションを創出しています。
- 研究成果をいかした新産業の創出や地域企業等における科学技術の活用が進むとともに、社会や環境と調和しながら地元企業等が持続的に成長するモデルが地域に浸透しています。
- 生活インフラの維持・更新等の社会課題解決や、誰もが簡単かつ自由に移動できるモビリティ等の新しい社会システムの導入など、科学技術で街全体が進化しながら誰もが豊かな生活を送っています。
- 市民一人ひとりが地球や環境に優しい選択を大切にし、自分ができる身近なことから取組むとともに、地域で最適な生産や消費、再資源化、再利用等を進めることで、「ごみ」という言葉がなくなっています。

#### IV 魅力を共に創るまち

開かれた環境のもと、市民が中心となり、議会、地域団体、大学・研究機関、企業、行政などの顔と顔が見え、人と人がつながり、つくばならではの魅力を高め、世界に示すまち。

##### 2030年の未来像

- 市民一人ひとりが自分の街への愛着や誇りを持ち、社会・経済・環境の関係性を考えながら意見を交わし、自ら行動することで、市民が中心となったまちづくりが進んでいます。
- アイデアや意欲のある人材が集まり、つくばの資産と新たなセンスが融合することで、文化・芸術、スポーツ、観光、商工業、農業などの新しい魅力を創り出しています。
- 公園の中に街があるような緑豊かなゆとりある街並みや、つくばでしか体験できないコトが街中に散りばめられ、世界中から人を惹きつける魅力的なまちになっています。



## 第8章 土地利用構想

### 1 土地利用の基本理念

#### 豊かな自然と都市機能が調和したハブアンドスポーク型都市構造の創出

つくば市は、北に筑波山、南に牛久沼を臨む南北に伸びた市域で、山河や田園、研究学園都市地域やつくばエクスプレス沿線地域、既成市街地や農村等から構成されています。

つくば市の土地利用にあたっては、首都圏や茨城県における役割を十分に考慮し、広域的な視点に立ち、市の特徴を踏まえた持続可能な土地利用を進めます。特に、今後も長期的に定住人口や交流人口等の増加・維持を図るため、田園環境をいかした緑豊かでゆとりある魅力的な都市環境やつくばならではの新たな魅力を創出するとともに、新たな産業を創り出す産業創出拠点について整備を推進していきます。

また、今後の少子高齢化の進行を踏まえ、将来の集約型の都市構造への移行を考慮し、研究学園都市地域やつくばエクスプレス沿線地域をつくば市の核（ハブ）として機能を集積し、従来からの市街地を生活の拠点としてハブとの連携（スポーク）を考慮し生活サービス機能の向上を図る「ハブアンドスポーク型都市構造」の構築を進めます。なお、市内のみではなくつくば市全体を核（ハブ）とし国内各都市及び海外との連携（スポーク）を図ります。

また、つくば市には豊かな自然環境と農村が調和した田園空間が数多く存在することから、それらを活用したつくば独自の魅力ある土地利用を促進します。

※ハブアンドスポークとは航空や物流業界などで使われている言葉。拠点空港から各地域に分散輸送する方式が自転車のハブとスポークの形状に似ていることから呼ばれている。

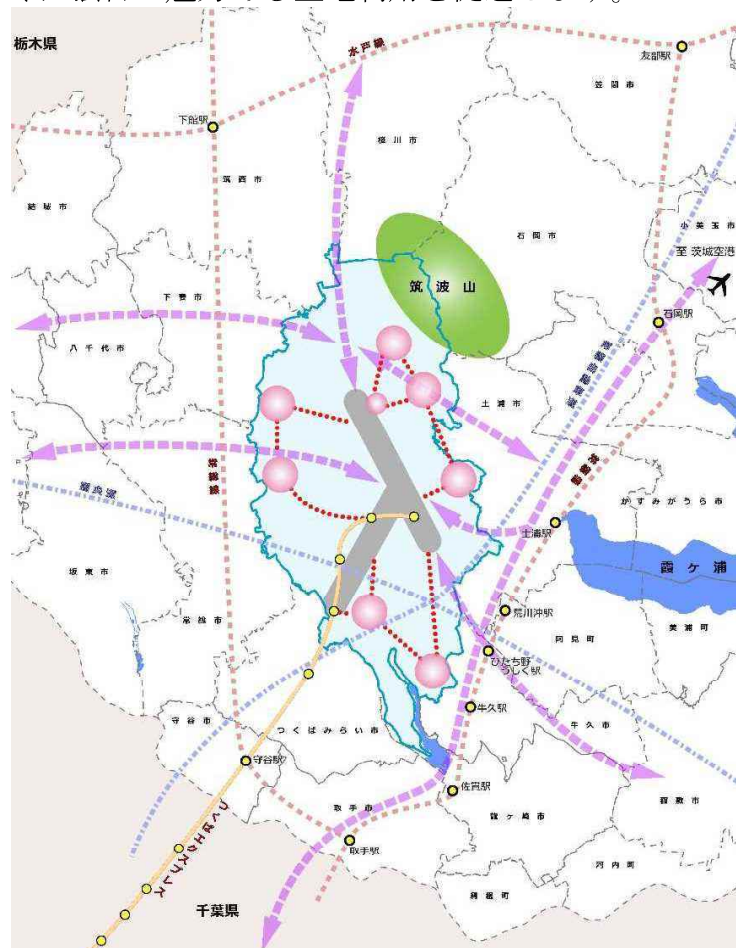


図 29 ハブアンドスポーク型都市構造

## 2 目指すべき都市構造

### (1) 土地利用の考え方

市域に3つのゾーン<sup>3</sup>を設定し、それぞれの特徴を踏まえた魅力的な土地利用を促進します。また、ハブアンドスポーク型都市構造の実現に向け、ゾーンごとに拠点性の向上を図ります。

#### ①田園都市ゾーン

研究学園都市地域及びつくばエクスプレス沿線地域、産業集積地域からなるハブアンドスポーク構造のハブの役割となるゾーン。田園都市ゾーンを更に地域と地区に分類し、土地利用方針を設定。

##### (ア) 地域

田園都市ゾーンを大きく3つに区分する地域

- 研究学園都市地域：筑波研究学園都市建設法に基づいて建設された研究学園地区や関連する土地区画整理事業によって整備された市街地
- つくばエクスプレス沿線地域：つくばエクスプレスに関連する区画整理事業によって整備された市街地
- 産業集積地域：工業団地として研究施設や生産施設等が集積した市街地

##### (イ) 地区

田園都市ゾーンの中でも特に重要となる2つの拠点

- ・つくば中心市街地地区：つくばエクスプレスつくば駅周辺
- ・研究学園駅周辺地区：つくばエクスプレス研究学園駅周辺

#### ②田園集落ゾーン

田園都市ゾーン以外の市街地及び既存集落。田園集落ゾーンをさらに地域に分類し、土地利用方針を設定。

##### (ア) 地域

田園集落ゾーンを大きく2つに区分する地域

- 既成市街地地域：合併前の旧6町村における地域の中心として発展してきた市街地や土地区画整理事業によって整備された市街地
- 集落・里山地域：田園集落ゾーンのうち、既成市街地地域を除く地域（都市計画法に基づく区域区分が市街化調整区域である地域）

##### (イ) 地域生活拠点

地域の中心として日常生活に必要な様々なサービスを提供できる場所

#### ③自然・観光ゾーン

国立公園を含む筑波山系の山麓地帯と小貝川、桜川、牛久沼沿岸の地域

<sup>3</sup> 利用の計画や目的に応じ分けた土地の区分

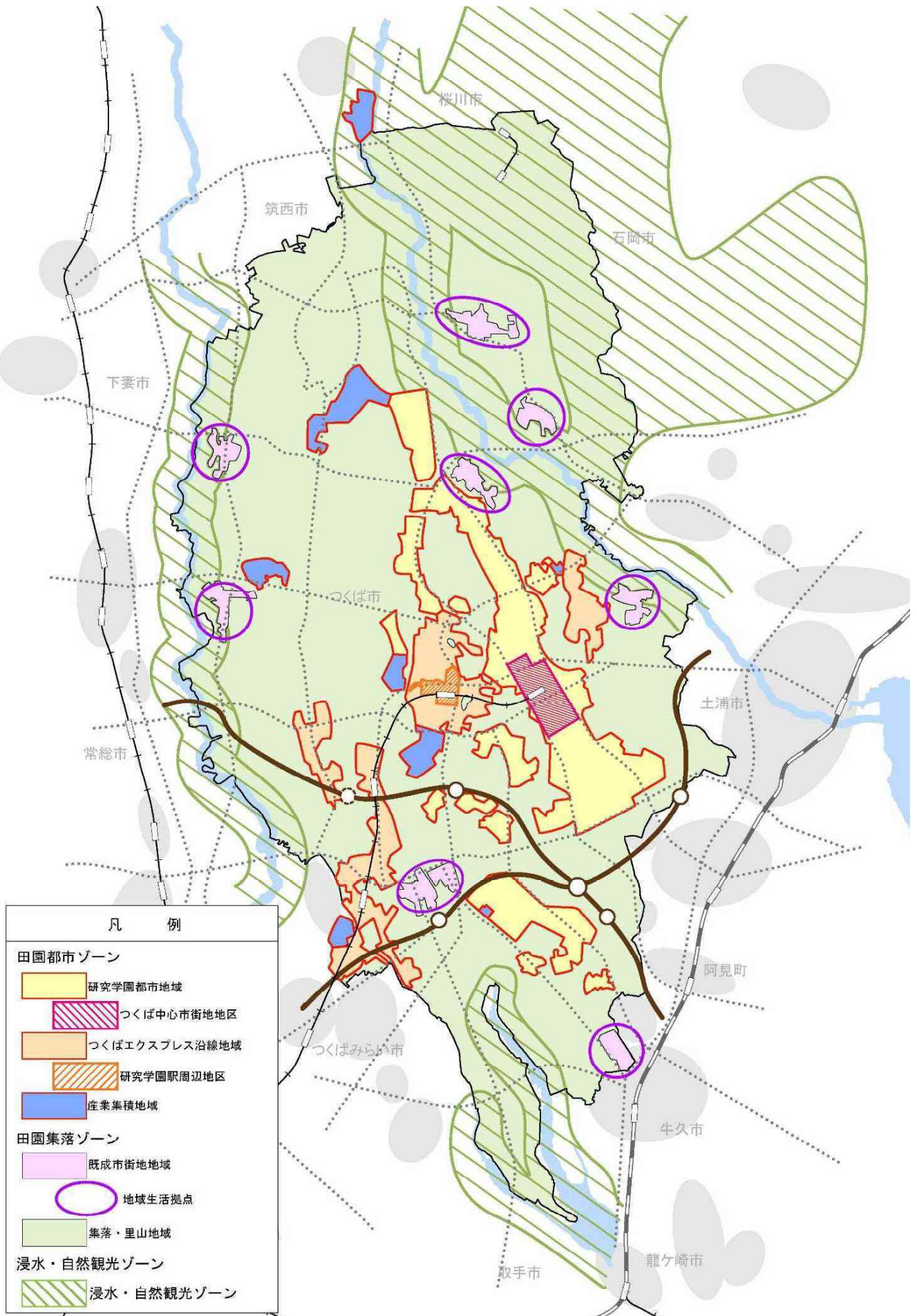


図 30 土地利用構想図

## (2) ゾーンにおける土地利用の方針

### ①田園都市ゾーン

研究学園都市地域やつくばエクスプレス沿線地域における都市機能の集積をいかすとともに、国際都市としての拠点となるよう、商業・業務・サービス機能や研究・教育機関、住居機能等の都市機能の充実と更なる集積を目指します。加えて、つくば市に新たな活力を生み出す既存産業の集積や新産業の創出拠点を積極的に誘導し、緑豊かなゆとりある都市環境とともに、にぎわいをもたらす活力ある土地利用を促進します。

#### (ア) 地域

##### ○研究学園都市地域（略称：研学都市地域）

サイエンスシティの中核として、商業・業務・サービス機能や研究・教育機関、住居機能等が共存し、市街地でありながら緑豊かでゆとりある土地利用を誘導します。

##### ○つくばエクスプレス沿線地域（略称：T×沿線地域）

土地区画整理事業により整備された生活インフラ等の都市基盤をいかし、新たな都市機能を充実させるとともに、緑豊かな良好な居住環境の構築を進めます。合わせて、駅周辺においては、つくばエクスプレス各駅と連携した公共交通ネットワークの構築を進めます。

##### ○産業集積地域

研究施設や生産施設等が集積した工業団地については、産業活動の活性化を図るとともに緑化を推進し、良好な事業環境を創出します。

#### (イ) 地区

##### ・つくば中心市街地地区（略称：中心市街地または中心地区）

つくば市の核となるつくば駅周辺地区について、交通の結節点となり、商業・業務機能をはじめ文化・芸術の拠点となる施設を集積させるとともに、景観や環境に配慮した質の高い土地利用を促進し、必要に応じた土地利用の見直しにより市民生活の中心となり、筑波研究学園都市の顔としてふさわしいまちづくりを進めます。

##### ・研究学園駅周辺地区（略称：研学駅周辺地区または研学駅地区）

新たな発展を遂げる研究学園駅周辺地区について、中心市街地の機能と連携する副都心として、新たな商業・業務機能を集積させるとともに、市街地でありながら緑豊かでゆとりある住環境を創出します。

### ②田園集落ゾーン

既成市街地の生活拠点の利便性向上を図るとともに、伝統的な農業地域としての機能と景観が保持された土地利用を維持・促進します。



## (ア) 地域

### ○既成市街地地域

今後の少子高齢化の進行を踏まえ、従来から集積している生活機能を向上させることや田園風景と調和した住環境等を備えた土地利用を誘導することにより、地域の生活拠点を形成します。特に地域生活の拠点となる市街地については、地域生活拠点として位置づけます。

### ○集落・里山地域

市街化を抑制してスプロール化を防ぎつつ、既存環境や農地の保全を推進し、つくばの特徴である田園空間の保全・創出に努めます。特に農地については、農産物の生産基盤としての機能に加え、水環境や緑環境の維持という面からも重要な役割を担っていることから、今後も維持・保全に努めます。

なお、田園都市ゾーンを補完する大規模な土地利用が求められる場合には、必要に応じて計画的な土地利用を検討します。特に産業集積については、鉄道や高速自動車国道、一般国道等から近接する立地条件をいかし、既存の市街地や研究施設等と連携して社会や経済の持続的発展に貢献し、環境に配慮した上、つくば市に新たな活力を産み出す既存産業の集積や新産業の創出拠点となる場合には新たな産業集積拠点の形成を推進します。

## (イ) 地域生活拠点

### ○ハブアンドスポーク型都市構造の目指す地域の生活拠点

田園集落ゾーンにおいても快適な生活ができるようにするためには、高齢社会を踏まえ、自動車のみでなく、徒歩や公共交通により生活できるまちづくりを行うことが必要です。そのため、移動に無理のない範囲を1つの生活圏域として設定し、生活圏域に「地域生活拠点」を設定することで、地域の生活や活動を支え、利便性と快適性を高めていきます。

地域生活拠点について、核（ハブ）と連携することで日常生活を支えるものとし、公共交通ネットワークにより各地域生活拠点における良好な生活環境を維持します。

### ○地域生活拠点とは

つくば市における地域生活拠点を以下のように定義します。

地域の中心として日常生活に必要な様々なサービスを提供できる場所

- ・ 地域生活拠点は、地域の中心として、まちなぎわいや産業創出の拠点となるなど、地域の成長を担う箇所とします。
- ・ 徒歩や自転車での移動を基本とし、自家用車、公共交通等でも短時間で移動できる範囲で日常生活ができるよう、地域生活拠点を設定し、必要な生活機能を維持・向上させます。

- ・地域生活拠点、地域の中心となることから、合併前の旧町村の中心部や市街化区域内に設けることを基本とします。
- ・地域生活拠点に維持・集積させる機能は、核（ハブ）を補完するものとし、地域生活拠点の特色に合わせ誘導します。

### ③自然・観光ゾーン

優れた生態系を有する豊かな自然環境、水辺環境を保全し、市民の憩いの場や多様な野生生物の育成・生育場所とします。

また、市内のみならず霞ヶ浦などの豊かな自然資源を積極的に活用し、農業・農村体験、自然体験などの参加型観光をはじめ、多くの人々が安らぎ楽しめるレクリエーション空間を形成します。

### (3) 個別計画について

土地利用に関する各個別分野については、関連する各個別計画に具体的な事項を定め、つくば市全域における有効な土地利用を図るものとします。

## 会 議 録

会議の名称		令和元年度第2回つくば市環境審議会			
開催日時		令和元年7月24日		開会 13:30	閉会 15:30
開催場所		つくば市役所2階会議室202			
事務局(担当課)		環境保全課			
出席者	委員	田邊潔会長、田瀬則雄副会長、野中勝利委員、吉野邦彦委員、丸井敦尚委員、杉田文委員、井本由香利委員、加茂徹委員、松橋啓介委員、村上義孝委員、石川幸子委員			
	その他	平成理研(株)：齋藤氏、赤池氏			
	事務局	生活環境部;風見部長、谷内次長 環境保全課;田口課長、中澤課長補佐、臼井係長、 國府田主事			
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数 0名
非公開の場合はその理由					
議題		第4次行動計画の検証について 第5次行動計画の方向性について 今後の計画策定スケジュール			
会議録署名人		課長 田口 一彦	確定年月日	平成	年 月 日
会議次第	別紙のとおり				

<審議内容>

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 第4次行動計画の検証について

事務局：資料1を用いて説明。

委員：第4次計画を作った側の評価であり、市民、近隣市町村の意見が入っていない。

委員：イベント等でとった市民からの意見はあるか。

事務局：まつりつくばやサイエンスラボなどアンケートをとっている。

委員：前向きな意見ばかりではなく寝たきりの方や病院などでも聞いたほうがいいのではないか。

事務局：昨年アンケートでは、つくば市は他の自治体と比べてきれいかとの問いについては89.6%がきれいだと回答している。800人くらいからとったものである。

委員：このような事案に対して市民の意見を取り入れてはどうか。

委員：水質巡視300人とは公募なのか。どのようにやっているのか。具体的な内容や目標値の決め方を知りたい。予算についてもボランティアなのか確認したい。

事務局：年間1人20000円25名で実施している。各ポイント毎に月2回状況を報告してもらっている。

委員：目標値とのずれはなぜか。

事務局：高齢化や病気などの体調不良により実施回数が減ったりしている。平成30年度はポイントを増やしているので超過している。今年度のポイント数は霞ヶ浦問題協議会と協議して、減らしているため、回数は減るかもしれない。



委員：自動販売機についてはどうなっているのか。

事務局：防犯・環境美化サポーター（青パト）にお願いしています。青パトの方々は嘱託員になる。アダプト、河川体験教室、違反広告、イエローカード、環境美化活動支援事業、花と緑の美化活動などはボランティアで実施している。花苗や資材などは市で準備している。雑草（空き地）に関しては職員が見に行っている。空き家は相談があってから行動している。他の巡回は防犯・環境美化サポーターが行動している。

委員：空き家については改善率 40%となっているが、たとえば 10 件有ったとしたら、1 年後には 4 件埋まったということか。

事務局：空き家に関しては 1 年で解決するのが難しいので、1 年間ではなくいままでの累積の中で、報告時点での改善率となっているのだが、指標の目標値の出し方が非常に難しくはなっているため、指標の変更を検討中である。

委員：防犯・環境美化サポーターの人は毎日まわっているのか。

事務局：1 班 2 人が 3 班 6 人で毎日活動している。

委員：1-6 美化活動の数値にきれいなまちづくり実行委員会の報告値は入っているか。市民がせっかく清掃活動をしているが。アダプトにはどうか。

事務局：美化活動はアダプト等に入れない小さな団体の支援数値である。アダプトには団体数が入っている。

委員：放置自転車は、月平均や年間の報告としたほうがいいのでは。花と緑の環境美化コンクールは前回の審議会を受けてアダプトの団体にも声をかけてもらった。今後もお願いしたい。よいことは継続してもらいたい。

委員：空き缶や吸い殻等の放置でできることがあるのか。罰則はあるのか。

事務局：空き缶や不法投棄対策については、市内一斉清掃で年に2回区会単位で行っている。

事務局：最低年2回区会回覧、市報により不法投棄防止の案内をしている。看板の設置も行っている。

事務局：空き缶、吸い殻等の投棄の禁止については条例にも記載があるので周知していく。

委員：指導は難しいのか。

事務局：ポイ捨ては現行犯でないと難しい。

委員：勧告は何件くらいあるのか。

事務局：たばこに関しては、注意を行ってからになるので勧告まではいたっていない。

委員：河川水質監視員には高齢化などの課題があるが、どのように監視しているのか。手順があるのか。市民の中には興味のある人がいるのではないか。河川自然体験は桜川流域小学校だけではなく、夏休みとかにいろいろな学校も参加できるといいのではないか。

事務局：水質監視員への市民募集については今後検討する。自然体験は桜川の漁協が実施しているもので、桜川流域となっているが、検討していく。

委員：第3次計画からの振り返りがあるほうがわかりやすいのではないか。

委員：第3次から第4次にしたらこう良くなったから第5次として有効性、妥当性があると説明したほうがいいのではないか。

事務局：第4次策定時の現状と課題にどのように有効であったかを検証したいと思う。

委員：放置自転車対策としての駐輪場整備計画はあるのか。

事務局：駅周辺に整備の計画がある。

委員：犬のフンについて改善されていない地域での区会とかではできないの

か。

事務局：今のところ考えてはいないが、今後検討する。

委員：この場で思いつかなかったことについては、事務局宛にメールなどで  
問い合わせを

## (2) 第5次行動計画の方向性について

事務局：資料2-1、資料2-2を用いて説明

委員：アダプトの変更はよいと思う。県の参加団体も含めるということによ  
いのか。

事務局：アダプト事業だけを対象としていたので、広く知らせるためにも個  
人の活動支援も含めることを考えている。

委員：青年会議所のきれいなまちづくり実行委員会でいろいろやっていた  
が、カウントされていなかったので入れていただきたい。ウエルカム  
フラワーについても他の団体からの報告もあるので活用して欲しい。

委員：つくば環境スタイルのサポーターとしてゴーヤの苗の配布を行っている。  
入れてもらうと良いのではないか。筑波山のジオパークでの取り  
組みも一行でも入れてもらえるといい。

事務局：参考にする。

委員：第5次計画の方向性を今の時点で作るのは早いのではないか。第3  
次、第4次の検証が先ではないか。第5次策定は市民のライフサイク  
ルを考慮する必要がある。5年間で繰り返しが必要なもの、数年に1  
回で良いものがあると思う。そういう行動計画の作り方そのものも含め  
て検討してもらいたい。

事務局：参考にする。

委員：第3次計画からの流れで、これからも繰り返しが必要な事業である  
か、整理してもらいたい。

委員：SDGs に注目するのであれば見せ方を考えて欲しい。SDGs の中で重要なのは定量的、継続的に評価すること。数値をとったときに改善が見えるようにしたい。すべて毎年指標とる必要はないとも思う。

委員：複数の指標で評価する方法も良いかもしれない。持続可能な都市及び人間居住の中にきれいなまちづくりが入ると良いと思う。

委員：環境推進会議は定期的にやっているのか。

事務局：四半期ごとに報告を出してもらい、年1回の確認を行っている。

委員：方向性としては、数値目標をこれまでと同様に入れるということで良いのか。第3次から第4次で指標を絞った。今回は指標を増やす話もある。年ごとにメリハリをつけてはどうか。

委員：中間評価があることを前提にすれば5年でもよいが、資料2-1の3計画の推進の方向性に記載がない。

委員：花と緑の美化活動に関して、プランターは花や草だが外来種の問題も考える必要があると思う。在来昆虫にやさしい緑化ができると良いと思う。自動販売機も設置場所により電力使用が異なるのであれば環境にやさしい設置場所のアドバイスもしたら良いのでは。

事務局：外来種については現在オオキンケイギク対策を進めている。

事務局：今回は行動計画であるので、生物多様性については参考にする。

委員：計画がかたくなるしい気がする。新規の花と緑の啓発事業では、果樹を植えてはちみつや果物などちょっとした遊び心があるものが1つでもあると良いと思う。

委員：街路樹を果物などにする。みんなで植えるものはエリアごとに花の色を分けるなども良いと思う。

委員：市と市民の取組を分けて書くのであれば市民の課題を抽出するため意見を聞くのはむしろ必須では。

事務局：担当課の方でどういった調査を行っているか確認する。

委員：市民の意見も必要だが、施策の方向性がアンバランスにならないようにすることが必要。計画をみたとき、水質監視員とか、市民がどういう機会に参加できるのか簡単にわかるものを入れては。空き家について指標をどのようにするのか。少しでも進んでいれば改善の評価ができるが良い。指標が上がらなくても、ちゃんと母数を増やせるようにアプローチしてほしい。

委員：啓発が大切である。次世代に向けた啓発も必要。5年だけでなく、長い目で見た事業を。学校でも花と緑の活動をやってきた。

事務局：体験学習など検討する。

委員：項目としてごみの放置対策とまちの景観保全に異論はない。しかしそこから犬のフン、放置自転車を別にした理由はあるのか。また、セキュリティ保護が入っていないのは何故か。論理的な枠組みの作り方を。低いハードル（目標）をたくさん作ってはどうか。最終的な目標を自分で設定できると満足度が上がる。市民が参加した充足感があると良い。

事務局：検討する。

委員：きれいな写真を入れて欲しい。第4次計画の成果などを入れて欲しい。

委員：歩きながらごみ拾いをするなどして、多く拾った人を表彰するなど検討して欲しい。

事務局：他課含め検討いたします。

### (3) 今後の計画策定スケジュール

事務局：資料3を用いて説明

## 4 閉会

## 令和元年度第2回つくば市環境審議会次第

期 日：令和元年7月24日（水）13:30 から

場 所：市庁舎2階会議室202

### 1 開 会

### 2 市長あいさつ

### 3 諮 問

つくば市きれいなまちづくり第5次行動計画策定について（諮問）

### 4 議 事

- (1) きれいなまちづくり第4次行動計画検証及び今後の方向性について
- (2) きれいなまちづくり第5次行動計画へ向けての見直し（案）について
- (3) 今後の計画策定スケジュールについて
- (4) その他

### 5 閉 会

第4次行動計画の検証

資料No. 1

第4次行動計画								
施策	事業	実施計画	指標	目標値	実績	現状	課題	
1 ごみの 投棄対策	(1) 市内一斉清掃事業	市民参加による市内一斉清掃を行う。	一斉清掃の実施回数 (回/年)	H29	2	2	広報紙等で市民に参加を呼びかけ、毎年6月と12月に市内一斉清掃を実施し、目標を達成している。	市民に定着しており特に問題はない。
				H30	2	2		
				H31	2			
	(2) アダプト・ア・ロード事業	登録団体による道路の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。	参加団体数 (団体/年)	H29	24	21	空き缶やゴミの収集、除草などの道路美化活動を行っているが、参加団体数は目標に達していない。	高齢化などにより活動終了する団体もあり、新規団体の参加も少ない。
				H30	26	22		
				H31	28			
	(3) アダプト・ア・パーク事業	登録団体による公園の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。	参加団体数 (団体/年)	H29	40	38	公園緑地のごみ拾い等の園内清掃や除草などを行っているが、参加団体数は目標に達していない。	高齢化などにより活動終了する団体もあり、新規団体の参加も少ない。
				H30	42	37		
				H31	44			
	(4) 河川環境保全事業	水質監視員による巡視を実施する。	巡視延べ人数 (人/年)	H29	300	278	河川の監視を月2回することで河川の保全を図る。河川状況の異常は少ない。巡視延べ人数が目標に達していないときもある。	高齢化などにより監視員のなり手が不足する可能性がある。
				H30	300	496		
				H31	300			
河川の自然を利用した自然体験学習会を実施する。		参加者数 (人/年)	H29	300	295	桜川流域小学校の4年生を対象とした年2回の稚魚放流、水辺に親しむ標語コンクールへの協力を行っている。目標を達成していないときもある。	事業として問題はないが、指標を参加者数としているため、対象小学校の児童数の変動で、目標が達成できないことがある。	
			H30	320	342			
			H31	320				
(5) 不法投棄対策事業	巡回や看板配布等により、不法投棄の再発を抑制する。	不法投棄年間再発防止率 (%)	H29	70	98	防犯・環境美化サポーターによるパトロールと不法投棄物の回収と市民からの不法投棄に関する情報提供を実施し、目標を達成している。	巡回や不法投棄物の回収を継続しているが、不法投棄が見られる。	
			H30	75	97			
			H31	80				
(6) 環境美化活動支援事業	市民及び事業者による清掃を中心とする環境美化活動を推進する。	活動参加延べ人数 (人/年)	H29	13,000	11,666	環境美化活動への支援、制度について広報しているが、活動参加延べ人数は目標に達していない。	ボランティア支援制度の認知度が低く、周知方法を検討していく。	
			H30	13,500	9,443			
			H31	14,000				
2 飼い犬 のふん 放置対策	(1) 犬のふん放置対策事業	イエローカード作戦を実施する。	参加団体数 (団体/年)	H29	15	10	イエローカード作戦の実施により一定の効果が得られているが、目標に達していない。	犬のふんによる苦情は、改善されていない地域もあるため、今後も継続して取り組む必要がある。参加団体数の増加に向け広報していく。
				H30	15	7		
				H31	15			
			ふん放置解消率 (%)	H29	90	86		
				H30	90	86		
				H31	90			

第4次行動計画								
施策	事業	実施計画	指標	目標値	実績	現状	課題	
3 まちの 景観保 全対策	(1) 落書き対策事業	巡回や速やかな消去作業等により、落書きの発生を抑制する。	巡回延べ人数 (人/月)	H29 H30 H31	240 240 240	240 240	巡回による抑止効果、落書きされやすい箇所への絵画制作を行った。巡回延べ人数の目標を達成している。	巡回による抑止効果が得られているが、落書きは見られる。
	(2) 印刷物等の放置対策事業	防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、未然防止を図る。	巡回延べ人数 (人/月)	H29 H30 H31	240 240 240	278 292	印刷物等の散乱、放置の防止に向け防犯・環境美化サポーターによる巡回を行ってきた。近年はこのような事例もなくなっている。	一定の成果が得られたものとして印刷物等の放置対策事業を終了。
	(3) 違反広告物除却事業	市民ボランティア団体、市職員、委託業者、近隣市町村及び民間事業者等により、様々な側面から違反広告物の除却を行う。	違反広告物の除却数 (枚/年)	H29 H30 H31	600 550 500	497 267	除却活動の継続的な実施により、違反広告物は減少傾向となっている。そのため、目標に達していない。	違反広告物は減少しているが、除却をやめてしまうと、またでてきてしまう可能性がある。
	(4) 除草事業	雑草は繁茂又は堆積している空き地に対して、適正管理指導を行う。	雑草繁茂地改善率 (%)	H29 H30 H31	75 75 75	75 86	空き地の所有者への適正管理通知の発送、除草希望者への業者による除草の実施や相談により、目標を達成している。	空き地の所有者が不明であり、除草を実施できない。
	(5) 空き家の適正管理事業	市民から相談があった管理不全な空き家等について、所有者等を調査・特定し、管理不全な状態を改善するよう行政指導を行う。	管理不全空き家改善率 (%)	H29 H30 H31	50 52 54	42 38	管理不全な空き家等の所有者等を調査し、行政指導等を実施している。空き家等無料相談会の開催や空家バンク制度を運用し、空き家等の利活用を図っている。管理不全な空き家等は、多様な状況にあり、目標値を達成していない。	助言・指導しても改善されない空き家等への対応。空家バンク制度の登録物件が少なく、利用希望者のニーズに応えられていない。
4 放置自 転車対 策	(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業	自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告及び撤去を行う。	違反駐輪警告台数 (台/日)	H29 H30 H31	24 23 22	22 22	放置自転車等の撤去回数の増加、放置禁止区域の拡大などにより、撤去台数は減少傾向にあるため、抑止効果は得られ、目標を達成している。	依然として自転車等の放置がみられるため、継続した対応が必要。
	(2) 駐輪場の整備事業	需要予測に基づく駐輪場の整備計画を毎年度見直す。	整備計画の見直し	H29 H30 H31	○ ○ ○	○ ○	駐輪場調査を実施し、今後の人口増加を踏まえた駐輪場必要台数の試算を行った。利用者アンケートからは、駐輪場の拡張や環境改善の要望が挙がっている。	要台数等の需要予測も踏まえた整備計画を策定する必要がある。
5 自動販 売機の 適正管 理	(1) 自動販売機の適正管理指導（たばこ）	自動販売機の巡回を行い、必要に応じて自動販売機事業者への指導を実施する。	巡回回数 (回/年)	H29 H30 H31	4 4 4	4 4	市内のたばこ自動販売機設置台数が減少傾向にあり、ステッカーの未貼付報告件数も減少傾向にある。未貼付の報告があった自動販売機は全箇所貼付済みである。目標も達成している。	自動販売機設置台数も減少しており、事業単体での巡回の必要性を検討する必要がある。
	(2) 自動販売機の適正管理指導（飲食）	自動販売機の巡回を行い、必要に応じて自動販売機事業者への指導を実施する。	巡回回数 (回/年)	H29 H30 H31	4 4 4	4 4	空き缶等のポイ捨てを防止するため、散乱防止啓発ステッカーを自動販売機（飲食）に貼付する。目標も達成している。	問屋に散乱防止啓発ステッカーを配布し、設置前に貼付している。そのため、他の巡回との統合を検討が必要。



第4次行動計画								
施策	事業	実施計画	指標	目標値	実績	現状	課題	
6 花と緑 の美化 活動	(1)花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）	センター地区において、市民協働での花植え等の活動を実施する。	参加者数 (人)	H29	160	164.5	市民参加によりセンター地区のプランター500ヶ所程度に年2回花壇づくりを実施している。	プランターの数が限られているため、人数が多いと短時間で終わってしまう。
				H30	160	95.5		
				H31	160			
	(2)花と緑の環境美化コンクール	市内各地域における、自主的な花壇活動を、花苗等の物品提供事業により支援する。	事業活用花壇箇所数 (箇所/年)	H29	124	129	地域等の花壇づくりに対し、年2回花苗や用土などを配布している。年間125団体程度、1団体花苗80株程度配布している。	提供できる花苗が限られているため、活用花壇数が増えると配布する花苗が減ってしまう。
				H30	127	125		
				H31	130			
(2)花と緑の環境美化コンクール	花と緑の環境美化コンクールの市審査を実施し、大好きいばらぎ県民会議に推薦する。	応募団体数 (団体/年)	H29	11	16	花壇活動を行っている団体にコンクールを広報したことにより応募団体が増加し、目標を達成している。	広報の仕方により応募団体が増減してしまう。	
			H30	12	24			
			H31	13				

## 第5次行動計画の方向性について

### 1 行動計画の基本的事項の方向性

- ① 「計画策定の背景と目的」の中に、SDGsの理念を盛り込みたいと考えています。「SDGsのゴール11の“包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住”を実現するため、きれいなまちづくりを進めることによって、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースの普遍的アクセスを提供することに寄与します」といった文章の挿入を検討中です。
- ② 計画の期間を3年から5年にします。計画策定から3年目が見直し時期になることから、検証が2年間だけであり、経年変化を把握して分析するには短いという課題があり、5年にしたいと考えています。  
5年に変更する場合でも、社会状況の変化に応じられるよう、3年目に中間評価を実施し、必要な場合は新たに事業を構築することも含め、対応できるようにする予定です。

### 2 施策事業の方向性

資料No.1の課題を踏まえ、下記のとおり見直します。なお、概略は資料No.2-2のとおりです。

- ① 道路・公園のアダプト事業については、参加団体数が頭打ち状況になっていることから、市のアダプト事業だけに固執せず、県の制度や自治会の活動、委託業務など環境美化事業という広い概念でとらえた事業にしようと検討しています。
- ② 空き家の適正管理事業については、現在の指標が「管理不全空き家改善率」となっていますが、単年度で発生し終結に至る案件ばかりではなく、年度を超えて継続対処しており、数年かかる案件もあり、適切ではないと考えます。そのため、

指標の見直しを行いたいと考えています。（現在、指標を検討中）

- ③ 花と緑の市民参加事業のうちセンター地区の花植えについては、植える花苗数やプランターの数が限られているため、現状の参加者数ではすぐ植え終わってしまいます。そのため指標変更を検討中です。

また、団体ではなく個人へと花植の広がりを図るため、新たにイベント時に花苗などを市民へ配布する啓発事業を検討中です。

### 3 計画の推進の方向性

現行どおり、PDCA サイクルに基づき、庁内の「環境美化推進会議」において年度ごとの点検・評価を行い、「つくば市環境審議会」において計画更新時に見直しを行いますので、とくに変更は考えておりません。

資料No.2-2

施策

1 ごみの投棄対策

2 飼い犬のふん放置対策

3 まちの景観保全対策

4 放置自転車対策

5 自動販売機の適正管理

6 花と緑の美化活動

第4次行動計画事業

(1) 市内一斉清掃事業  
 (2) アダプト・ア・ロード事業  
 (3) アダプト・ア・パーク事業  
 (4) 河川環境保全事業  
 (5) 不法投棄対策事業  
 (6) 環境美化活動支援事業

(1) 犬のふん放置対策事業

(1) 落書き対策事業  
 (2) 印刷物等の放置対策事業  
 (3) 違反広告物除却事業  
 (4) 除草事業  
 (5) 空き家の適正管理事業

(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業  
 (2) 駐輪場の整備事業

(1) 自動販売機の適正管理指導 (たばこ)  
 (2) 自動販売機の適正管理指導 (飲食)

(1) 花と緑の市民参加事業  
 (ウェルカムフラワーCityつくば)  
 (2) 花と緑の環境美化コンクール

第5次行動計画に向けての方向性

(1) 市内一斉清掃事業  
 (2) 道路美化事業  
 (3) 公園美化事業  
 (4) 河川環境保全事業  
 (5) 不法投棄対策事業  
 (6) 環境美化活動支援事業

(1) 犬のふん放置対策事業

(1) 落書き対策事業  
 (2) 違反広告物除却事業  
 (3) 防犯・環境美化サポーター巡回事業  
 (4) 除草事業  
 (5) 空き家の適正管理事業

(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業  
 (2) 駐輪場の整備事業

(1) 花と緑の市民参加事業  
 (ウェルカムフラワーCityつくば)  
 (2) 花と緑の環境美化コンクール  
 (3) 花と緑の啓発事業

事業名変更

統合

新規



日 程		庁議等	つくば市環境審議会
平成31年4月	上旬		
	中旬		
	下旬		
令和元年5月	上旬		
	中旬		
	下旬		
6月	上旬		
	中旬		
	下旬		
7月	上旬		
	中旬		
	下旬		第2回環境審議会 内容: 諮問・審議(第4次行動計画検証)
8月	上旬		
	中旬		
	下旬		第3回環境審議会 内容: 審議
9月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10月	上旬	企画経営課協議 庁議・市長決裁(市報掲載, パプコメ実施)	第4回環境審議会 内容: 審議、パプコメ素案決定
	中旬	15日広報つくば12月号締切	
	下旬		
11月	上旬		
	中旬		
	下旬	パプコメ実施	
12月	上旬		
	中旬	↓	
	下旬	パプコメ終了	
令和2年1月	上旬		
	中旬		
	下旬	市長答申	答申(会長及び副会長のみ出席)
2月	上旬		
	中旬	市長決裁(決定・公表) 庁議資料締切 14日広報つくば4月号締切	第5回環境審議会 内容: パブリックコメント結果報告
	下旬		
3月	上旬		
	中旬		
	下旬	庁議(報告)	
4月	上旬	行動計画印刷	

## 会 議 録

会議の名称	令和元年度第3回つくば市環境審議会		
開催日時	令和元年8月20日 開会 13:30 閉会 16:20		
開催場所	つくば市役所2階会議室		
事務局（担当課）	環境政策課		
出席者	委員	田邊 潔（会長）、田瀬 則雄（副会長）、野中 勝利、杉田 文、松橋 啓介、五頭 泰誠、野田 義光、山谷 憲司、村上 義孝、石川 幸子、吉野 邦彦	
	その他	環境政策課：岡野係長 環境保全課：根本係長 環境衛生課：木村係長 道路管理課：佐藤主査、梶原主事 公園・施設課：林主査、植木主事 都市計画課：風見主事 住宅政策課：小川係長 市民活動課：飯島主事 生涯学習推進課：風巻主事	
	事務局	生活環境部：風見部長、谷内次長 環境政策課：嶋崎課長、沼尻課長補佐、松田係長、 小沼主任技師 環境保全課：田口課長、中澤課長補佐、臼井係長、 國府田主事	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由			
議題	(1) つくば市環境基本計画の改定について ア 前回の環境審議会でのご意見の反映について イ 計画本編における基本目標の記載内容について ウ 計画の進捗手法について (2) つくば市きれいなまちづくり行動計画の改定について		

	(第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画(素案))		
	ア 第3次計画から第4次計画にかけての検証について		
	イ 第5次計画の骨子案について		
	ウ その他		
会議録署名人	課長	嶋崎 道德	確定年月日 令和元年8月28日
会 議 次 第	別紙のとおり		

<審議内容>

1 開会

2 会長、副会長選出

田邊会長、田瀬副会長が選出された。

3 議事

(1) つくば市環境基本計画の改定について

※(1)について、事務局は環境政策課

ア 前回の環境審議会での御意見の反映について

事務局：参考資料 1、参考資料 2 を用いて説明。

委員：生物多様性のデータベース作成時に、市民参加を得ながら調査を進める方法がある。つくば市においても、基本目標 2 『豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ』において、市民参加を促進するような施策があってもよいのではないか。

委員：基本目標 2 の「施策の柱」や「施策」には、「市民」という言葉が含まれていないので、表現を変更してはどうか。

事務局：表現を検討する。

イ 計画本編における基本目標の記載内容について

事務局：資料 1 を用いて説明。

<基本目標 1 について>

委員：温室効果ガス排出量のグラフを見ると、運輸部門は 2014 年と 2015 年  
の間で大きく増えた。目標である 2030 年度に 26%減を達成できるか  
疑問に感じるので、運輸部門の増加要因について説明してほしい。

事務局：運輸部門に関わるデータとして、つくば市民や事業者が所有してい  
る自動車台数が増加している。また、環境省の算定システムが 2015



年から新しいシステムに変更された際、推計に用いる走行距離や Trip 数が約 2 倍になったことも影響している。ただし、その 2 倍となった要因は不明である。

委員：データの出典・出所などを記載すべきである。

事務局：承知した。

委員：つくば市の人口は増加傾向にあるので、市民一人当たりの温室効果ガス排出量を指標にすることもあり得る。その方が、より実現可能性が高い目標になるだろう。

事務局：実行計画では目標として総量を設定する必要があるが、指標としては市民一人当たり排出量を設定することもできる。しかし、国の目標が 26%削減であるため、つくば市も総量で指標の設定を行いたいと考えている。ただし、この指標を残すか否か検討の余地があるとも思っている。

委員：推計精度を上げる努力はもちろん必要ではあるが、温室効果ガス排出量の目標において部門別の議論をしないのであれば、全体の排出量を提示するだけで問題ないのではないか。もしくは、排出量の部門別データを提示するのであれば、「現状」で部門別の現状を記載することが必要であろう。また、運輸部門の排出量は、低炭素車の普及によりある程度は自ずと減少すると考えられるため、実は、他の部門の排出量を減少させることの方が大変かもしれない。

委員：P 2 の 2015 年の温室効果ガス排出量の現状値と、P. 3 の 2015 年のデータに齟齬がある。また、2016 年の排出量の推計値があるのであれば、最新のものを使用すべきと考える。

事務局：P 2 の表中の値が誤り。最新データについては、推計値の確定には時間を要するため、推計値確定後に修正を行う。

委員：評価指標となっている「居住誘導区域内の人口割合」は基本目標 1 の

どの「施策の柱」に関係するだろうか。環境基本計画で取り上げる指標として、この指標より適切な指標がありそうである。

委員：この指標がコンパクトシティの形成に有効に機能するのであれば、P5「低炭素でコンパクトなまちづくり」の中に居住誘導区域に誘導する理由等を記載するとよいだろう。

事務局：当該指標は「まち・建物の低炭素化」に関係する指標となっている。この指標は、立地適正化計画で定められている指標である。基本目標1の指標として「居住誘導区域内の人口割合」を挙げた理由としては、市民の移動を少なくしていかなければ「まちの低炭素化」を進められないと考えたためである。しかし、指標については再検討する。

委員：P5「つくば SMILe ハウスの認定を目指すこと」は、市民ではなく、事業者が行うことだと考える。市民に期待されることとしては、つくば SMILe ハウスに認定された物件を購入することと考えるが、どうか。

事務局：つくば SMILe ハウスの申請は、個人でも事業者でも可能である。

委員：「①施策の方向性」として市が実施すること、そして「②各主体に期待されること」で市民や事業者に実施してほしいことが記載されている。表現がアンバランスに少し感じるので改善してほしい。

事務局：改善策を検討する。

委員：P7に「雨水利用施設の設置を進めること」との記載があるが、公共施設であれば適当な方法であるだろうが、個人では雨水利用より浴槽水利用を記載した方がよいのではないか。災害などで水が止まった際にも浴槽水であれば利用可能であろう。

事務局：最近は個人の雨水利用も進んでいるため、雨水利用と浴槽水利用の両方を記載するように検討する。

委員：評価指標をどのように選定したのか、手順を含め説明してほしい。

事務局：まず、あまりにも細かい指標とならないよう、基本目標全体に関するものを指標として検討した。続いて、可能な限り、つくば市の他の計画で指標となっているものを活用した。また、可能な範囲で、施策の柱に結びつくような指標を設けるように努めた。加えて、市の事業や活動の結果が見えるような指標であることも重要であると考えた。

委員：例えば、「気候変動への適応」については他の計画で指標が定められていないだろう。既存の計画にない指標こそ、今後本計画の中で検討していく必要がある。

委員：エネルギーの地産地消について検討したらよいだろう。エネルギーの地産地消により、地域の雇用も伸びるし、地域の中の経済が潤うと言われている。

事務局：実際のところ、多くの自治体の地域新電力がうまくいっていない現状であり、つくば市で地域新電力を作ることは難しいと考える。つくば市の低炭素社会形成の方針としては、まず個人や事業所に省エネを進めてもらい、必要最低限のエネルギー消費にして頂く。次の段階として、必要最低限のエネルギーを、自ら設置した再生可能エネルギーでまかなってもらう。最終的に、余剰エネルギーや未利用エネルギーがある場合に地域で共有してもらおう。

<基本目標2について>

委員：評価指標にある地産地消レストランはどのようなものを想定しているか教えてほしい。また、『緑提灯』という「地場産品応援の店」を示す全国的な活動があり、近くで作られた食材の割合に応じて「★」の数が変わる仕組みである。『緑提灯』のような、既存の枠組みを指標

として活用することも考えられると思うので紹介する。

委員：地産地消レストランは、新しくつくば市で始める取組である。SDGs 未来都市に関連する施策の一つであり、地元で採れた野菜や肉を使ったレストランをつくば市が認定し、つくば市内で消費することを進めるものである。

委員：地産地消レストランについて、施策の方向性にその用語が出ていない。また、「アダプト・ア・パークに参加する市民団体数」の目標値である 44 団体を達成するのはかなり厳しいだろう。

事務局：担当課と協議の上設定したものであり、今後も新規開発街区ができることも考慮した目標値である。ただし、担当課と改めて協議する。

委員：基本目標 2 の指標として、「生き物の生息・生育状況や生態系の調査の回数」があるとよいのではないか。

事務局：環境基本計画は方針を定めるものと認識している。そのため、指標としては、可能な限り成果指標にしたいと考えて検討しており、調査回数などの活動指標を指標とすることは望ましくない考える。

委員：「水辺の生き物の生息・生育環境の保全」の記載内容として、「河川、ため池」の後に「湿地」を入れてほしい。

委員：評価指標の「生物多様性つくば戦略（仮称）策定状況」は、策定することが目標であろうか。

事務局：第一段階として、2025 年までに同戦略を策定することが目標になると考えている。太文字にしているとおり、同戦略の策定を重点施策とし、より詳細なロードマップ（スケジュール）を別途記載する予定である。

委員：将来的な話ではあるものの、つくば市で環境アセスメント、ミニアセスを制度化できれば、乱開発を防止することにつながるのではない

か。基本目標2の将来像を実現する手段となる。

委員：説明を聞く限り、つくば市は、今残っている緑地を残す方向性であると感じた。つくば市は今後も都市として発展すると考えられ、自ずと開発が進められるだろう。その状況において、緑地の面積を増やすという目標を設けるのは、現実との乖離が大きいと感じる。したがって、自然をどのようにしていくかという観点から目標設定した方が望ましいのではないか。都市の中で、いかに緑を増やし、市民が緑を大切にできるか、その環境づくりが行政の仕事として重要であろう。

事務局：御指摘のとおりである。P12にあるとおり、つくば市の現状を踏まえると、「緑地の減少を抑制」する方向になると考えている。

委員：例えばつくばエクスプレスが通って、沿線の森林が一斉になくなってしまった過去があり、同じことが起こるのは望ましくないと感じる。環境基本計画の中に矛盾する方針・考え方があっても問題なく、両面を考慮するように記載するとよい。

委員：森林や緑地の面積を指標に入れることを検討してはどうだろうか。例えば、衛星のデータを使って森林面積を算出することも考えられる。

事務局：指標の検討過程で、一度挙がっていたが削除した。山林面積の場合、森林が増えたとしても、地目が変更されないと増加しないという制約がある。市の取組が直接的に成果指標の改善につながらないという懸念があり、指標から外した。

委員：地産地消レストランやアダプト・ア・パークに参加する市民団体数は、評価指標としてのスケール感が小さすぎると感じる。基本目標2の評価指標は、つくば市全体を捉えられるような評価指標が望ましいだろう。

事務局：農地面積や山林面積を評価指標にすることも検討したが、市の取組・努力が成果として反映されない可能性が高いと考えた。また、

現行計画の進捗管理に苦勞が伴っており、評価指標をなるべく簡単に把握できるようにしたいと考えている。

委員：あまりにも評価指標のスケールが小さいと感じる。データの取得に関してはつくば市にある研究所に依頼する可能性もあるだろう。

委員：環境基本計画の評価指標としては、施策の成果があったか否かを大まかに把握できるものを設定すると望ましいと考える。市の具体的取組を評価することは、環境基本計画の評価とは別に、別途指標を設けるなどもあり得る。市民が環境基本計画の評価指標を見て、「いかにも基本計画の指標である」と納得できるものにしてほしい。

事務局：スケール感も勘案して、成果指標を再検討したい。

委員：ジオパークに関する記載が施策の方向性にあることは望ましく感じる。また、市民農園や農業体験ののべ参加者数は伸びていると思うので、指標にすることもあり得るのではないだろうか。

事務局：御指摘の点について調整を継続する。

#### <基本目標3について>

委員：『資源を賢く使う循環型社会に近づく』という表現に賛成である。その「資源を賢く使う」という趣旨の中で、未利用資源の利用促進を加えられないだろうか。特に、近年、竹林の管理がなされておらず、景観などが損なわれており危惧している。

事務局：検討する。

委員：以前、レジ袋の辞退数のデータをみた記憶がある。そのような内容を指標にすることも考えられるのではないか。

事務局：検討する。

委員：地域資源の利用に関連して、環境省が地域循環共生圏の構築を進めている。つくば市の環境基本計画においても、施策の柱とすることもあ

り得るのではないか。その場合、地産地消の話その柱に持っていく可能性もある。

事務局：検討する。

委員：基本目標3に現在記載されていない「マテリアルリサイクル」や「未利用資源の利用」などについて、記載可能な内容があるか否か担当課に確認してほしい。

<基本目標4について>

委員：基本目標4の評価指標のスケール感が不揃いである。特に、定期的なパトロールの日数は指標として適切ではないだろう。

事務局：パトロールの日数は削除する。

委員：評価指標として、市民の満足度指標を加えてほしい。

事務局：承知した。

委員：P20「騒音・振動の防止」に記載の「必要に応じて」という文言は削除する必要がある。

事務局：承知した。

委員：施策の柱4-1「清潔で静かな生活環境の確保」の表現は、「豊かな生活環境」のような表記の方が望ましいのではないか。

事務局：アンケートや環境未来カフェで意見が多かったのが、「静か」と「清潔」であったため、現在の記載内容となっている。

<基本目標5について>

委員：評価指標は検討中であろうが、環境配慮に取り組んだことが分かる成果指標にしてほしい。

事務局：本日の議論を踏まえると、評価指標とする指標は、基本目標全体に係るスケール感が大きいものが望ましいと感じている。

委員：つくば市が認める環境認証を作るという施策はいかがか。

事務局：環境認証については、国や県がつくっている制度があり、類似する制度を市が新たに設けることは難しいと現時点では感じている。一方、県が進めているエコショップの制度は下火になりつつあり、その仕組みを活用してもお店にプラスになるか疑問がある。そのため、もう少し検討させてほしい。

委員：例えば、認証を取得したことを店の入り口で示せるようにするなど、店が取り組むインセンティブが重要であろう。

委員：環境スタイルサポーターズ事業者会員を増やす施策があるかを確認したい。また、個人会員ではなく、事業所会員を評価指標にした理由を教えてください。

事務局：事業所会員の活動を活性化する取組ができていないことが問題であり、今後取り組む必要があると考え指標としている。

委員：環境マイスターの活動の現状を教えてください。

事務局：環境マイスターの活動は続いている。

ウ 計画の進捗手法について

事務局：資料2を用いて説明。

質疑なし。

(～15：20 休憩)

(2) つくば市きれいなまちづくり行動計画の改定について

第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画（素案）を用いて説明。

※きれいなまちづくり行動計画の改定については事務局は環境保全課。

ア 第3次計画から第4次計画にかけての検証について



事務局：第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画（素案）を用いて説明。

委員：P19の不法投棄の再発防止率についてだが、この指標でみると年間の不法投棄件数がもし増えていたとしても同じ箇所であれば減ったとみなされる指標になっている。

環境衛生課：この指標の設定はそうなっています。委員がおっしゃったとおり現状ではそうなっている。

委員：全体の不法投棄の数が減ることが目標なのであれば、この指標は少し違う気がする。

環境衛生課：年間の不法投棄の件数を指標とするのも可能である。

委員：どちらがいいのかというのは現場の判断になるかもしれないが、不法投棄の件数が増えてしまっても、再発率が少なくなってしまうとどうなのかというのが個人的な感想である。

委員：自転車の放置のところで、前回の審議会でも年間撤去台数合計の数値を入れたほうがいいのではないかと意見をだしたのだが、入れていただいていたありがとうございました。警告や指導を行うことにより撤去台数も減っていくので駐輪場の整備とあわせて続けていただければと思う。もう一点P42、P43のウェルカムフラワーのところだが、前回も意見を言わせていただいたのだが、P43のところでは春の配布と秋の配布があるので単純に倍となっているのか質問。

市民活動課：ウェルカムフラワーについてですが、ご指摘いただいたとおり平成30年の248という数は、春と秋に花苗を配っているので実際の団体数は割る2になる。

委員：環境美化活動への支援事業で、事業者への傷害保険への加入を支援しているのか。加入を促進しているのか。教えてほしい。

事務局：こちらは加入しろと言っているわけではなく、申請いただいた団体については、活動日、活動人数に応じてイベント時の保険に加入している。

委員：P35 の 28 年度の数值は P34 をみると平成 29 年度に増大しているので数值が間違いではないか。

事務局：こちらは違う指標なので、P34 は違反駐輪警告台数で平成 28 年度の増大で間違いはない。

委員：P36 と P37 つくば駅と TX3 駅でわかれているが、つくば駅周辺は主に有料なのか、TX3 駅は主に無料なのか、参考になれば書いてあるかと思った。P34、P35 で 4 駅合計であるので警告はどこの駅周辺で多くて、違反駐輪撤去はどこの駅周辺で多いのかわかれば教えてもらいたい。この先、無料になっている TX3 駅も部分的に駐輪場を有料にしたほうが、急いでいる人が変なところに止めずに、有料のところ止めるようにしてくれると、いろんな整理がつくのかと思う。

公園・施設課：P36 と P37 のつくば駅、TX3 駅それぞれが有料か、無料かについてですが、つくば駅周辺は基本的に有料になっています。TX3 駅は無料になっている。警告がどこのエリアが多いのかについてですが、エリアごとに警告台数は把握しているので、出そうと思えば出せます。TX3 駅の有料化の検討はしていますが、いきなり有料にするのではなく、なるべく広げてからという方向性で検討している。

委員：無料の駐輪場のところに長期にわたって置き自転車していることが喜ばしくないのであれば、それができないようにしたほうがいいと思うので、部分的に有料化すれば効果的かと思う。そのせいで違反駐輪撤去台数が多いのであれば、そういうことも考えていかなければならない。実態把握のために、こういったところで違反が多いのか分析する

といいかと思う。

イ 第5次計画の骨子案について

事務局：第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画（素案）を用いて説明。

委員：空家のところで、空家対策措置法の認定となった空家が目安になるわけではないのか。

住宅政策課：認定された空家は1軒だけで、すでに解体された。今のところはない。

委員：行政指導というのは、毎年1回指導するのか。

住宅政策課：解体されない場合や管理不全な状態な場合は、継続して把握し7年分抱えている状態である。1か月か2か月おきに通知を出しています。今回の指標としては、その年度に新しく行政指導を出した件数としている。

委員：建物の軒数であり2か月ごとの指導件数ではないということか。

住宅政策課：指導の回数ではなく建物の数になる。建物の関係者が5人いれば5人に出すし、対応がなければ2回3回と出す。

委員：指導を出して何とかならない数もあるとは思いますが、何年か続いている建物の数ごとに目標はたてられないけれども軒数を出す。解決したら何年度に解決したという軒数を出すみたいにしなないとみんながわからない。

住宅政策課：年度の集計というのも、平成28年度に調査をやった数値がベースとなっている。その数値しか公表できる数値がない。その時点での空家の数が1,439軒、管理不全のものが677軒である。

委員：管理不全677軒という数値が、これまでの指標ではわからないのは確かなので、現状がどうなっているのかが把握されてきたら、何年間放

置されているのが何軒あるというのを、目標値のない指標とすると現状がわかるようになるのではないかという気がする。

住宅政策課：特定空家ともからむが、管理不全というのは、同じように建物が壊れていても、大きい敷地の中では倒れたとしても敷地の外に影響がでなければ特定空家には認定されない。隣との境界までの距離がなくそんなに壊れてなくても特定空家になることもある。

委員：現状をみなさんにお伝えできるような指標を出してはどうか。

委員：指標と目標値が書いてあるが少しわかりにくい。例えば P50 参加団体数と参加人数の目標値を割り算の記号で区切るのがよろしくないと思う。そのような箇所が何か所かあるので改善したほうが良いと思う。

委員：年度ごとの取組がだいたい全部同じに書いてある。違うところもあるが、全部同じであれば、「毎年こういうことをします」という書き方で、途中で違うのであれば、例えば「3年後には～にします」とかにし、同じものが5つ並んでいるという書き方を変えたほうが良いのではないか。P59 の防犯・環境美化サポーター巡回事業は他にも例えば不法投棄の巡回もあるので、タイトルとしてあげてしまうと他と区別がつかなくなってしまう。後ろに書いてある3事業をあわせたタイトルにしたほうが良いのではないか。この事業に関しては後ろに解説みたいなものをつけられると思う。

事務局：検討させていただく。

委員：アダプト・ア・パークのところだが、前回活動人数をだすというのではないかとご提案をしたところ、今回採用していただいた。これは直近の状況からだした目標でいいのか。

環境美化活動支援事業だが、環境基本計画のきれいなまちづくり実行委員会の数値目標の11,000とこの11,000は同じだが、前回、きれい

なまちづくり実行委員会の直轄でやっている事業は入っていないと言われた。今回も入っていないと考えていいのか。

花と緑の環境美化コンクールだが、前回もお話ししたがこの3年間応募団体の数値が上がっていて、これは応募すると物品の補助をしますとしたため、応募団体が増えているのだが、目標値をまた14からというのはどうなのか。例えば20くらいの数値からでいいのではないのか。

公園施設課：アダプト・ア・パークの目標値についてですが、最新のデータだと、36団体人数は1,142名なので、そこからの目標値としている。

事務局：環境美化活動支援で支援している団体にきれいなまちづくり実行委員会が入っていないので、支援している団体にはなっていない。活動自体は、まちをきれいにする活動だが、こちらの事業で支援している団体ではないので、目標には入っていない。

生涯学習推進課：花と緑の環境美化コンクールの目標値の件ですが、最新が21団体となっている。次年度の目標値が14団体となっているので検討の必要はあるかと思う。ただし、こちらの事業はチャレンジ茨城県民運動が主催で事業内容の変更等があると市のほうも対応を考えないところがあるので、そこもあわせて検討させていただければと思っている。

委員：前回、花の苗が足りなくなっているとの話があったが、ボランティアの人に作ってもらうということはできないのか。

事務局：イベントの時などに花苗を配布し、自宅で植えてくださいというところから始めてその広がりを見極めながら、次のステップに進んでいきたいと考えている。とりあえずはイベントでどういった効果があるのか見極めたい。

委員：市内一斉清掃の目的でごみのポイ捨ての減少となっているが、もう少し強く撲滅とかの表現にしたらいいのではないか。犬のふんも同様に減少ではなく、なくすとしたほうがよいのでは。

環境衛生課：最終的な目標、目的で考えるとゼロであることが目標ではありませんのでご意見を参考にさせていただき表現を検討する。

事務局：犬のふんも処理していただくのが本来なので、ゼロを目指すのが目的なので検討する。

委員：最終目的としてゼロにするというのであれば、散らかっているとまたごみができる、ふんがあるとまたふんができるということもあるので、精神的な面でもそういうほうがよいと思う。

委員：第4次で年間不法投棄再発率という目標があったが、それだけを出すのがいいのか、それと年間の不法投棄件数をあわせて出したほうがいいのか検討して欲しい。

環境衛生課：ごみがゼロになるのが最終的な目的目標であると考え、不法投棄の指標は、再発、回収件数、回収量がなくなっていくことが目標と思っている。その中で目標を定めるにあたり何らかの指標が必要となってくる。そこで今回は指標として年間再発防止率として今回も引き続き使っていこうと考えているが、あくまで不法投棄されてしまった場所に再度やられないということを目指している。不法投棄件数や回収量などがいいとは思いますが、目標とかなり乖離した結果となってしまう可能性がある。そういったところを考慮して、回収件数や回収量を目標値なしとして把握し、再発防止率を目標値とした。

委員：同じ場所とはどのくらいの範囲をいうのか。

環境衛生課：前回ここにあったものが、ここにある程度であれば同じ場所と認識している。同じ土手にあったという場合は再発ではないと

している。主観から抜けないところもあるが、同じ箇所ですという  
ことで考えている。

委員：不法投棄されやすいところをいかに守るかだと思う。前回は巡回の回数  
を増やすと回収量が増えるとかいろいろ検討してこの指標となっ  
た。この指標だけ見ると現状がわからないので、目標のない指標とし  
て回収量や件数を設定していただいたと思う。看板を配布するなどが  
不法投棄を減らす施策に近いと思う。指標を満足するためにやるので  
はないということに注意して欲しい。

委員：P49 一斉清掃の実施6月と12月とした理由はアンケートを取られた結  
果なのか。

環境衛生課：6月が環境月間でそれに合わせて半年後の12月に行ってい  
る。こういった事業をやっている他市町村も同じ時期にやっ  
ている。ほぼ定着していて変えることが難しい。自治会の中  
でも年間行事としてとらえられている。

委員：写真とか説明とかが抜けている。

事務局：写真やPDCAの図など抜けていますので、次回には入れたものを提  
示する。

委員：第4章施策となっているので第5次とか入れたほうがわかりやすい。  
第4次の章立てもこのようだったか。

事務局：新規事業の検討があり、第4章として第4次行動計画の目標実現の  
ための施策としていますので、今回もそのような形とさせていただ  
く。

閉会

## 令和元年度第3回つくば市環境審議会次第

日時：令和元年8月20日（火）13：30～16：00

場所：つくば市役所2階職員研修室

### 1 開会

### 2 会長、副会長選出

### 3 議事

#### (1) つくば市環境基本計画の改定について

ア 前回の環境審議会での御意見の反映について（参考資料1、2）

イ 計画本編における基本目標の記載内容について（資料1）

ウ 計画の進捗手法について（資料2）

(休憩)

#### (2) つくば市きれいなまちづくり行動計画の改定について

（第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画（素案））

ア 第3次計画から第4次計画にかけての検証について

イ 第5次計画の骨子案について

ウ その他

### 4 閉会



## 基本目標

## 1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する

## ●将来像

- ・気候変動に対処するため、市民、事業者、大学・研究機関、市が連携して取り組み、つくば市ならではの強みを活かした先進的なモデル都市となっています。
- ・省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入が推進され、まちや建物の低炭素化が実現しています。
- ・バスやデマンド型交通などの公共交通が充実し、自転車利用が快適になることで、自家用車に頼らなくても生活できるコンパクトなまちに近づいています。
- ・酷暑や豪雨などの異常気象・災害に対して、その影響を低減する適応策を進めることで、レジリエンス（強靭性や柔軟性）のあるまちとなっています。

## ●将来像を実現するための施策の柱

- 施策の柱 1 - 1 低炭素社会の実現に向けた様々な主体の取組の促進
- 施策の柱 1 - 2 まち・建物の低炭素化
- 施策の柱 1 - 3 低炭素な交通システムの実現
- 施策の柱 1 - 4 気候変動への適応

## ●現状と課題

つくば市は、世界的な課題である気候変動に対して、環境モデル都市として積極的に対策を進めてきました。しかしながら、つくば市域から排出される二酸化炭素に代表される温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。第2次つくば市環境基本計画で設定した基準年である2006年より増加しており、2015年は合計196万t-CO<sub>2</sub>の温室効果ガスの排出となりました。国の目標である2030年に2013年比26%減に貢献するためには、効果的な取組をより加速して実施する必要があります。





これまでの取組として、市の特徴である研究学園都市の知見を活かした対策を行うため、「モビリティロボットシェアリング」などの実証実験を研究機関と連携して実施するなど大学・研究機関との連携に努めてきました。今後も、つくばらしい低炭素モデル都市の実現に向け、様々な主体との連携を強化することが重要です。

また、つくばエクスプレス沿線では新たな宅地開発も進められているため、まちや建物の低炭素化を図るため、2017年に「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」を策定しました。同ガイドラインの周知を行うとともに、つくばSMILeハウスやつくばSMILe街区の認定を進めることで、建物や街区の低炭素化を促進する必要があります。

自家用車が市民の主たる交通手段となっているつくば市にとって、低炭素な交通システムを実現することは欠かせない課題です。エコドライブの推進など自家用車を利用する際に温室効果ガスの排出を抑えるように努めるとともに、自家用車に頼らずとも生活できるように公共交通等の充実や自転車利用を推進する必要があります。

気候を観測した事実として、日本では真夏日や猛暑日が増加傾向にあり、また、短時間強雨の発生回数が増加しています。異常気象による災害の発生、人の健康や農業などの産業にもその影響が及ぶと予想され、2018年には気候変動適応法が施行されました。つくば市においても、これまで取組を進めてきた温室効果ガスの排出抑制（緩和策）だけでなく、気候変動への適応を見据えた取組を進めることが求められます。

## ●基本目標に特に関連する SDGs

特に関連する SDGs	ターゲット	SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7.1/ 7.2/ 7.3/ 7.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの割合を拡大し、グリーンエネルギー技術の開発を推進すること</li> <li>エネルギー効率を改善すること</li> </ul>
 11 住み続けられる まちづくりを	11.2/ 11.3/ 11.5/ 11.b	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な交通システム、輸送システムを発達させること</li> <li>持続可能に人が暮らしていける都市にすること</li> <li>災害に対する適応を進めること</li> </ul>
 13 気候変動に 具体的な対策を	全ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界的な課題である気候変動及びその影響を軽減するため、緊急的な取組を推進すること</li> </ul>
 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	17.6/ 17.14/ 17.16/ 17.17/	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な関係者と協力して気候変動への対処を推進すること</li> <li>つくば市で開発した技術や専門的知見などの共有を進めること</li> </ul>

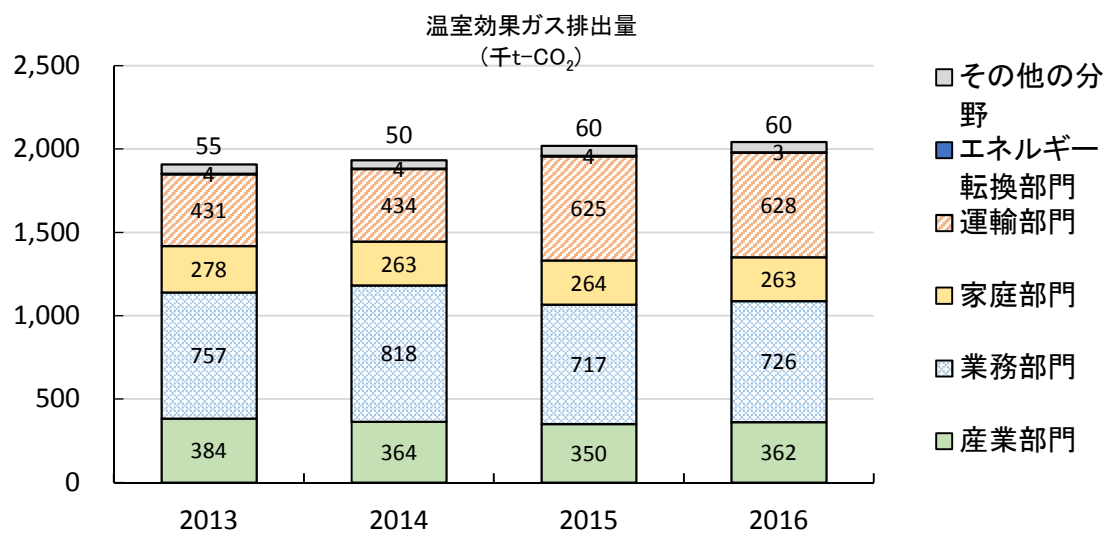
## ●計画の成果を測る評価指標

### 評価指標

評価指標	現状値	目標（2030年度）
温室効果ガス排出量	196万 t-CO <sub>2</sub> (2015年)	137万 t-CO <sub>2</sub> (2013年度比 26%減)
市民満足度調査「低炭素社会の推進」の満足度	19.7% (2017年)	30.0%
つくば SMILe 街区の認定件数	2件 (2018年度)	〇件
市全体人口に対する居住誘導区域内の人口割合	53.3% (2015年)	58% (2035年) ※1

※1 進捗確認は国勢調査に準じて5年に1度

## 評価指標に係る経年データ



① 施策の方向性

○大学・研究機関や事業者との連携強化

市内にある大学・研究機関、事業者との連携を強化し、低炭素化に寄与する取組や研究を進めます。特に、また、事業活動における低炭素化を促進するため、市内の事業者のニーズなどの情報を把握し、事業者との連携を進めます。

つくば 3E フォーラム写真

○市民による省エネの促進

地球温暖化対策に関する普及啓発プログラムの実施、取組成果の見える化を行い、市民生活における温室効果ガスの発生抑制を進めます。

○マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの検討

様々な主体と連携して、気候変動への対策となるだけでなく、経済や社会的課題の解決にも貢献できるような低炭素化プロジェクトを検討・推進します。

② 各主体に期待されること

<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○照明をこまめに消灯するなど日常生活の中で省エネ行動を行うこと</li> <li>○製品やサービスを購入する際は、省エネ型のものを選択して (COOL CHOICE)、環境に良い製品の普及促進に努めること</li> <li>○家庭でのエネルギー使用量を把握して、家庭でできることを考えて、省エネ型の生活に転換すること</li> <li>○地球温暖化の影響について理解を深めること</li> </ul>
<p>事業者に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商品に省エネラベルなどを掲載し、その良さを説明することで、消費者の理解促進に努めること</li> <li>○国等の支援制度を活用して設備更新時に省エネ設備や再生可能エネルギーを導入し、事業所の省エネを推進すること</li> <li>○モーダルシフトやグリーン物流を推進することで、温室効果ガスの排出を抑えること</li> <li>○環境への負荷が小さい電気事業者からの電気の購入</li> <li>○「RE100」の宣言 (事業運営の全てで再生可能エネルギーを利用)</li> <li>○代替フロン排出抑制及び適正な回収を実施すること</li> <li>○低炭素化に向けて行政や研究機関、他の事業者、市民との連携を進めること</li> </ul>

① 施策の方向性

○建物の省エネ・再エネ導入の推進

建物の省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの導入を推進し、建物の低炭素化を進めます。特に、「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」を運用し、エネルギー効率や断熱性能に優れたつくば SMILe ハウスやつくば SMILe ビルなどへの認定を進めることで、低炭素性能の高い建物を増やします。



○低炭素でコンパクトなまちづくり

低炭素社会づくりを牽引する先導的かつ優れた街区の普及を進めるため、つくば SMILe 街区の認定を進め、市内外に広く PR します。また、市域の面的な低炭素化を促進するため、つくば市型の多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を図ります。

○公共施設の低炭素化

公共施設において、導入コストと導入後の光熱水費などを比較検討したうえで省エネ設備への更新を進め、消費エネルギーを削減します。また、適切なエネルギーの消費量を把握し、太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー設備の導入や排熱利用を推進します。

② 各主体に期待されること

<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物を新築する際には、エネルギー効率や断熱性能に優れたつくば SMILe ハウスの認定を目指すこと</li> <li>○既存住宅に太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することや、改築の際に高断熱化や省エネ設備を導入するなど、低炭素化を進めること</li> </ul>
<p>事業者期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民に対して、エネルギー効率や断熱性能に優れた住宅の快適性や経済的なメリットなどを紹介し、普及促進に努めること</li> <li>○街区整備の際は、SMILe 街区への認定を目指して、つくば SMILe ハウスなどの導入を進めること</li> <li>○エネルギーの効率的な消費を目指して、再生可能エネルギー等を活用したエネルギーの面的利用を促進すること</li> <li>○所有する既存施設の省エネ化や再生可能エネルギーの導入を検討すること</li> <li>○オフィスや工場などを新築・改築する際は、つくば SMILe ビルやつくば SMILe マンションの認定取得に努めること</li> </ul>

① 施策の方向性

○低炭素な公共交通の充実

つくば市が構築を進めている「ハブアンドスポーク型都市構造」の方針を踏まえ、市民の利便性向上と交通の低炭素化を推進するため、コミュニティバス（つくバス）やデマンド型交通（つくタク）など公共交通の充実を図ります。また、高齢社会が進行するとともに、人口が増加傾向にあるという都市の成長を見据え、交通サービスの多層化を検討します。



○自転車利用の推進

自転車は環境に良い交通手段であることから、駐輪場や道路など自転車が安全かつ快適に利用できるような空間を整備し、継続的な改善を検討します。また、市外からの来訪者が経済的かつ効率的に移動できるように、つくば駅周辺や筑波山麓でのレンタサイクルの利用を促進します。

○自動車利用の低炭素化

公用車の低公害化を図るとともに、低炭素自動車への補助金制度を運用することで、市内の低炭素自動車台数を増やします。また、自動車利用時にエコドライブが行われるよう普及啓発を行うとともに、交通手段の転換を促進します。

② 各主体に期待されること

<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車運転時のエコドライブに努めること</li> <li>○可能な限り、自家用車に代わりに公共交通機関や自転車を利用すること</li> <li>○自家用車を低炭素自動車へ転換すること</li> <li>○高齢者の免許返納を推進すること</li> </ul>
<p>事業者期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業で利用する自動車の低炭素自動車に転換すること</li> <li>○自動車運転時にエコドライブをするよう従業員を啓発すること</li> <li>○公共交通機関や自転車、徒歩による通勤を奨励すること</li> <li>○時差通勤を奨励し、交通渋滞の緩和に努めること</li> </ul>

① 施策の方向性

○気候変動と関連する災害による影響の低減

気候変動によって生じる酷暑などの異常気象や発生可能性が高まる土砂災害や洪水などの災害に対して、事前に備えをすることでその影響を低減する方策を検討します。

○気候変動の中で健康の維持

気象情報や「暑さ指数」の提供・注意喚起、熱中症の予防・対処法の普及啓発等を適切に実施します。

○気候変動から農業を守る

気候変動の影響による農作物の収量や品質の低下が懸念されるため、高温耐性品種の開発・導入の検討や影響を低減する方策に関する普及啓発を農家に対して実施するなど、農業への影響の最小化に努めます。

○水資源に関する適応

市の渇水リスクに関する最新情報を入手し、渇水被害を軽減するための事前の備えを行い、渇水時には迅速に対応します。また、市民や事業者自ら渇水への備えを行うことを促すため、水資源に関する情報提供や雨水利用などの普及啓発を進めます。

② 各主体に期待されること

<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃から気候変動に適応することの重要性について関心と理解を深めること</li> <li>○つくば市ハザードマップを確認するなど、災害に対する事前の備えを行うこと</li> <li>○酷暑時には、直射日光の下での長時間にわたる運動や作業を避け、休憩や水分補給を行い、対処方法を理解・実践すること</li> <li>○渇水時には特に、水を大切に利用すること</li> <li>○雨水利用施設の設置を進めること</li> </ul>
<p>事業者期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員の安全のため、異常気象に対する事前の備えとして、ハザードマップの確認、熱中症予防措置を行うこと</li> <li>○酷暑時には、直射日光の下での長時間にわたる作業を従業員にさせず、水分補給や休憩をさせるなど、異常気象時の対処方法を理解・実践すること</li> <li>○農業において、気候変動の影響を受けにくい品種の導入を検討すること</li> <li>○特に渇水時に、水を大切に利用すること</li> <li>○雨水利用施設の設置を進めること</li> </ul>



### ●将来像

- ・筑波山や里地里山などの美しい景観が維持され、在来の多様な生き物が息づいています。多くの人々は自然の恩恵を実感しており、つくば市の重要な自然を理解し、大切に思いながら生活を送っています。
- ・貴重な自然や緑豊かな街並みが将来にわたり守られるよう、市民や事業者も協働・連携して、平地林や農地、公園、庭の緑などを守り、育て、ふれあう取組が進んでいます。特に、筑波山地域ジオパークをはじめとした魅力あふれる自然や里山を活用して、エコツーリズムやグリーンツーリズムを積極的に推進しています。

### ●将来像を実現するための施策の柱

- 施策の柱 2 - 1 生き物・生態系の保全
- 施策の柱 2 - 2 里地里山景観の保全
- 施策の柱 2 - 3 都市の緑を増やし、質を高める
- 施策の柱 2 - 4 自然とふれあう

### ●現状と課題




つくば市の自然環境は、筑波山をはじめとする山々や、桜川・谷田川などの河川、平地林、畑地、水田が一体となった田園風景を望むことができる里地里山に特徴づけられます。このような自然環境は、フクロウ（市の鳥）やホシザキユキノシタ（市の花・市の天然記念物）などの住み処となり、また、雨水を蓄え、農作物が育つ、自然の恵み（生態系サービス）を提供しています。一方で、つくばエクスプレス沿線地区では平地林などの開発が進み、生き物の住み処や自然景観が損なわれてしまっている場所があります。

将来にわたって自然の恵みを享受していくため、自然環境や生物多様性について把握するとともに、計画的に保全していくことが求められます。また、つくば市では農地の面積が減少しつつあり、里地里山の景観を今後も維持していくためには、地産地消を促進して地元の農作物の消費を促進し、就農者への支援を行い、農業を活性化することが必要です。

中心市街地では、例えばアダプト・ア・パーク（市民参加による緑化・美化活動）などにより、市民との協働で緑化を推進する取組が進められてきました。このような緑化活動に加え、筑波山地域ジオパークへのエコツーリズムや里地里山の魅力を感じさせるグリーンツーリズムなどの自然とふれあう活動が活発になることで、自然環境の重要性を市民や来訪者が理解し、自然環境や生物多様性を守る活動につなげていくことが重要です。



## ●基本目標に特に関連する SDGs

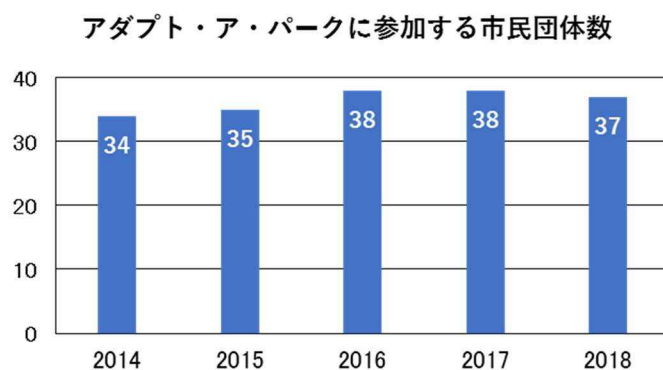
特に関連する SDGs	ターゲット	SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
	2.4	・強靱で持続可能な農業を実践すること
	全ターゲット	・生態系の保護・回復や持続可能な利用を推進すること ・土地の劣化を阻止し、回復すること ・生物多様性の損失を阻止すること
	17.16/ 17.17	・多様な関係者と協力して自然環境・生物多様性保全を推進すること

## ●計画の成果を測る評価指標

### 評価指標

評価指標	現状値	目標（2030 年度）
生物多様性つくば戦略（仮称）策定状況	—	策定（2025 年）
地産地消レストランの認定件数	0 件（2018 年度）	100 件
アダプト・ア・パークに参加する市民団体数	37 団体（2018 年度）	44 団体（2024 年度）

### 評価指標に係る経年データ



① 施策の方向性

○重要な生き物の生息・生育状況の把握

つくば市に生息・生育している生き物の現状を把握し、つくば市の重要な生き物について認識を深めます。

○森林の維持・保全

筑波山等の森林や平地林などの管理を適切に実施するとともに、多様な主体が連携して森林を増やすことで、森林生態系の維持・保全を進めます。

○水辺の生き物の生息・生育環境の保全

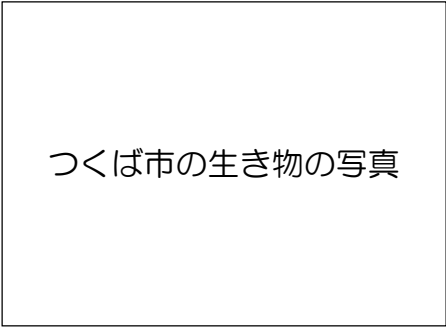
小貝川や桜川、谷田川などの河川、ため池、湧水などの水辺環境を維持・改善することで、水辺に生息・生育する生き物の保全を図ります。

○外来種対策の推進

在来の生態系に悪影響を及ぼすため、外来種対策を推進します。特に、アライグマやオオキンケイギクなどの特定外来生物の防除を進めるとともに、外来種による被害を予防する「入れない、捨てない、拡げない」の三原則に基づき、外来種対策や普及啓発を進めます。

○生物多様性つくば戦略（仮称）の策定

市の生物多様性に関する取組を戦略的かつ計画的に実施するため、生物多様性つくば戦略（仮称）を策定します。



② 各主体に期待されること

<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生き物の生息・生育状況や生態系の調査、保全・再生活動への参加・協力</li> <li>○里山や平地林などの地域の森林を大切にし、学習の場として活用するとともに、それらを守る活動を実施すること</li> <li>○外来種による地域固有の生態系への影響を認識し、特定外来生物を発見した場合には駆除すること</li> <li>○ペットを含む愛玩動物を野外に放さず、適正飼育すること</li> <li>○保安林や緑地環境保全地域などを指定する際の協力</li> </ul>
<p>事業者期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要な野生生物が生息する場所や自然環境が残されている場所の開発はできるだけ避け、やむをえない場合には、法令等に基づき、開発行為による影響を最小限に留めること</li> <li>○物流において、外来種を拡げないように気をつけること</li> <li>○生き物の生息・生育状況や生態系の調査や、保全・再生活動への参加・協力</li> </ul>

① 施策の方向性

○筑波山の景観の保全

筑波山及びその周辺の景観を保全するため、水郷筑波国定公園における乱開発を防止します。

○山・川などの眺望の維持

つくば市景観計画やつくば市屋外広告物条例に基づき、山や川の眺めに配慮した景観形成を図ります。また、水辺の緑や空間の広がりを活かした景観形成を行います。

○里地景観の維持

里地景観の主な要素である農地の維持を図るため、耕作が困難な農地もしくは既に耕作されていない農地の仲介・あっせんや、認定農業者・新規就農者への支援を行います。地産地消の推進や農産物オーナー制度の充実を進め、つくば市産農作物の消費を増やすことで、農地を維持することに貢献します。合わせて、イノシシなどの野生動物による農業や生活環境への被害を予防・防止することで、野生動物と農業の共生を図ります。



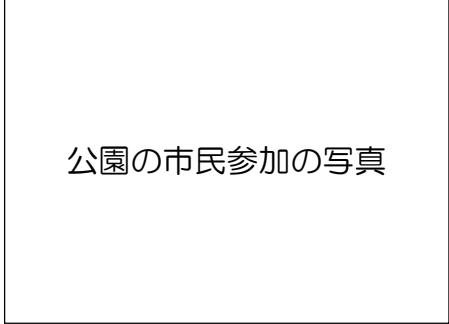
② 各主体に期待されること

市民に期待されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○筑波山などの山や河川の景観を楽しむこと</li> <li>○自然景観を損ねるような建物を建てないこと</li> <li>○積極的につくば産の農産物を消費すること</li> </ul>
事業者に期待されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安心・安全かつ環境負荷の小さいつくば産の農作物の生産・消費</li> <li>○旬のつくば産食材コーナーを設置するなど、つくば産農作物の流通や販売の積極的な推進</li> <li>○生産過程における地元農産物や林産物の活用</li> <li>○事業所の新築や改築の際には、景観計画や屋外広告物条例に基づき、自然景観を損ねるような建物や工作物としないこと</li> </ul>

① 施策の方向性

○市民参加による緑化活動

緑化活動において市民参加を促進し、市民の自然環境や環境美化に関する意識の向上を図ります。特に、アダプト・ア・パーク（市民参加による緑化・美化活動）による公園の花壇の手入れや芝刈り、センター地区や公共施設におけるウェルカムフラワーなどの設置・管理を市民参加で実施します。



○都市公園・緑の管理

都市公園の緑や街路樹を適切に管理します。また、公園などでは可能な限り、昔からつくばに自然に生えていた樹木等（在来種等）を植えていきます。

○都市域の緑の確保

住宅や工業団地、研究・教育機関などの民有地における緑を確保するとともに、学校の校庭芝生化や公共施設の植栽・花壇の整備を進めます。また、緑の拠点としての都市公園を、引き続き整備・管理していきます。

○開発に伴う緑地の減少を抑制

つくばエクスプレス沿線地区や中心市街地周辺などの開発に伴う緑地の減少を抑制するため、十分な緑地を確保するような地区計画を決定します。

② 各主体に期待されること

市民に期待されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生垣や芝生などで住宅や庭の緑化を進め、身の回りの緑を増やすこと</li> <li>○アダプト・ア・パークによる公園管理や緑化活動への参加</li> <li>○花と緑の市民参加事業等による花壇などの管理への参加・協力</li> </ul>
事業者に期待されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所の敷地内の樹木や花壇などの緑を維持し、可能な場合には緑を増やすこと。</li> <li>○開発行為の際には、まとまった緑地やオープンスペースの確保に努めること。</li> <li>○花と緑の市民参加事業等による花壇などの管理への参加・協力</li> </ul>

① 施策の方向性

○自然体験施設の活用・運営

市民の憩いの場として、筑波ふれあいの里や高崎自然の森、豊里ゆかりの森などの良好な森林や自然体験施設を適切に管理・運営します。また、自然観察会や森の手入れ体験、収穫体験などの体験型余暇活動を実施し、自然への理解を深める機会を増やします。

○水辺の活用

きれいな水を育む筑波山の自然環境を知ってもらうため、筑波山自然環境学習を実施し、湧水や霞ヶ浦への水のつながりに触れる機会を増やし、水資源の保全について啓発します。

○筑波山地域ジオパークの活用

筑波山地域ジオパークをはじめとした魅力あふれる自然を活用して、エコツーリズムやジオツーリズムを積極的に推進します

○グリーンツーリズムの推進

農業体験イベントの開催などによりグリーンツーリズムを推進することで、つくば市の里地里山の魅力を体感する機会を作ります。



② 各主体に期待されること

<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○筑波山や自然体験施設、身近な川、近くの公園を訪れ、自然と親しみ、理解を深めること</li> <li>○自然観察会や自然の管理活動体験などのイベントに積極的に参加し、自然を知る機会をもつこと</li> <li>○市民農園や体験農業に参加し、里地里山の魅力を体感すること</li> <li>○自然や緑を守る活動を進める市民ネットワークづくりを推進すること</li> </ul>
<p>事業者期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生き物や自然とふれあう活動に積極的に参加・協力するとともに、従業員にその機会を提供すること</li> <li>○筑波山地域ジオパークの訪問者に対して、地域の自然環境の魅力や価値を伝えること</li> <li>○市の自然観光資源を活かした体験型プログラムを開発したり、農業体験イベントに参加するなど、エコツーリズムやグリーンツーリズムの推進に協力すること</li> </ul>

**●将来像**

- ・市民や事業者、市が地球の資源が有限であることを認識しているため、地域で最適な生産・消費が行われ、資源の浪費はほとんどなくなっています。
- ・ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）という3Rを実践することで、“ごみ”という言葉が無くなるくらい資源循環される仕組みができています。

**●将来像を実現するための施策の柱**

施策の柱3-1 3Rの推進

施策の柱3-2 廃棄物の適正処理

**●現状と課題**

近年の1人当たりごみ排出量は、2015年度までは増加傾向にあり、それ以降は微減傾向にあります。全国平均や茨城県平均と比べると多い状況であり、家庭や事業所における3Rのより一層の推進が必要です。一方、生活系ごみに限定すると微減傾向が続いており、これまで行ってきた啓発活動や各家庭におけるごみ減量の取組の成果が一定程度出ているといえます。




リサイクル率は、2013年度は16.0%でしたが2017年度は17.8%と微増しています。しかしながら、全国平均や茨城県平均と比べるとやや低い水準となっており、取組を加速する必要があります。2019年4月からのリサイクルセンターの供用開始にあわせてプラスチック製容器包装の収集・資源化を行っており、リサイクル率の向上が期待されます。

写真（未稿）

つくばリサイクルセンター

食品ロスを減らすための普及啓発  
（エコッキング事業）

## ●基本目標に特に関連する SDGs

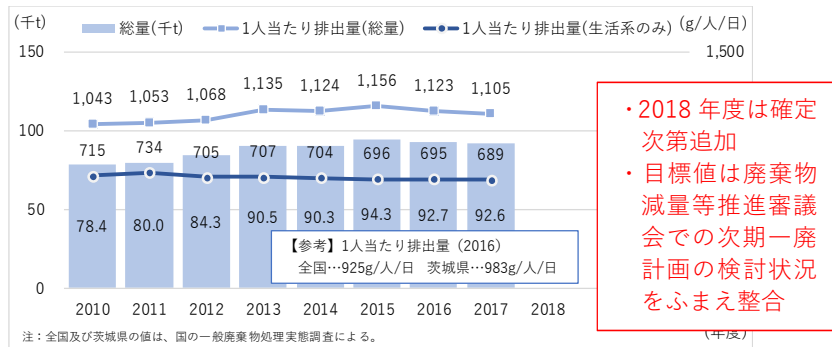
特に関連する SDGs	ターゲット	SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
	8.4	・消費と生産における資源効率を改善し、経済成長と環境悪化の分断を図ること
	11.6	・一般廃棄物、産業廃棄物などを適正に管理することで、都市環境への悪影響を発生させないこと
	12.3/ 12.4/ 12.5/	・資源の効率的な利用・資源循環を進めること ・フードロスを減少させること ・廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用を推進し、廃棄物発生量を大幅に削減すること

## ●計画の成果を測る評価指標

### 評価指標

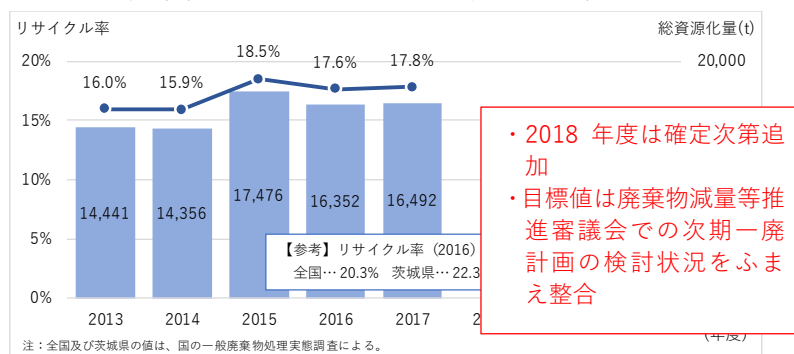
評価指標	現状値	目標 (20XX 年)
廃棄物総量	92.6 千トン (2017 年度)	●トン (2017 年度比●%減)
リサイクル率	17.8% (2017 年度)	●% (20XX 年度比●%減)

### 評価指標に係る経年データ



・2018 年度は確定次第追加  
・目標値は廃棄物減量等推進審議会での次期一廃計画の検討状況をふまえ整合

### 廃棄物総量及び1人当たり排出量の推移



・2018 年度は確定次第追加  
・目標値は廃棄物減量等推進審議会での次期一廃計画の検討状況をふまえ整合

### リサイクル率の推移

※リサイクル率 = 総資源化量 / 総排出量



① 施策の方向性

○循環型社会形成に係る普及啓発

日常生活における資源のムダづかいや資源の有限性、資源循環の重要性を実感・理解できるような環境関連の学習やイベントなどを、事業者や教育・研究機関と協力しながら開催します。また、ごみの排出・分別ルールについての普及啓発を行い、循環型社会形成を進めます。

○市民によるリデュース・リユース・リサイクルの促進

家庭から出るごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進します。市民の意識向上や行動促進につながる様々な取組を事業者（小売店等）・市民団体・学校などと協力して検討・実施します。

○事業者によるごみの減量化の促進

ごみ総排出量の3割～4割を占める事業系ごみの削減を進めます。特に多量排出事業者に対して、減量化のための計画書作成を推進するとともに、取組の参考になる冊子「事業所向けごみ減量・リサイクルパンフレット」の配布や優良事例の紹介など、自主的な取組を支援します。

○生ごみの家庭での有効活用

ごみ総排出量の約3割を占める生ごみの有効活用方法について、つくば市におけるこれまでの調査結果や全国的な取組をふまえて、研究機関などと協力し、検討を進めます。

② 各主体に期待されること

<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マイバッグやマイ箸を日常的に持ち歩き、不要・過剰な包装は積極的に断ること</li> <li>○中古品でも十分な場合には中古品を積極的に購入すること</li> <li>○市の「不要品リサイクル掲示板」やフリーマーケットなどを利用し、不要品を他の人へ譲ること</li> <li>○家庭から出されるごみの排出・分別ルールを守ること</li> <li>○施設見学や環境学習のイベントへ積極的に参加すること</li> <li>○廃食用油からのバイオディーゼル燃料づくりやフードバンクへの寄付などの3R活動に対し関心をもち、積極的に協力すること</li> <li>○修理できるものは直して使い、ごみとしないこと</li> </ul>
<p>事業者に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動で生じるごみの相当量を占める可燃ごみ・紙ごみの減少</li> <li>○お店での野菜のばら売りや量り売りを行い、マイバッグ持参の推奨を行うこと（小売業者）</li> <li>○可能な限り、非石油系の容器包装を使用すること（小売業者）</li> <li>○食品ロスの減少（食品製造・小売卸売・外食関連事業者）</li> <li>○生ごみを含むバイオマスの利活用の調査研究（研究機関等）</li> <li>○中古品市場に関するビジネスや活動に、社会的課題の可決の観点からも積極的に取り組むこと</li> </ul>



① 施策の方向性

○一般廃棄物の適正な処理

廃棄物の中間処理や最終処分を適正に行います。そのために、リサイクルセンターなどの施設の維持管理を適正に行います。また、粗大ごみの戸別収集など、市民が排出・分別ルールを守りやすいような支援策を実施していきます。



リサイクルセンター

○産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発

事業者自らの責任で処分する産業廃棄物については、必要に応じて県と連携し、事業者に対して適切な指導や助言等を行います。また、不法投棄や資源の持ち去りなどに対して、関係機関（地権者・県・警察等）と連携し速やかに対応します。

○クリーンセンターの更新

クリーンセンターは、市民生活に不可欠であり、様々な用途の施設を安定的に運用するため、焼却施設をはじめとする施設の改修を計画的に行います。

② 各主体に期待されること

<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不適正な排出・分別が廃棄物処理施設に支障を及ぼすことを理解し、ごみの分別を行うこと</li> <li>○ごみの不法投棄や資源物の持ち去りを見つけたときは、無関心とならず、関係機関（市・県）に連絡すること</li> <li>○区会などで設置したごみ集積所を活用して、効率的なごみの収集に貢献すること</li> </ul>
<p>事業者に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不適正な排出・分別がごみ処理施設に支障を及ぼすことを理解し、事業所から出される廃棄物の排出・分別ルールを遵守すること</li> <li>○自らの責任のもと、産業廃棄物を適正に処理すること</li> <li>○製造・小売業者は、処理困難な物質や有害物質をできるだけ含まない製品をつくるとともに、消費者に対して適正な処理方法の周知や回収サービスの提供を行うこと</li> <li>○不法投棄を行わないこと</li> </ul>

**●将来像**

- ・静かで清潔なまちの中で清々しい空気、安全な水を享受した暮らしが営まれています。
- ・市民や事業者、市が「きれいなまちづくり」を進める取組を協働しながら進め、不法投棄やごみのポイ捨てがなくなり、心地よい生活環境になっています。そして、大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害を予防するため、法令に基づく基準が遵守されるとともに、さらなる低減を図る事業者も多くいます。

**●将来像を実現するための施策の柱**

**施策の柱 4 - 1 清潔で静かな生活環境の確保**

**施策の柱 4 - 2 法令に基づく環境モニタリングと安全な生活環境の確保**



**●現状と課題**

本市では、清潔できれいなまちづくりを推進するための「きれいなまちづくり行動計画」に基づき、参加型ボランティアプロジェクト（きれいきれい大作戦など）による環境美化活動や市内一斉清掃、野焼きや不法投棄を防止する定期的なパトロールなどを実施してきました。今後も引き続き、きれいなまちづくりを形成する取組を推進することが必要です。

市内で実施している環境モニタリングの結果によると、法令に基づく環境基準は概ね達成している現状にあります。これまで通り、法令に基づく指導や監視を行い、生活排水や水道の普及率向上などに努め、生活環境の改善を図ることが重要です。一方、自動車騒音は、常時監視によるシミュレーション結果では一部環境基準を達成できておらず、また、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）の中では騒音に関する苦情件数が最も多くなっており、騒音に対する対策をこれまで以上に進める必要があります。

今後は、法令を満たして満足するのではなく、市民が安心して快適に暮らしていけるよう、生活環境の改善をさらに推進していくことが求められます。

## ●基本目標に特に関連する SDGs

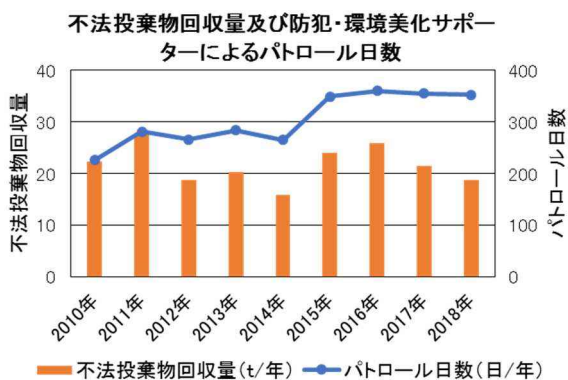
特に関連する SDGs	ターゲット	SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
	3.9	・有害化学物質による悪影響や、大気、水質及び土壌の汚染を予防すること
	全ターゲット	・全ての人の安全な飲料水へのアクセスの確保 ・適切な下水施設を設置、汚染の減少、不法投棄の廃絶、有害な化学物質の放出を最小化し、水質を改善すること
	12.4	・化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減し、適正な化学物質及び廃棄物管理を実現し、健康や環境への悪影響を最小化すること

## ●計画の成果を測る評価指標

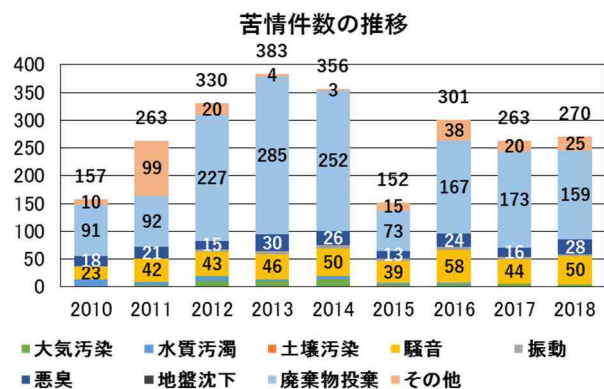
### 評価指標

評価指標	現状値	目標（2030年度）
二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準達成状況	達成（2017年度）	達成
きれいなまちづくり実行委員会の環境美化活動の参加人数	○回	11,000人（2024年）
定期的なパトロールの日数	355日（2017年度）	355日
苦情発生件数	270件（2018年度）	200件

### 評価指標に係る経年データ



出典：各課提供資料



出典：つくば市環境白書

① 施策の方向性

○市民・事業者による美化活動

清潔な生活環境を確保するため、市民・事業者が主体的に実施する美化活動を推進します。特に、きれいなまちづくり実行委員会が実施する「きれいきれい大作戦」など、市民を巻き込んだ美化活動を継続的に実施し、美化意識の高揚を図ります。



○ごみの散乱防止

まちをきれいに保つための市内一斉清掃を継続するとともに、集積所の設置補助を行うなどごみ回収の方法を改善することで、ごみの散乱を防止します。また、不法投棄禁止看板の無料配布や防犯美化サポーターによる巡回パトロールなどを実施し、不法投棄の未然防止と早期発見・回収に努めます。

○野焼き対策

ごみの野焼き（不適正な屋外燃焼行為）が禁止されていることについて周知・注意喚起するとともに、野焼き抑止のための定期的なパトロールなどを行うことで、野焼きによる生活環境の悪化を防ぎます。また、農業用廃プラスチックの回収などを実施し、野焼きや不法投棄の防止を図ります。

○騒音・振動の防止

法令に基づき、事業所や建設作業場などの騒音・振動に対する規制や指導、監視を継続します。また、必要に応じて自動車騒音・道路交通振動の測定を行い、要請限度値を上回る場合には、道路管理者や県公安委員会等に、防止措置を講ずるよう要請します。

② 各主体に期待されること

<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市や市民団体の主催する環境美化活動や市内一斉清掃への積極的な参加</li> <li>○ごみが散乱しないように、ごみの出し方に注意すること</li> <li>○自宅の周辺を清潔に保つこと</li> <li>○不適切な野焼きを実施しないこと</li> <li>○日々の暮らしにおいて、騒音や振動などの原因となる行為を慎むこと</li> </ul>
<p>事業者に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市や市民団体の主催する環境美化活動や市内一斉清掃への積極的な参加</li> <li>○事業所周辺を清潔に保つこと</li> <li>○不適切な野焼きを実施しないこと</li> <li>○騒音規制法や振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例などの関係法令を遵守した事業活動を行うこと</li> </ul>

① 施策の方向性

○良好な大気・水・土の確保

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの典型的な公害を防止するため、法令に基づく環境モニタリングを継続実施するとともに、環境汚染の発生源となる工場や事業所に対する適切な指導や助言、環境配慮を促進する公害防止協定の締結などを進めます。また、上水道や公共下水道の維持管理及び必要な整備を行うとともに、高度処理型合併浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を促進することで、安全な水道水の供給と生活排水による水質汚濁の防止を図ります。

○農業における環境配慮

農業による環境影響を軽減するため、農薬の適正使用の周知や有機肥料の利用促進などを実施し、環境にやさしい農業生産を推進します。また、休耕農地からの表土流出や土埃を防止する取組を促進し、霞ヶ浦などの湖沼や河川への負荷軽減を図ります。

○有害化学物質の適正な管理

有害化学物質（ダイオキシンやアスベストなど）による健康影響を防止するため、法令に基づく排出規制等を引き続き実施し、情報の収集・提供を行います。また、建築資材に含まれる有害化学物質による室内空気の汚染や健康影響が生じないように、建築材料や換気設備に関する規制を行います。

② 各主体に期待されること

<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○窒素酸化物などの大気汚染物質の排出や生活排水による水質汚濁を、日々の暮らしの中でできるだけ減らす工夫を実践すること（例：エコドライブの実施、油を流さない、合成洗剤の使用を減らすなど）</li> <li>○環境にやさしい農業で作られた農作物を購入すること</li> <li>○行政や事業者が発信する環境モニタリング結果や有害化学物質の情報を確認すること</li> </ul>
<p>事業者期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大気汚染防止法など、公害や生活環境に係る法令の遵守</li> <li>○事業活動が事業所の周囲に与える環境影響に関心をもち、近隣住民の生活環境へ配慮すること</li> <li>○事業活動によって発生する大気汚染物質（ばい煙など）や排水について、法令の基準を上回る環境改善を進めること</li> <li>○事業所周辺の住民と日常的に良好なコミュニケーションをとり、苦情発生を防止し、トラブルを起こさないこと</li> <li>○有害化学物質の使用や発生を極力控え、使用することが不可欠な場合には、適切に管理すること</li> <li>○農薬や化学肥料の使用を抑え、土壌や水質への影響を最小限にすること</li> </ul>

## ●将来像

- ・市民一人ひとりが、生活の中で環境に与える負荷を十分に認識し、日々の暮らしにおいて環境への配慮を行っています。また、家庭や職場、学校において、つくば市の環境や地球環境について話すのが当たり前になっており、皆で環境保全に取り組んでいます。
- ・環境に関心の高い市民が環境活動のリーダーとして活躍するとともに、大人が環境について学ぶ機会が豊富にあります。また、子どもへの環境教育も重視されており、これからのつくば市の未来を担う子どもたちの環境意識が高まっています。

## ●将来像を実現するための施策の柱

施策の柱 5 - 1 持続可能なライフスタイルの推進

施策の柱 5 - 2 将来を担う子供たちへの環境教育

施策の柱 5 - 3 環境と経済の好循環


## ●現状と課題

つくば市では、市民・事業者の環境への関心を高め、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促すため、様々な環境イベントを開催してきました。とりわけ、「環境マイスター養成講座」の開催や「つくば環境スタイルサポーターズ」の設立など、市民による自発的な環境活動を促進する取組を実施してきました。今後は、市民がより主体的に、日々の暮らしを持続可能なライフスタイルへと転換し、自ら環境保全活動を実施するようになることが重要となります。

子ども向けの環境教育では、小中一貫教育の「つくばスタイル科」のもと、市内の全ての小中学校で、ヤゴ救出大作戦などの次世代環境カリキュラムを実践しています。また、学校外においても、つくばサイエンスラボや親子向けエコクッキングなどを開催し、子どもたちの環境意識の醸成を図ってきました。このような取組を継続することで、つくば市の将来を担う子どもたちの環境意識を高めることが一層求められています。

また、環境をよりよく持続可能な社会に近づくためには、市民に加え、事業者の主体的な取組も欠かせません。環境と経済の好循環を促進するため、ビジネスの中で環境に配慮する事業者を積極的に支援するとともに、環境ビジネスを発展させることが必要です。

## ●基本目標に特に関連する SDGs

特に関連する SDGs	ターゲット	SDGs を踏まえ、特に重視すべき視点
 4 質の高い教育を みんなに	4.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な開発のための教育を通じて、持続可能なライフスタイルにするために必要な知識と技能を習得すること</li> </ul>
 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	9.2/ 9.4/ 9.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>包摂的かつ持続可能な産業を促進すること</li> <li>資源利用効率向上や環境に配慮したクリーン技術の導入などで、持続可能性を向上させること</li> </ul>
 12 つくる責任 つかう責任	12.6/ 12.7/ 12.8/ 12.c	<ul style="list-style-type: none"> <li>人々が持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報や意識をもつこと</li> <li>グリーン調達や、企業の持続可能な取組を奨励すること</li> </ul>

## ●計画の成果を測る評価指標

### 評価指標

評価指標	現状値	目標 (2030 年)
環境スタイルサポーターズ事業所会員のうち取組に参加した事業所数	事業所等会員：80 事業所等 (2018 年度)	●
環境イベント等の開催回数	15 回 (2018 年度)	●
環境イベント等の参加人数	1,341 人 (2018 年度)	●

### 評価指標に係る経年データ

未稿

① 施策の方向性

○市民の環境リテラシーの向上

市民一人ひとりが、環境リテラシーを身につけることを促進するため、大人向け普及啓発活動“大人の環境教育”を推進します。特に、市の豊かな自然や地球環境問題、日々の暮らしの環境負荷や環境にやさしい暮らし方などに関する正しい知識を身につけるため、環境教育講座（自然観察講座やリサイクル講座など）、自然体験イベント、つくば環境フェスティバルなどを開催します。

○持続可能なライフスタイルの推進

市民の日々の暮らしを持続可能なライフスタイルへと転換するサポートを推進し、例えば、優れた環境配慮製品などを購入する際の補助や環境スタイルサポーターズへのポイント制度の強化、市民団体への支援などを行います。また、地域の環境教育や環境保全活動に自ら取り組むリーダーが増えるよう、活動しやすい場づくりや市民ネットワークづくりの支援を行います。

○環境情報の集約・発信

本市の環境の状況や取組状況をとりとまとめた「つくば市環境白書」を作成することで、市の環境情報の集約を行います。また、ホームページや広報誌・冊子などを通じて、最新の環境情報や環境にやさしい生活の方法・工夫について、市民の環境への関心度に応じた情報提供・共有することで、持続可能なライフスタイルを実践する市民を増やします。

② 各主体に期待されること

<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境に対する関心を持ち、積極的に情報を入手して理解を深め、環境リテラシーを身につけること</li> <li>○環境について日々学び、日常生活の中で「つかう責任」を意識した持続可能なライフスタイルを実践すること</li> <li>○市や団体等が開催する各種環境イベントなどへ参加すること</li> <li>○つくば環境スタイルサポーターズへの会員登録を行い、エコプログラムへ参加すること</li> <li>○環境に関心の高い市民は、自ら環境リーダーとして活動し、つくば市民の環境リテラシー向上を図るとともに、市が実施する環境関連事業などに積極的に協力すること</li> </ul>
<p>事業者に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○つくば環境スタイルサポーターズへの会員登録を行い、市内の環境活動に積極的に参加すること</li> <li>○市の出前講座などを活用して、自社の研修などで従業員が環境や持続可能性（SDGs など）について学ぶ機会を設けること</li> </ul>



① 施策の方向性

○つくばスタイル科の推進

つくば市独自の次世代環境教育カリキュラムの実践により、子供たちが環境やエネルギー、持続可能性を大切にする実践的な態度の育成や環境に関する体験的な活動の充実を図ります。実践にあたっては、教員や専門家、事業者、市が連携し、環境教育を通じて市全体の環境意欲を高めます。

学校での環境教育の様子がわかる写真

○学校での地産地消の推進

地元の農作物を地元で消費する「地産地消」を推進するため、学校給食で積極的につくば産農産物を利用します。また、児童・生徒の地産地消や農業への関心を高めるため、生産者と直接交流する機会を設けます。

○学校外での環境教育の推進

市内の小中学生を対象とした環境学習イベントや、筑波ふれあいの里を中心とした筑波山麓の自然資源を活用した自然体験プログラムなどを通じて、学校外においても、子供たちの環境教育を推進します。また、子供たちが自ら環境学習を進められるよう、環境や持続可能性について分かりやすく解説した教材を作成します。

② 各主体に期待されること

<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭における子供たちの環境学習に協力すること</li> <li>○学校外で提供される環境学習や自然体験などの機会に、積極的に家族で参加すること</li> <li>○市民団体等は、学校や地域における環境教育に積極的に協力すること</li> </ul>
<p>事業者期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校や地域における環境教育に積極的に協力すること</li> </ul>

① 施策の方向性

○環境ビジネスモデルの構築

公的研究機関や民間企業による、低炭素などの最先端技術の実証実験に協力します。市域を実証実験のフィールドとして活用することでまちなかへの最先端技術の実装を進めるとともに、環境ビジネスモデルの構築に貢献します。



○環境に配慮した事業者の支援

商業、工業、農業それぞれにおいて環境配慮された製品・商品を積極的に購入するグリーン購入を進めるとともに、環境配慮に取り組む事業者に対して、設備更新の補助や活動の認定など支援を行います。また、エコショップや環境認証制度などについて市内事業者へ情報提供したり、事業者の環境配慮に関する消費者の理解促進を進めるような普及啓発を行うことで、事業者による環境配慮を促進します。

○公共事業における環境配慮の一層の推進

市が実施する公共事業における環境配慮をより一層推進します。環境への負荷やリスクの少ない工法や資材を積極的に採用して環境配慮を進めることで、気候変動の緩和や自然環境の保全などに貢献します。

② 各主体に期待されること

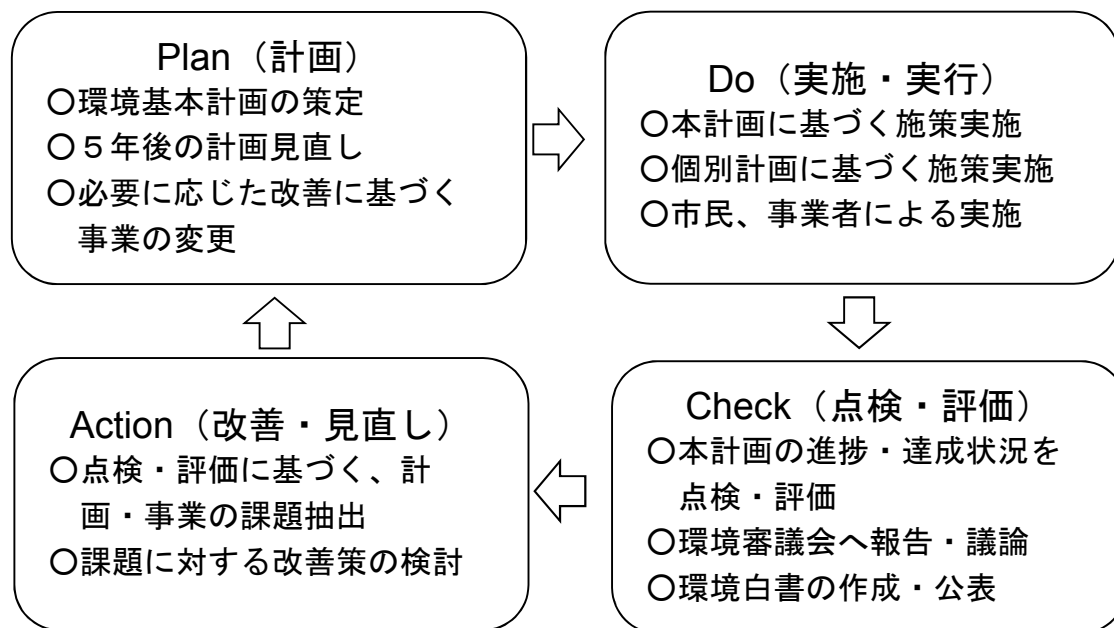
<p>市民に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市域で行われる環境技術の実証実験に協力すること</li> <li>○「つかう責任」を意識し、環境負荷の少ない製品を選択して購入すること</li> <li>○小売店におけるレジ袋削減など、事業者による環境に配慮活動に積極的に協力すること</li> </ul>
<p>事業者に期待されること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員一人ひとりが事業活動の中で環境行動を実践するよう促すこと</li> <li>○「つかう責任」を意識し、環境負荷の少ない製品を選択して購入すること</li> <li>○事業活動に伴う環境負荷などの情報を収集・把握し、CSR 報告書などにとりまとめて、積極的に発信すること</li> <li>○「つくる責任」を意識し、例えば非石油系の容器包装を使用するなど、事業活動に伴う環境負荷を低減すること</li> <li>○エコショップへの登録や環境認証の取得を検討すること</li> <li>○環境をビジネスの機会と捉え、技術開発や設備投資に取り組むこと</li> </ul>

## 環境基本計画の進行管理について

## 1 PDCA サイクルによる進行管理

本計画を実行性のあるものとしていくため、基本目標の達成に資する施策を着実に実施し、その進捗・達成状況を点検・評価し、更に評価結果を次年度の実施へとフィードバックさせていく仕組みが必要です。

本計画では、PDCAのサイクルを確立し、継続的に計画の進行を管理します。



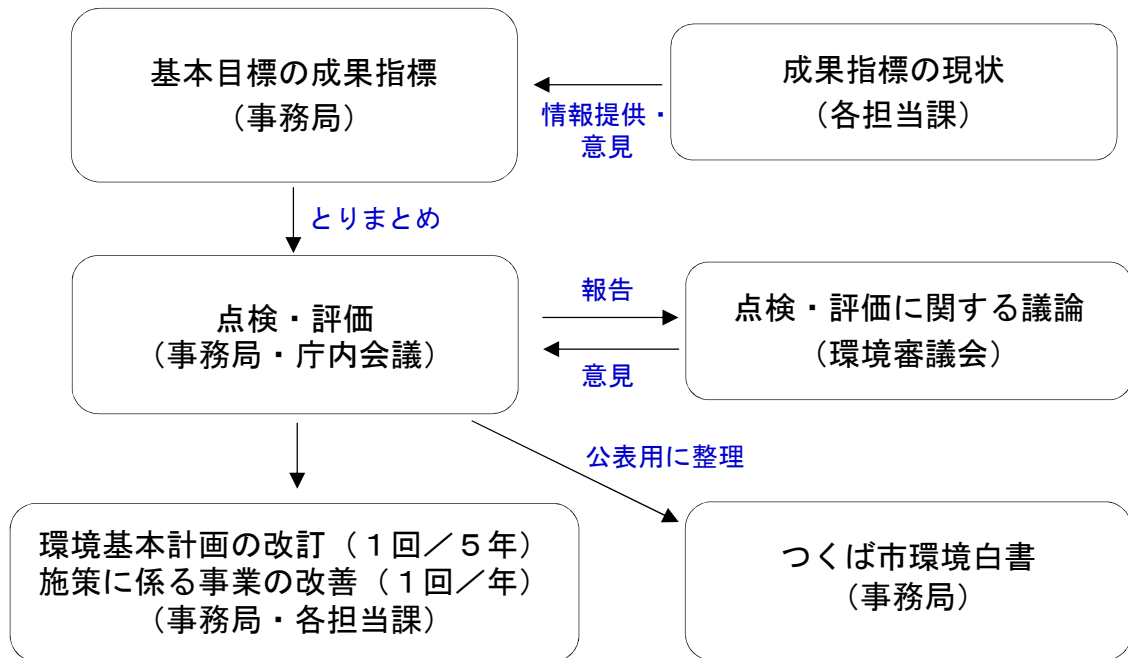
## 2 点検・評価の方法・公表

計画の点検・評価は、基本目標ごとに設定された評価指標を用いて実施します。その結果について、つくば市環境審議会に報告して、点検・評価します。

また、つくば市の環境の現況や事業の実績（特筆すべきもの）とあわせて、「つくば市環境白書」にとりまとめ、毎年広く市民へ公表します。

[A1]

### 3 進行管理のフロー（想定）



○基本目標は、評価指標（成果目標）に関する定量的なデータを情報収集・整理し、達成見込み状況进行评估（例：達成済み、達成可能性高い、達成可能性低い）

→環境基本計画の改訂に活かす

○施策は、施策の推進状況を1年に1回定性的に確認する

→施策に係る事業の改善に活かす

## つくば市環境基本計画における将来像

**豊かなつくばの恵みを未来につなぐ 持続可能都市**  
**～つくばの強みを活かして、多様な主体の協働で SDGs の達成に貢献する～**  
(全体のキャッチフレーズに説明を加えることも検討中。)

### 1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する

- ・気候変動に対処するため、市民、事業者、大学・研究機関、市が連携して取り組み、つくば市ならではの強みを活かした先進的なモデル都市となっています。
- ・省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入が推進され、まちや建物の低炭素化が実現しています。
- ・バスやデマンド型交通などの公共交通が充実し、自転車利用が快適になることで、自家用車に頼らなくても生活できるコンパクトなまちに近づいています。
- ・酷暑や豪雨などの異常気象・災害に対して、その影響を低減する適応策を進めることで、レジリエンス（強靱性や柔軟性）のあるまちとなっています。

### 2 豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

- ・筑波山や里地里山などの美しい景観が維持され、在来の多様な生き物が息づいています。多くの人々は自然の恩恵を実感しており、つくば市の重要な自然を理解し、大切に思いながら生活を送っています。
- ・貴重な自然や緑豊かな街並みが将来にわたり守られるよう、市民や事業者も協働・連携して、平地林や農地、公園、庭の緑などを守り、育て、ふれあう取組が進んでいます。特に、筑波山地域ジオパークをはじめとした魅力あふれる自然や里山を活用して、エコツーリズムやグリーンツーリズムを積極的に推進しています。

### 3 資源を賢く使う循環型社会に近づく

- ・市民や事業者、市が地球の資源が有限であることを認識しているため、地域で最適な生産・消費が行われ、資源の浪費はほとんどなくなっています。
- ・ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）という3Rを実践することで、“ごみ”という言葉が無くなるくらい資源循環される仕組みができています。

### 4 安心で快適な生活環境で暮らす

- ・静かで清潔なまちの中で清々しい空気、安全な水を享受した暮らしが営まれています。
- ・市民や事業者、市が「きれいなまちづくり」を進める取組を協働しながら進め、不法投棄やごみのポイ捨てがなくなり、心地よい生活環境になっています。そして、大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害を予防するため、法令に基づく基準が遵守されるとともに、さらなる低減を図る事業者も多くいます。

## **5 市民一人ひとりが環境を考え、行動する**

- ・市民一人ひとりが、生活の中で環境に与える負荷を十分に認識し、日々の暮らしにおいて環境への配慮を行っています。また、家庭や職場、学校において、つくば市の環境や地球環境について話すのが当たり前になっており、皆で環境保全に取り組んでいます。
- ・環境に関心の高い市民が環境活動のリーダーとして活躍するとともに、大人が環境について学ぶ機会が豊富にあります。また、子どもへの環境教育も重視されており、これからのつくば市の未来を担う子どもたちの環境意識が高まっています。

基本目標

施策の柱

施策

低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する

1-1 低炭素社会の実現に向けた様々な主体の取組の促進

- 大学・研究機関や事業者との連携強化
- 市民による省エネの推進
- マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの検討

1-2 まち・建物の低炭素化

- 建物の省エネ・再エネ導入の推進
- 低炭素でコンパクトなまちづくり
- 公共施設の低炭素化

1-3 低炭素な交通システムの実現

- 低炭素な公共交通の充実
- 自転車利用の推進
- 自動車利用の低炭素化

1-4 気候変動への適応

- 気候変動と関連する災害による影響の低減
- 気候変動の中での健康の維持
- 気候変動から農業を守る
- 水資源に関する適応

豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

2-1 生き物・生態系の保全

- 重要な生き物の生息・生育状況の把握
- 森林の維持・保全
- 水辺の生き物の生息・生育環境の保全
- 外来種対策の推進
- 生物多様性つくば戦略（仮称）の策定

2-2 里地里山景観の保全

- 筑波山の景観の保全
- 山・川などの眺望の維持
- 里地景観の維持

2-3 都市の緑を増やし、質を高める

- 市民参加による緑化活動
- 都市公園・緑の管理
- 都市域の緑の確保
- 開発に伴う緑地の減少を抑制

2-4 自然とふれあう

- 自然体験施設の活用・運営
- 水辺の活用
- 筑波山地域ジオパークの活用
- グリーンツーリズムの推進

資源を賢く使う循環型社会に近づく

3-1 3Rの推進

- 循環型社会形成に係る普及啓発
- 市民によるリデュース・リユース・リサイクルの促進
- 事業者による廃棄物の減量化の促進
- 生ごみの家庭での有効活用

3-2 廃棄物の適正処理

- 一般廃棄物の適正な処理
- 産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発
- クリーンセンターの更新

安心して快適な生活環境で暮らす

4-1 清潔で静かな生活環境の確保

- 市民・事業者による美化活動
- ごみの散乱防止
- 野焼き対策
- 騒音・振動の予防

4-2 法令に基づく環境モニタリングと安全な生活環境の確保

- 良好な大気・水・土の確保
- 農業における環境配慮
- 有害化学物質の適正な管理

市民一人ひとりが環境を考え、行動する

5-1 持続可能なライフスタイルの推進

- 市民の環境リテラシーの向上
- 持続可能なライフスタイルの推進
- 環境情報の集約・発信

5-2 将来を担う子供たちへの環境教育

- つくばスタイル科の推進
- 学校での地産地消の推進
- 学校外での環境教育の推進

5-3 環境と経済の好循環

- 環境ビジネスモデルの構築
- 環境に配慮した事業者の支援
- 公共事業における環境配慮の一層の推進

# 第5次

## つくば市きれいなまちづくり行動計画

(素案)

つくば市





# 目 次

第1章 行動計画の基本的事項.....	5
1 計画策定の背景と目的.....	5
2 計画の位置づけと役割.....	6
3 計画の構成.....	6
4 計画の対象.....	7
5 計画の期間.....	7
第2章 計画の目的と施策の方向性.....	8
1 目標とすべき将来像.....	8
2 基本方針.....	9
3 市・市民・事業者の役割.....	10
第3章 現状と課題の整理.....	11
1 環境美化推進の経緯.....	11
2 第4次行動計画の取組状況.....	12
(1) ごみの投棄対策.....	12
(2) 飼い犬のふん放置対策.....	23
(3) まちの景観保全対策.....	25
(4) 放置自転車対策.....	34
(5) 自動販売機の適正管理.....	38
(6) 花と緑の美化活動.....	41
3 第4次行動計画の実績総括及び今後の方向性.....	45
(1) ごみの投棄対策.....	45
(2) 飼い犬のふん放置対策.....	45
(3) まちの景観保全対策.....	46
(4) 放置自転車対策.....	46
(5) 自動販売機の適正管理.....	46
(6) 花と緑の美化活動.....	47

第4章 施策.....	48
1 ごみの投棄対策.....	49
(1) 市内一斉清掃.....	49
(2) アダプト・ア・ロード事業.....	50
(3) アダプト・ア・パーク事業.....	51
(4) 河川環境保全事業.....	52
(5) 不法投棄対策事業.....	54
(6) 環境美化活動支援事業.....	55
(7) 犬のふん放置対策事業.....	56
2 まちの景観保全対策.....	57
(1) 落書き対策事業.....	57
(2) 違反広告物除却事業.....	58
(3) 防犯・環境美化サポーター巡回事業.....	59
(4) 除草事業.....	60
(5) 空き家の適正管理事業.....	61
3 放置自転車対策.....	62
(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業.....	62
(2) 駐輪場の整備事業.....	63
4 花と緑の美化活動.....	64
(1) 花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCity つくば）.....	64
(2) 花と緑の環境美化コンクール.....	65
(3) 花と緑の啓発事業.....	66
第5章 計画の推進.....	67
1 計画の推進体制.....	67
2 行動計画全体の評価及び見直し.....	68

# 第1章 行動計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景と目的

つくば市は名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がり恵み豊かな自然を有しています。また、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とするまちなみも有し、自然と都市が調和した田園都市が形成されています。

さらに、都心とつくば市を結ぶつくばエクスプレスや圏央道などにより、定住や交流人口の増加が進んでいます。

つくば市では、一部の人々による吸い殻や空き缶の投げ捨て、飼い犬のふん放置、人目につかない場所への不法投棄などを防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため、平成19年11月に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、つくば市きれいなまちづくり条例の理念を具体的な行動に移すための指針として、平成20年1月に策定され、市・市民・事業者の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。様々な施策を展開し、市民・事業者による積極的な取組が定着しつつあります。しかし、つくば市の環境美化を損なう問題も引き続きみられるとともに、高齢化による課題も顕在化しています。

2030年に向け国連が合意したSDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた17の目標には、目標11に持続可能なまちづくりがあり、そこには、“地域の人たちが参加し、誰もが将来にわたり暮らしやすいまちをつくるための力を高める。”とあります。

つくば市においても、SDGsの考え方を取り入れ、環境美化に関する取組の活性化を図り、暮らしやすいきれいなまちづくりを推進していくため「第5次つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。本行動計画に基づききれいなまちづくりを推進していきます。

## 2 計画の位置づけと役割

本行動計画は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の趣旨を実現するための指針として策定される計画であり、第8条で策定することが位置づけられています。

### ○つくば市きれいなまちづくり条例（抜粋）

（きれいなまちづくり行動計画の策定）

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等（注）及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

注) 市民等とは、「市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。（条例第2条(1)）となっています。また、本行動計画での「市民」も同様の定義とします。

## 3 計画の構成

きれいなまちづくりを行うためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を明確にし、互いに連携し合い、継続的な取り組みが実施されることが重要です。また、本行動計画を運用する上で、定期的な見直しや改善を行い、社会情勢や時代背景などに応じた取組とする必要があります。

そのため、本行動計画においては、市（環境美化推進会議）が主体となって定期的な見直し・改善を行い、きれいなまちづくりの推進に継続的に取り組みます。

## 4 計画の対象

本行動計画が定める対象は、以下の事項とします。

- ごみの投棄対策
- まちの景観保全対策
- 放置自転車対策
- 花と緑の美化活動

注) ただし、「つくば市きれいなまちづくり行動計画(第1次)」にある歩行喫煙対策に関する事項については「つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例」(平成23年4月1日施行)で対応します。

## 5 計画の期間

本行動計画の期間は、令和2年4月から令和7年3月までとします。毎年度、各事業における年次計画の策定・評価・改善を行い、各事業の年度目標達成を目指します。

また、3年目が終了した令和5年度には、中間評価を実施し、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

## 第2章 計画の目的と施策の方向性

### 1 目標とすべき将来像

つくば市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市・市民・事業者の協働により、きれいな生活環境を守るため、様々な取組を実施してきました。

つくば市は筑波山を代表とする恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市が調和した田園都市として、多くの人を受け入れています。そのため、つくば市で暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受するため、きれいなまちづくりを進めます。

#### 目指すべき将来像

市・市民・事業者がともにつくる きれいなまち「つくば」

## 2 基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

### I. きれいなまちづくりのための活動の推進

市は、きれいなまちづくりのための活動を推進するために、「ごみの投棄」「まちの景観保全」等に対する対策を横断的に進めます。

### II. きれいなまちづくりのための意識の啓発

市は、きれいなまちづくりのための意識の啓発を行うために、啓発チラシの回覧やポスターの掲示、街頭キャンペーン、公用車・市の封筒などへのメッセージ貼付、環境美化学習、環境美化作文・ポスターコンクールなど様々な施策を行い、つくば市で暮らし、活動する人々の環境美化に係る意識啓発を高め、きれいなまちづくりを進める人づくりを行います。

### III. 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援

市は、きれいなまちづくりのための活動を支援するために、清掃用具等の提供やごみの収集などを行い、また、環境美化活動団体を表彰するなど、自発的に行われているきれいなまちづくりのための活動を支援します。

### IV. 市・市民・事業者の相互の連携

市は、市民や事業者と情報交換を行い、市・市民・事業者の相互の連携を構築し、きれいなまちづくりのための活動を進めていきます。



### 3 市・市民・事業者の役割

市・市民・事業者は、きれいな生活環境を保持するため、以下のような役割を果たすよう努めていきます。

#### ○市の役割

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- フォーラムやシンポジウムを開催し、環境美化意識を高める。
- 環境美化活動に対して支援や表彰を行う。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行う。
- 環境美化活動に取り組む市民や事業者に対して、情報の収集・発信を行う。
- 近隣市町村との連携を図り、情報交換に努める。

#### ○市民の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 屋外で自ら生じさせた空き缶や吸い殻等は持ち帰るか、又は、適切に回収容器や吸い殻入れ等へ収納する。
- 公共の場所及び他人が所有又は管理する場所に自転車、電動機付自転車、自動二輪車等を放置しない。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。
- 所有、占有、管理している土地に空き缶、吸い殻等が捨てられないように適切な措置を講ずる。
- 家庭からのごみは適切に分別を行って決められた日に出す。

#### ○事業者の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずる。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲示しない。

### 第3章 現状と課題の整理

#### 1 環境美化推進の経緯

つくば市では、平成 19 年度に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定し、平成 20 年 1 月に「つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定して以降、第 4 次行動計画に至るまで、条例で定めたルールの下、きれいなまちを目指し、市民・事業者・市が協働で取り組んできました。

改善が見られるものもありますが、後を絶たないごみのポイ捨てや管理不完全な空き地・空き家に関する問題など、今後も継続した対策が求められるものもあります。また、ボランティア団体等の高齢化などの問題もあります。

「第 5 次つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定に当たり、第 4 次行動計画の取組の成果、現状、課題等を整理し、今後の対応策を抽出し、環境美化推進会議で庁内の調整を図り、つくば市環境審議会において審議を行いました。

つくば市きれいなまちづくり条例で禁止等される行為

行為	規制内容	区域	違反時の措置
ごみのポイ捨て	禁止	市内全域	勧告
		重点地区	勧告→命令→過料（2 千円）
落書き 注 1)	禁止	市内全域	勧告→命令→過料（5 万円）
ペットのふん放置	禁止	市内全域	勧告
印刷物等の放置 注 2)	禁止	市内全域	勧告
屋外広告物の掲示 注 3)	努力規定	市内全域	—
自転車の放置 注 4)	努力規定	市内全域	—
土地の適正管理	努力規定	市内全域	—

注 1) 落書きをした場合は、軽犯罪法などで処罰される場合があります。

注 2) 印刷物等の放置とは、ビラ・チラシ等の印刷物を配布し、当該印刷物とその周辺に散乱したときに、配布者がそれを回収し、適正に処理しない場合をいいます。

注 3) 屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物法、つくば市屋外広告物条例、つくば市屋外広告物条例施行規則などの適用を受けます。

注 4) つくば市自転車等放置防止条例に基づき、放置自転車は撤去される場合があります。

## 2 第4次行動計画の取組状況

ここでは、第4次行動計画の現状と課題を抽出し、第5次行動計画に向け整理しました。なお、必要に応じ第3次行動計画からの推移も整理しました。

### (1) ごみの投棄対策

#### ①市内一斉清掃事業

##### 〈事業概要〉

事業の目的	・市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識を高め、ごみのポイ捨て減少を図る。
事業の内容	・広報紙等で事業内容を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかける。 ・市が実施日を指定し、各区会単位で道路沿い等にポイ捨てされた空き缶、空きびん等を拾い集めてもらい、回収する。 ・ごみの回収実績等を、広報紙やHP等で報告する。
実施期間	・6月と12月の第1日曜日（年2回）
対象地域	・市内全域

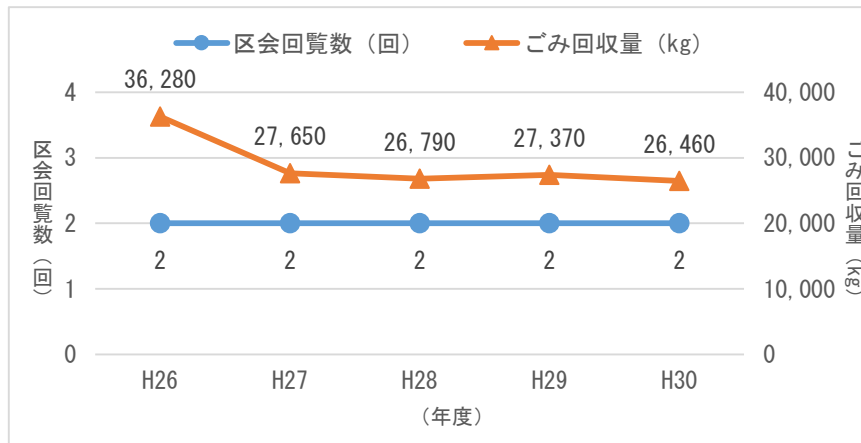
##### 〈実績 指標〉

実施計画	市民参加による市内一斉清掃を行う。				
指標	一斉清掃の実施回数（回/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	2	2	2	2	2
実績値	2	2	2	2	2

↑グラフ削除

〈実績 参考値〉

項目	H26	H27	H28	H29	H30
区会回覧数 (回)	2	2	2	2	2
ごみ処理量 (kg)	36,280	27,650	26,790	27,370	26,460



区会回覧数、ごみ回収量の推移

〈現状と課題〉

年2回の市内一斉清掃は区会回覧などの広報を行い、継続的に実施されています。

ごみ回収量は、平成27年度に大きく減少したあと、多少のばらつきは見られるものの約27,000kg前後と、毎年ほぼ一定量のごみが回収されています。ごみが多かった地域の区会には、不法投棄禁止看板を配布するなどして、再発防止とごみの減少を目指します。

市内一斉清掃を継続し、多くの市民に活動に参加していただくことで、市民とともにきれいなまちづくりに取り組むとともに、ポイ捨てなどがされないまちづくりの取組を継続していく必要があります。

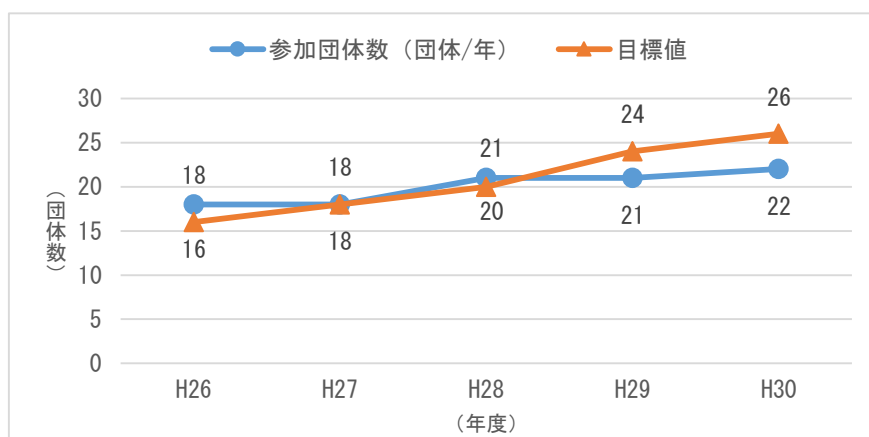
## ②アダプト・ア・ロード事業

### 〈事業概要〉

事業の目的	・市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図る。
事業の内容	・道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、道路破損の通報等の愛護活動、美化活動を行う。 ・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域の市道

### 〈実績 指標〉

実施計画	登録団体による道路の清掃等を中心とする環境美化活動を推進する。				
指標	参加団体数（団体/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	16	18	20	24	26
実績値	18	18	21	21	22



アダプト・ア・ロード参加団体数の推移

### 〈現状と課題〉

参加団体数は増加傾向となっておりますが、活動を終了する団体もあり、活動継続団体数の増加及び新規参加団体数の確保が課題となっております。

参加団体の事業継続に向けて、参加団体との意見交換の実施を行う必要があります。また、広報活動に力を入れ、参加団体数を増やしていく必要があります。

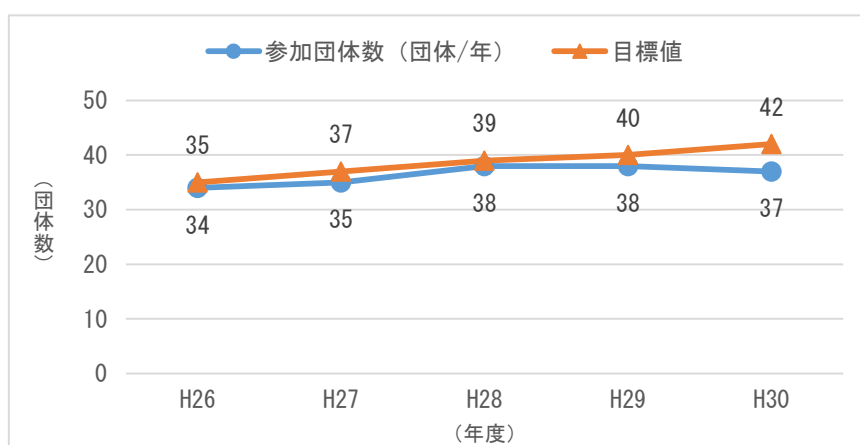
### ③アダプト・ア・パーク事業

#### 〈事業概要〉

事業の目的	・市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図る。
事業の内容	・公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、公園破損の通報等の愛護活動を行う。 ・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域の公園

#### 〈実績 指標〉

実施計画	登録団体による公園の清掃及び花植え等を中心とする環境美化活動を推進する。				
指標	参加団体数（団体/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	35	37	39	40	42
実績値	34	35	38	38	37



アダプト・ア・パーク参加団体数の推移

#### 〈現状と課題〉

新たな開発により、つくば市内の公園数は増加したものの、アダプト・ア・パーク参加団体数は平成 30 年度に減少しており、参加団体の確保が課題となっています。アダプト・ア・パーク事業を広く周知し、参加団体数を増やしていく必要があります。

また、頻繁にごみが棄てられている箇所等参加団体にヒアリングし、対策をしていくなどすることで、きれいな公園環境づくりを目指します。

#### ④河川環境保全事業

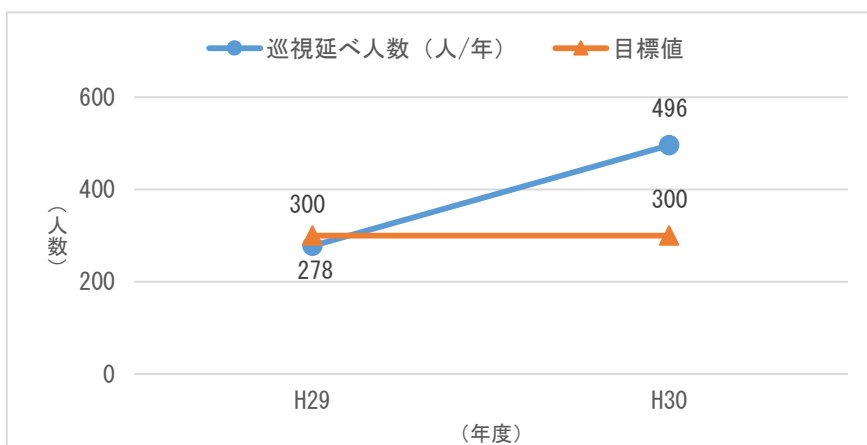
##### ○水質監視員による巡回

###### 〈事業概要〉

事業の目的	・身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る。
事業の内容	・水質監視員による巡視を実施する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域の河川

###### 〈実績 指標〉

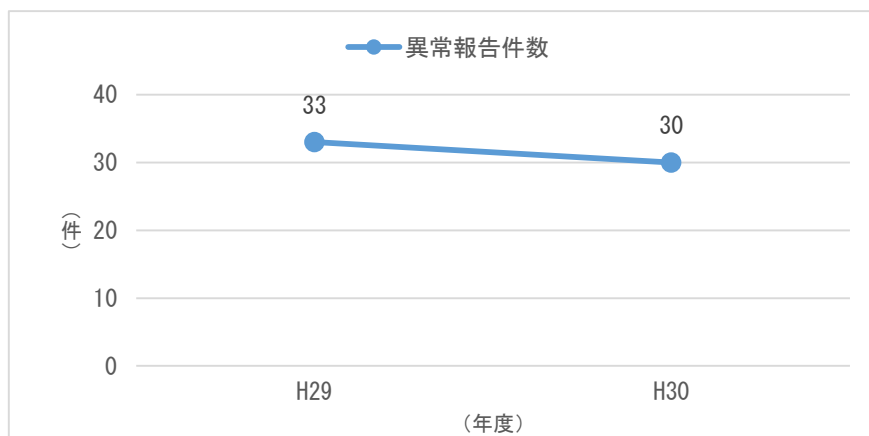
実施計画	水質監視員による巡視を実施する。				
指標	巡視延べ人数（人/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	300	300
実績値	—	—	—	278	496



水質監視員巡視延べ人数の推移

〈実績 参考値〉

項目	H26	H27	H28	H29	H30
異常報告件数 (件)	—	—	—	33	30



異常報告件数の推移



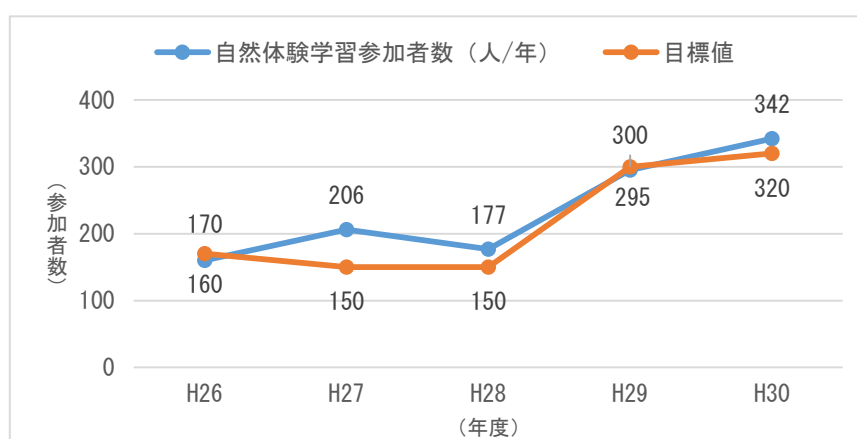
## ○自然体験学習会

### 〈事業概要〉

事業の目的	・身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る。
事業の内容	・河川の自然を利用した自然体験学習会を実施する。
実施期間	・7月と9月
対象地域	・市内桜川流域

### 〈実績 指標〉

実施計画	河川の自然を利用した自然体験学習会を実施する。				
指標	参加者数（人/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	170	150	150	300	320
実績値	160	206	177	295	342



自然体験学習会の参加者数の推移

### 〈現状と課題〉

水質監視員による巡視は、天候や監視員の体調等の都合により、年度によりばらつきは見られるものの、継続して実施されています。しかし、今後巡視員が減少していくことが想定されることから、新たな巡視員の確保が必要となっています。異常報告の多い箇所への対策をすることで、河川環境の改善を目指します。

自然体験参加者数は、対象の学校の児童数に左右されてしまうため、指標としては検討が必要と考えます。自然体験学習は、身近な河川と触れ合うことで、河川愛護意識の高揚につながることから今後も継続していく必要があります。

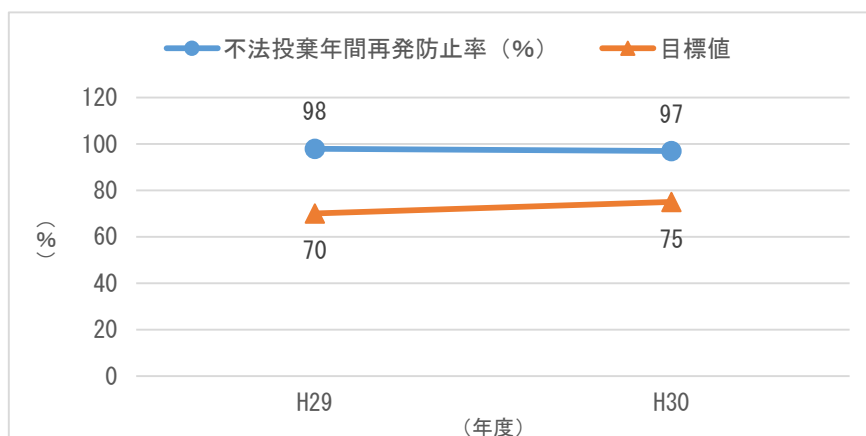
## ⑤不法投棄対策事業

### 〈事業概要〉

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図る。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用地に不法投棄された廃棄物を回収する。</li> <li>再発防止のため、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。</li> <li>再発防止のため、警告看板、監視カメラ等を設置する。</li> <li>市民・事業者との協力により、不法投棄防止を図る。</li> </ul>
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>通年</li> </ul>
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域</li> </ul>

### 〈実績 指標〉

実施計画	巡回や看板配布等により、不法投棄の再発を抑制する。				
指標	不法投棄年間再発防止率（％）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	70	75
実績値	—	—	—	98	97



不法投棄年間再発防止率の推移

※再発防止率・・・（年間不法投棄件数-同年度内に再度不法投棄された件数）

÷年間不法投棄件数

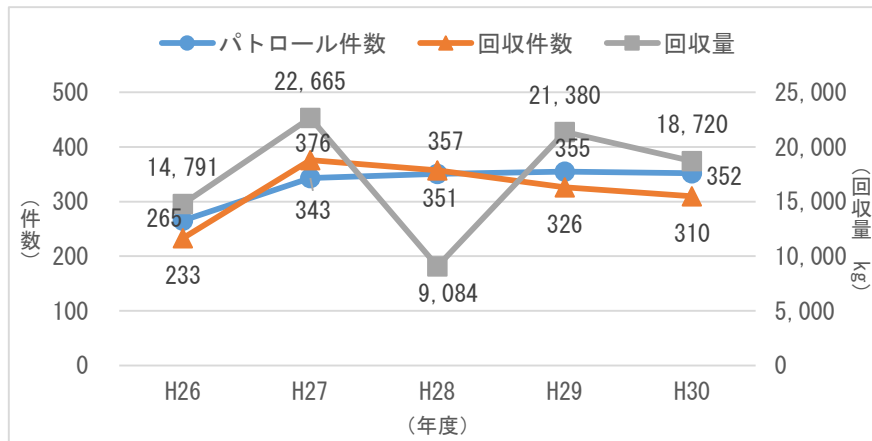
ex) 年間100件の不法投棄があり、内5箇所再度不法投棄された場合

再発防止率  $100-5/100=0.95$  95%

〈実績 参考値〉

項目	H26	H27	H28	H29	H30
パトロール件数 (件)	265	343	351	355	352
回収件数 (件)	233	376	357	326	310
回収量 (kg)	14,791	22,665	9,084	21,380	18,720

※ 網掛け部分は、クリーンセンター搬入分のみ



パトロール件数、回収件数、回収量の推移

〈現状と課題〉

防犯・環境美化サポーターによるパトロールや不法投棄物の回収、警告看板の設置などの迅速な対応により、不法投棄年間再発防止率は高くなっています。また、不法投棄の回収件数及び回収量は、微減傾向にあるものの、高い水準を保っています。

不法投棄は市内全域で行われる可能性があることから、防犯・環境美化サポーターによるパトロールに加え、市民や事業者などと連携した監視を継続していく必要があります。そのため、市では不法投棄禁止の看板を希望者に無料で配布しているほか、市報及び区会回覧等を利用し、市民に注意喚起しています。

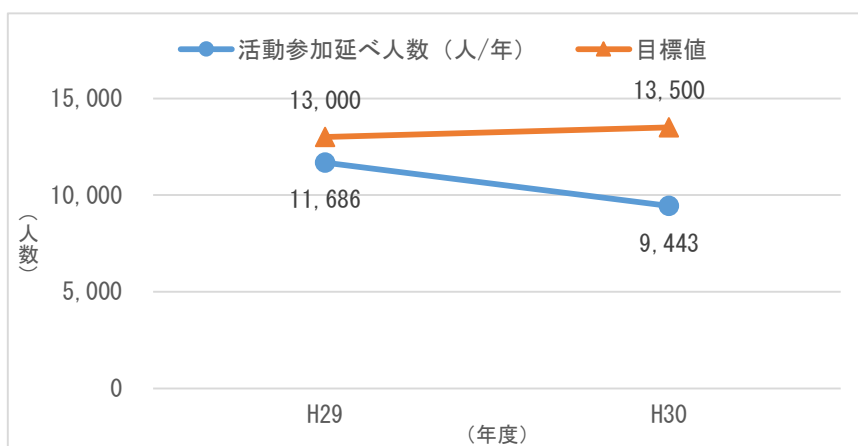
## ⑥環境美化活動支援事業

### 〈事業概要〉

事業の目的	・環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進する。
事業の内容	・公共の場所において、ごみ拾いや落書き消し等を行う市民・事業者に対し、清掃用具等の支援、傷害保険への加入、ごみの回収等の支援を実施する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

### 〈実績 指標〉

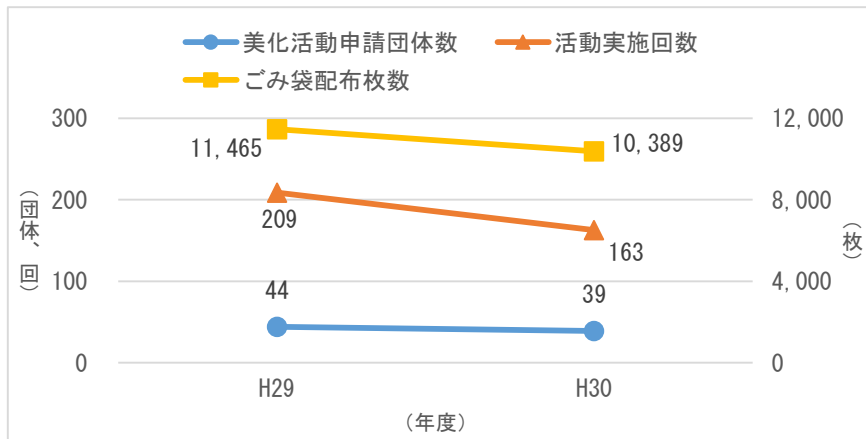
実施計画	市民及び事業者による清掃を中心とする環境美化活動を推進する。				
指標	活動参加延べ人数（人/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	13,000	13,500
実績値	—	—	—	11,686	9,443



環境美化活動参加延べ人数の推移

〈実績 参考値〉

項目	H26	H27	H28	H29	H30
美化活動申請団体数 (団体)	—	—	—	44	39
活動実施回数 (回)	—	—	—	209	163
ごみ袋配布枚数 (枚)	—	—	—	11,465	10,389



美化活動申請団体数、活動実施回数、ごみ袋配布枚数の推移

※美化活動支援団体数・・・年度内の環境美化活動支援申請受付数

活動実施回数・・・年度内の環境美化活動実施回数(団体により、活動頻度が異なる)

ごみ袋配布枚数・・・年度内のごみ袋の配布支援枚数。1回の活動につき1人2枚(可燃・不燃等の分別のため)、年度内1人24枚を限度に支援を行っている。

〈現状と課題〉

第4次行動計画の新規事業ですが、活動参加延べ人数の目標を達成することが出来ていません。市民が気軽に取り組める環境美化活動として、認知度向上に向けた広報が必要と考えられます。区会回覧やイベント時に広報することで参加者の増加を目指します。

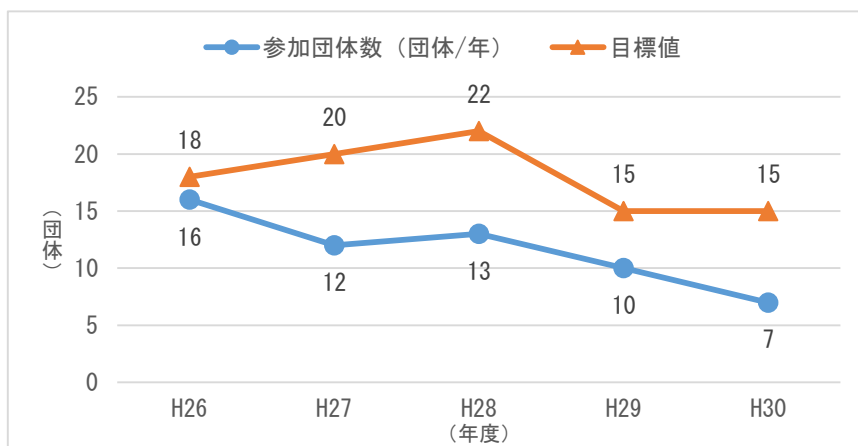
(2) 飼い犬のふん放置対策

〈事業概要〉

事業の目的	・犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図る。
事業の内容	・広報紙等でふんの持ち帰りについて啓発活動を行う。 ・ふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布を行う。 ・イエローカード作戦を導入し、実施団体に必要物資の配布を行う。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

〈実績 指標〉

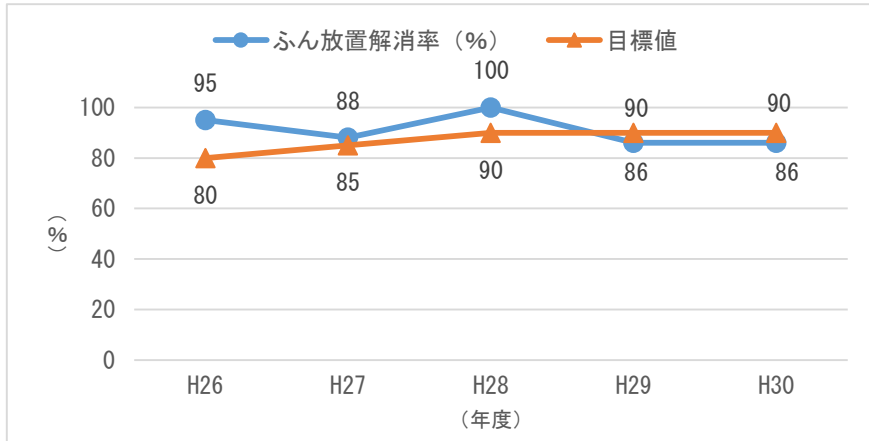
実施計画	イエローカード作戦を実施する。				
指標	参加団体数（団体/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	18	20	22	15	15
実績値	16	12	13	10	7



参加団体数の推移

〈実績 指標〉

実施計画	イエローカード作戦を実施する。				
指標	ふん放置解消率（％）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	80	85	90	90	90
実績値	95	88	100	86	86



ふん放置解消率の推移

※「ふん放置解消率」については、イエローカード作戦の全参加団体に対して依頼しているアンケート結果を元としています。

- 1 おおいに効果があった
- 2 少しは効果があった
- 3 効果はなかった
- 4 どちらとも言えない
- 5 その他

の選択肢の中から「おおいに効果があった」及び「少しは効果があった」と回答した団体数の割合を「ふん放置解消率」としています。(無回答の団体も全体の数として含みます)

〈現状と課題〉

犬のふんの放置が解消されると活動が終了する団体もあることから、参加団体数は減少傾向で推移しています。しかし、ふん放置解消率が90%に達していないことから、今後も継続した対応が必要であると考えられます。

イエローカード作戦の周知は、年に1回全区会に実施していますが、区会での自主的な活動となるため、今後も継続して地域への啓発活動を行っていく必要があります。

### (3) まちの景観保全対策

#### ①落書き対策事業

##### 〈事業概要〉

事業の目的	・落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。</li> <li>・条例に基づき、落書き行為に対する勧告、命令及び過料処分を実施する。</li> <li>・市内の落書きに対し、速やかな消去作業を実施する。</li> <li>・市民協働の落書き消去作業を実施する。</li> <li>・先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図る。</li> </ul>
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

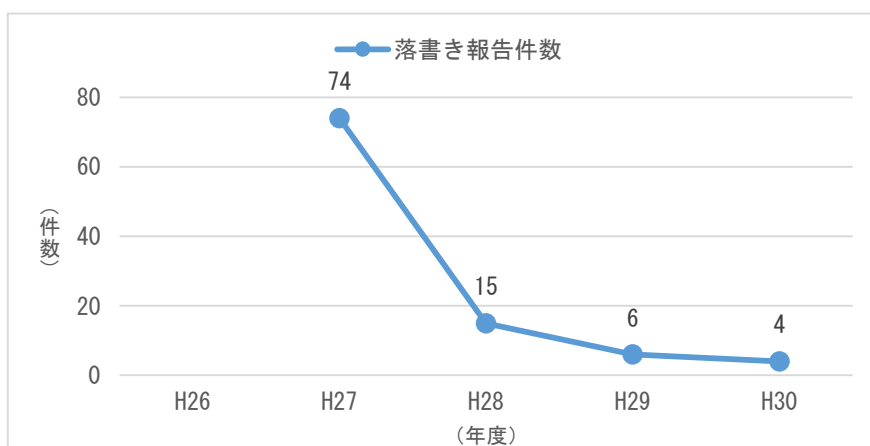
##### 〈実績 指標〉

実施計画	巡回や速やかな消去作業等により、落書きの発生を抑止する。				
指標	巡回延べ人数（人/月）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	240	240
実績値	—	—	—	240	240

#### グラフ削除

##### 〈実績 参考値〉

項目	H26	H27	H28	H29	H30
落書き報告件数 (件)	—	74	15	6	4



落書き報告件数の推移



〈現状と課題〉

防犯・環境美化サポーターによる巡回で、早期発見し、管理者への除去依頼が行われています。また、小学生による絵画制作等も行っており、再発防止にも努めています。これらの取組により、落書き報告件数も減少していることから、早期発見・消去・再発防止対策の成果が見られます。この減少傾向を維持できるよう、今後も継続して対応していく必要があります。

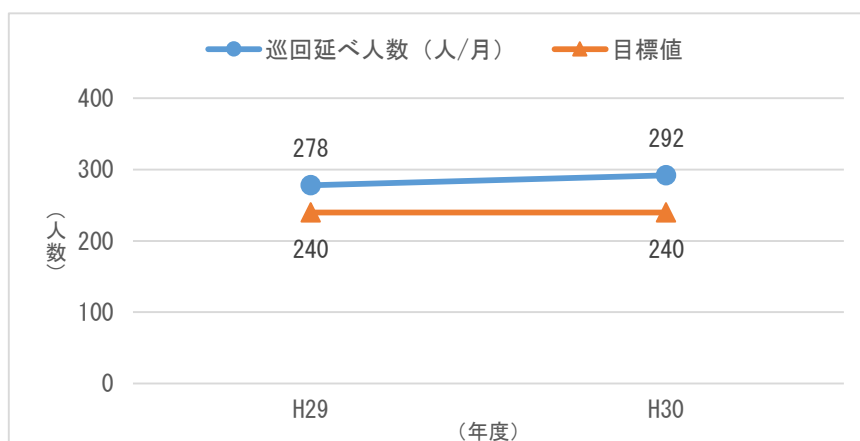
## ②印刷物等の放置対策事業

### 〈事業概要〉

事業の目的	・印刷物等の散乱、放置の防止に取り組み、まちの景観が保たれたきれいなまちづくりを図る。
事業の内容	・防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。 ・公共の場所で、ビラ、チラシ等の印刷物が散乱している場合には、印刷物等配布事業者に対し回収と適正処理を指導する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

### 〈実績 指標〉

実施計画	防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、未然防止を図る。				
指標	巡回延べ人数（人/月）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	240	240
実績値	—	—	—	278	292



巡回延べ人数の推移

### 〈現状と課題〉

防犯・環境美化サポーターの定期的な巡回が行われ、近年は、印刷物等の放置は報告されていません。しかし、良好な生活環境の確保の観点から、巡回は継続していく必要があります。防犯・環境美化サポーターによる巡回は複数の事業にまたがっていることから、事業を再構築する必要があります。

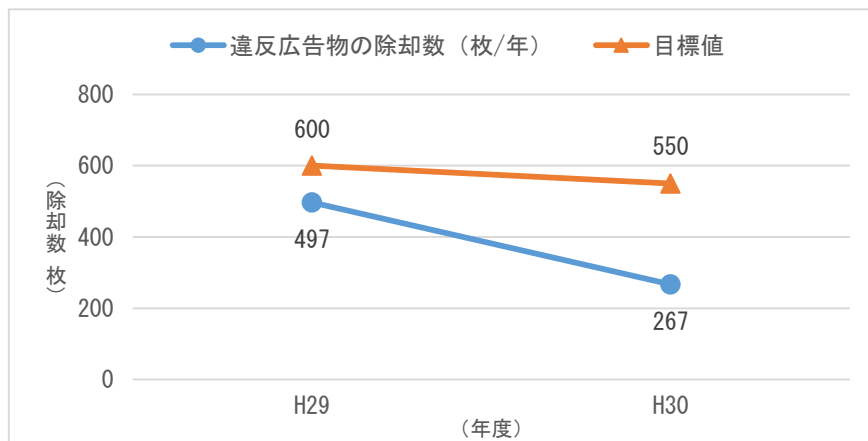
### ③違反広告物除却事業

#### 〈事業概要〉

事業の目的	・違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図る。
事業の内容	・住民、行政、管理者、警察等が一体となって違反広告物の除却等を行う。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

#### 〈実績 指標〉

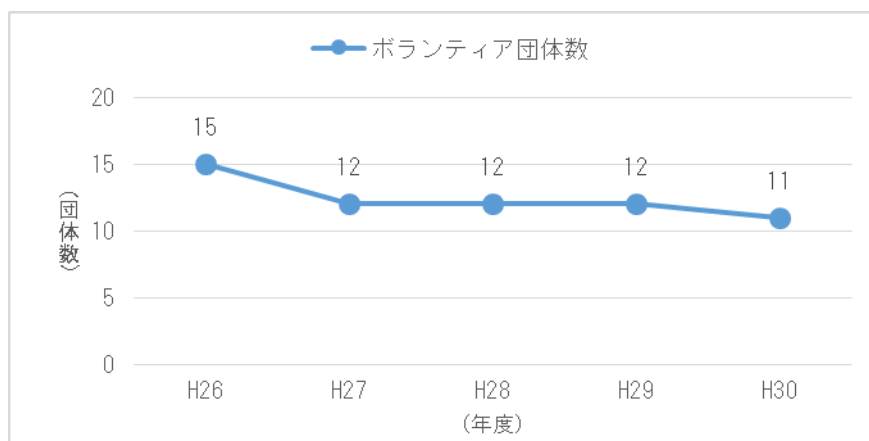
実施計画	市民ボランティア団体、市職員、委託業者、近隣市町村及び民間事業者等により、様々な側面から違反広告物の除却を行う。				
指標	違反広告物の除却数（枚/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	600	550
実績値	—	—	—	497	267



違反広告物の除却数の推移

〈実績 参考値〉

項目	H26	H27	H28	H29	H30
ボランティア団体数 (団体)	15	12	12	12	11



ボランティア団体数の推移

〈現状と課題〉

違反広告物の除却はボランティア団体、市職員、委託業者、警察、近隣市町村及び民間事業者が連携して実施しています。近年、違反広告物の除却数は減少していますが、除却をやめてしまうとまた増加することが懸念されるため、関係機関と連携した対応を継続していく必要があります。

減少傾向を想定して違反広告物の除却数の目標を設定するのが難しいため、指標の検討が必要であると考えられます。

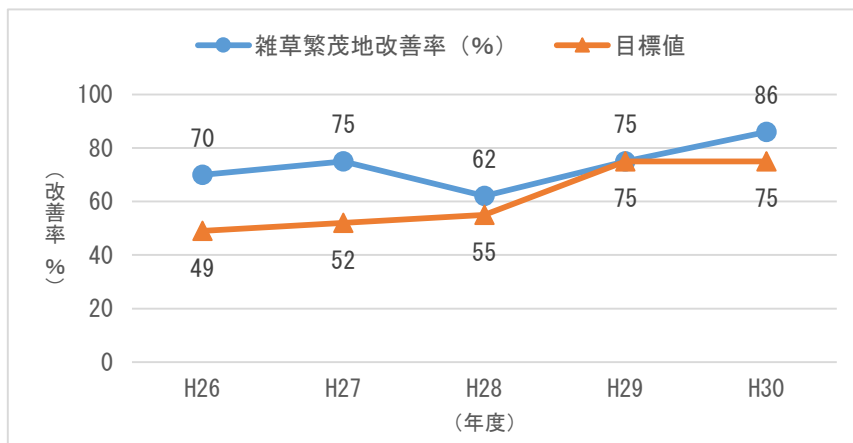
#### ④除草事業

##### 〈事業概要〉

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図る。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施する。</li> <li>• 雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施する。</li> </ul>
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 雑草繁茂値に所有者に対する指導：通年</li> <li>• あっせん業者による除草作業 （所有者等から申出があった場合のみ実施、費用は自己負担） ：年1回刈…8月頃実施、年2回刈…6月、10月頃実施</li> </ul>
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市内全域</li> </ul>

##### 〈実績 指標〉

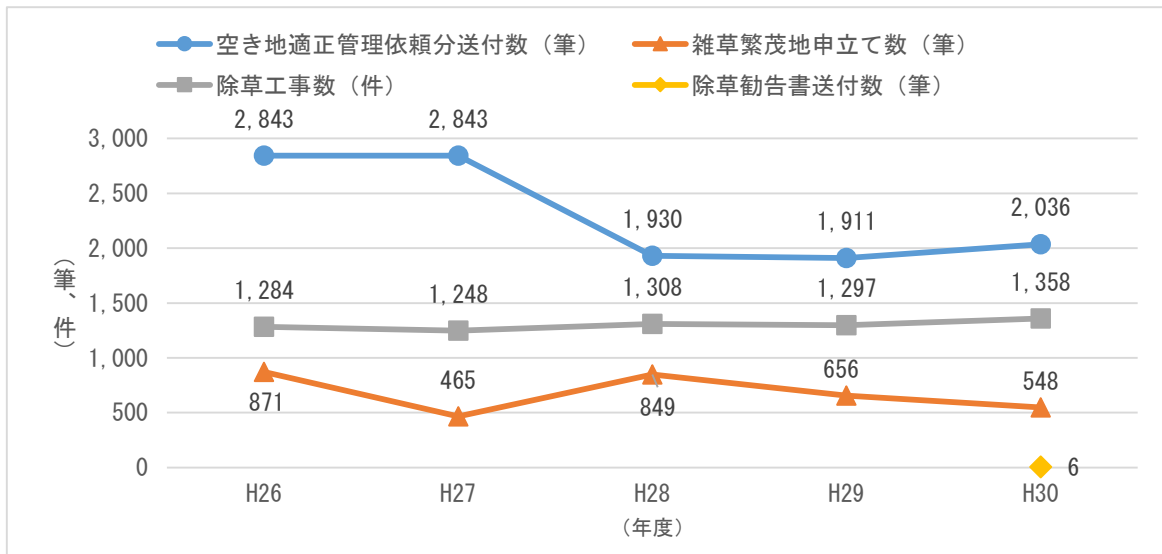
実施計画	雑草が繁茂又は堆積している空き地に対して、適正管理指導を行う。				
指標	雑草繁茂地改善率（％）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	49	52	55	75	75
実績値	70	75	62	75	86



雑草繁茂地改善率の推移

〈実績 参考値〉

項目	H26	H27	H28	H29	H30
空き地適正管理 依頼文送付数（筆）	2,843	2,843	1,930	1,911	2,036
雑草繁茂地申立て数 （筆）	871	465	849	666	548
除草工事数（件）	1,284	1,248	1,308	1,297	1,358
除草勧告書送付数 （筆）	—	—	—	—	6



空き地適正管理依頼文送付数、雑草繁茂地申立て数、除草工事数、  
除草勧告書送付数の推移

〈現状と課題〉

雑草繁茂地改善率は、上昇傾向を示していますが、雑草は毎年繁茂し、繁茂地の申立ても未だ 500 件を超えていることから、事業の継続が必要であると考えられます。また、未改善のうち約半数は空き地所有者が不明、残り半数は所有者が管理を行わない空き地となっています。

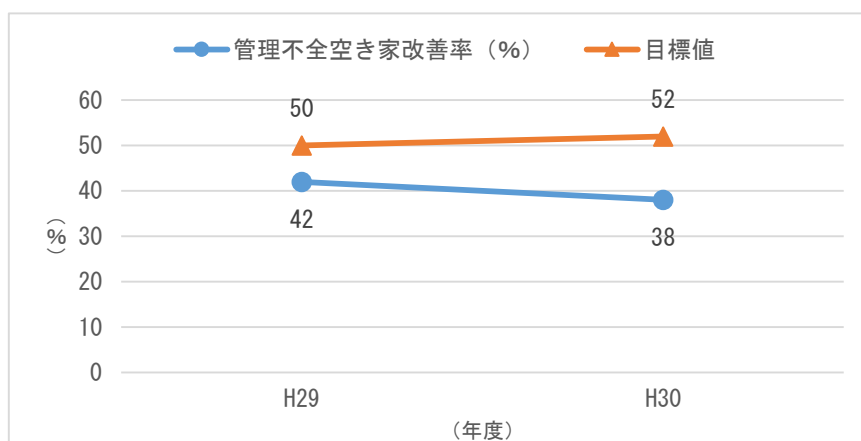
## ⑤空き家の適正管理事業

### 〈事業概要〉

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図る。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民からの相談を受けて、現況調査を行い、管理不全と判断した場合には、所有者に対し、助言、指導、勧告を行う。</li> <li>• 当該空き家が著しく危険であると判断した場合には、措置命令、公表、行政代執行を行う。</li> <li>• 空き家等の有効活用施策を実施する。</li> </ul>
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通年</li> </ul>
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市内全域</li> </ul>

### 〈実績 指標〉

実施計画	市民から相談のあった管理不全な空き家等について、所有者等を調査・特定し、管理不全な状態を改善するよう行政指導を行う。				
指標	管理不全空き家改善率				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	50	52
実績値	—	—	—	42	36

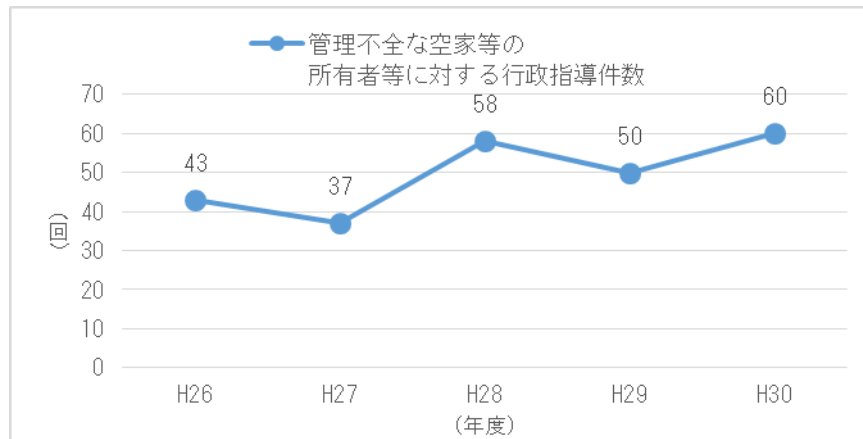


### 管理不全空き家改善率の推移

※管理不全空き家改善率・・・年度内に所有者に対応していただき、管理状況が改善された空き家÷該当年度に、新たに管理不全空き家と判断された空き家。

〈実績 参考値〉

項目	H26	H27	H28	H29	H30
管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数	43	37	58	50	60



管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数の推移

〈現状と課題〉

第4次行動計画の新規事業で、管理不全空き家改善率は低い結果となっています。管理不全空き家の改善は、所有者等の調査から始めますが、所有者等が不明な案件や解決に時間が必要な案件もあり、改善に至るまでには、複数年を要するケースもあります。そのため、年度毎の指標を設定することが難しい状況となっています。



(4) 放置自転車対策

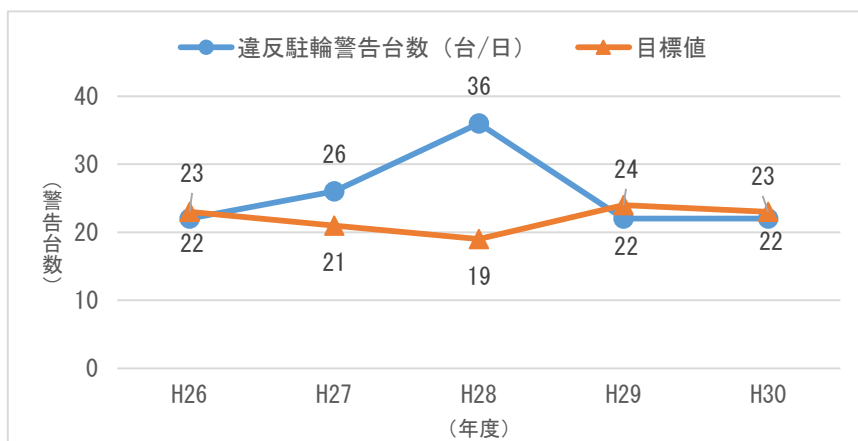
①自転車等放置禁止区域での啓発事業

〈事業概要〉

事業の目的	・ 自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
事業の内容	・ 「つくば市自転車等放置防止条例」に基づき、TX 各駅周辺に指定する自転車等放置禁止区域において、自転車等の放置防止指導及び警告を実施する。 ・ 定期的に放置自転車等の撤去を実施する。
実施期間	・ 通年
対象地域	・ TX4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺

〈実績 指標〉

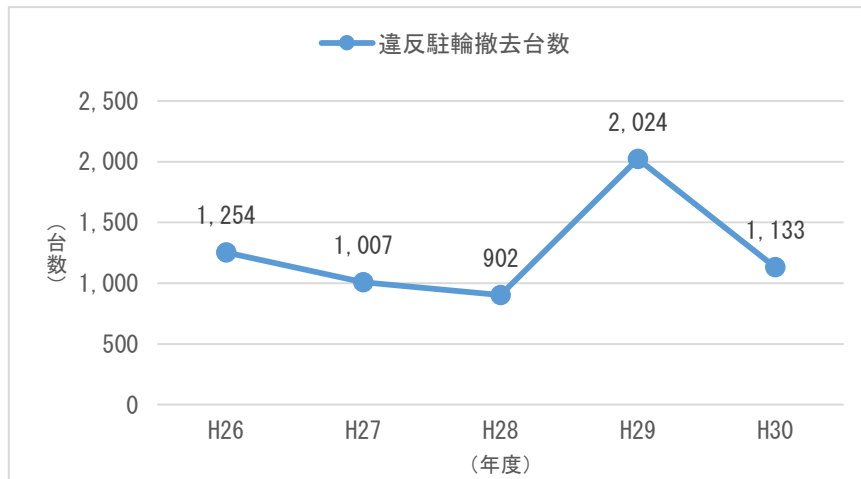
実施計画	自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告及び撤去を行う。				
指標	違反駐輪警告台数（台/日）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	23	21	19	24	23
実績値	22	26	36	22	22



違反駐輪警告台数の推移

〈実績 参考値〉

項目	H26	H27	H28	H29	H30
違法駐輪撤去台数 (台)	1,254	1,007	902	2,044	1,133



違法駐輪撤去台数の推移

〈現状と課題〉

違法駐輪警告台数は、28 年度に増大していますが、全体としては横ばいとなっています。違法駐輪撤去台数は、平成 29 年度以降、業者への委託を開始し巡回回数を増やしたため、一時的に倍増していますが、平成 30 年度には約 2 分の 1 となっており、巡回強化の効果が見られました。

今後も事業を継続し、駐輪場の適正利用を推進していく必要があります。

## ②駐輪場の整備事業

### 〈事業概要〉

事業の目的	・駐輪場の整備により自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
事業の内容	・自転車等の放置を防止するため、自転車等利用予測に基づいた駐輪場整備を図る。
実施期間	・通年
対象地域	・TX4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺

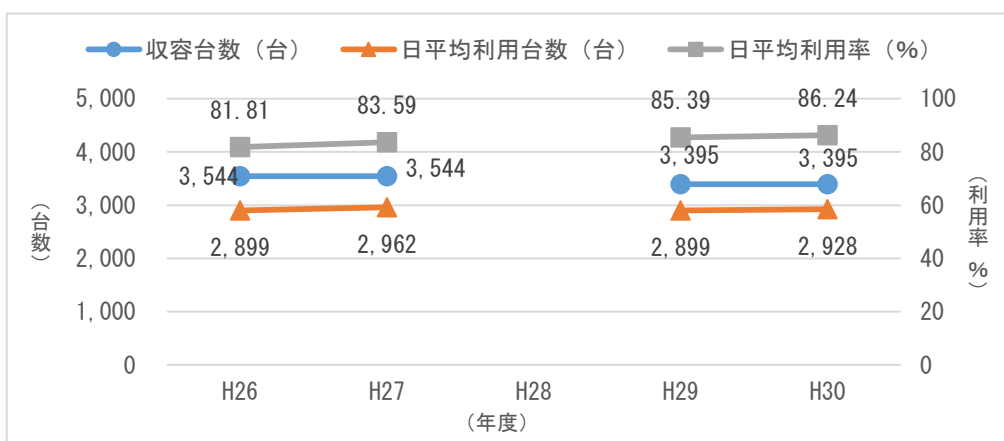
### 〈実績 指標〉

実施計画	需要予測に基づき計画的な駐輪場整備を進める。				
指標	新たな年次計画の策定				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	○	○	○
実績値	—	—	○	—	○

### 〈実績 参考値〉

#### ○つくば駅

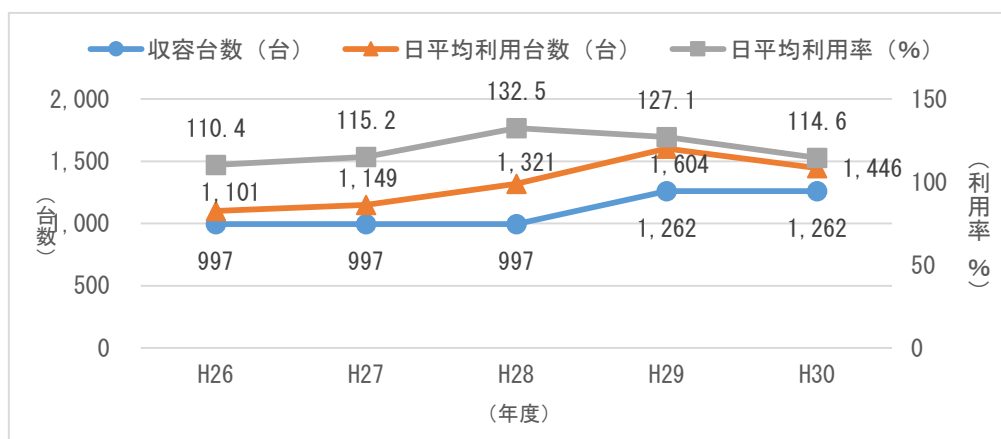
項目	H26	H27	H28	H29	H30
収容台数（台）	3,544	3,544	—	3,395	3,395
日平均利用台数（台）	2,899.3	2,962.3	—	2,899	2,928
日平均利用率（％）	81.81	83.59	—	85.39	86.24



つくば駅収容台数、日平均利用台数、日平均利用率の推移

○TX3 駅（研究学園駅・万博記念公園駅・みどりの駅）

項目	H26	H27	H28	H29	H30
収容台数（台）	997	997	997	1,262	1,262
日平均利用台数（台）	1,101	1,149	1,321	1,604	1,446
日平均利用率（％）	110.4	115.2	132.5	127.1	114.6



TX3 駅収容台数、日平均利用台数、日平均利用率の推移

〈現状と課題〉

TX3 駅での駐輪場は、需要に供給が追いつかない状況が続いています。そのため、今後も計画的な駐輪場の整備を進めていく必要があります。

整備状況について、つくば駅周辺では平成 28 年度の再整備で 49 台、平成 29 年度の取り壊しで 100 台、合計 149 台の減少となっています。他の駅については、平成 29 年度に研究学園駅で 265 台の拡張整備をしています。

自転車等放置禁止区域での啓発事業において報告されている違反駐輪撤去台数と、本事業の日平均利用台数・利用率の分析を行うことで、整備事業の有効性を検証していきます。（現時点では、自転車等放置禁止区域での啓発事業の巡回について、平成 29 年度に回数増加等の強化を行ったことにより、平成 28 年度以前と撤去台数が大きく変化しており、分析が難しくなっています。）

(5) 自動販売機の適正管理

①自動販売機の適正管理指導（たばこ）

〈事業概要〉

事業の目的	・自動販売機（たばこ）の適正管理指導の実施により、吸い殻のポイ捨てを防止し、きれいなまちづくりを図る。
事業の内容	・つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、吸い殻散乱防止啓発シールの貼付等）を推進する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

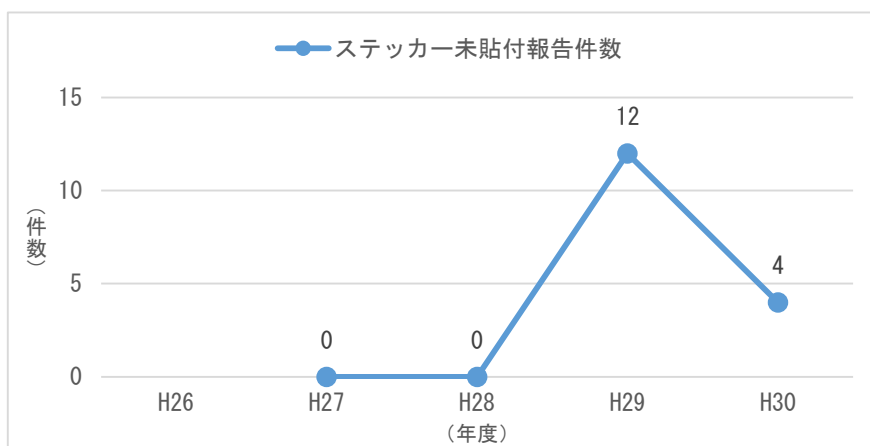
〈実績 指標〉

実施計画	自動販売機の巡回を行い、必要に応じて自動販売機事業者への指導を実施する。				
指標	巡回回数（回/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	4	4
実績値	—	—	—	4	4

グラフ削除

〈実績 参考値〉

項目	H26	H27	H28	H29	H30
ステッカー未貼付報告件数（台）	—	0	0	12	4



ステッカー未貼付報告件数の推移

#### 〈現状と課題〉

防犯・環境美化サポーターの定期的な巡回が行われ、巡回によって発見されたステッカー未貼付報告件数は、年度によるばらつきが見られますが、少ない結果となっています。公共施設の禁煙化など、近年は喫煙出来る環境が減少していく傾向にあり、新たな自動販売機の設置は少ないと考えられますが、吸い殻のポイ捨ての防止に向け、自動販売機へのステッカー貼付、防犯・環境美化サポーターによる巡回は必要であると考えられます。

防犯・環境美化サポーターによる巡回は複数の事業にまたがっていることから、事業を再構築する必要があります。

## ②自動販売機の適正管理指導（飲食）

### 〈事業概要〉

事業の目的	・自動販売機（飲食）の適正管理指導の実施により、空き缶等のポイ捨てを防止し、きれいなまちづくりを図る。
事業の内容	・つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、空き缶等散乱防止啓発シールの貼付等）を推進する。
実施期間	・通年
対象地域	・市内全域

### 〈実績 指標〉

実施計画	自動販売機の巡回を行い、必要に応じて自動販売機事業者への指導を実施する。				
指標	巡回回数（回/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	4	4
実績値	—	—	—	4	4

## グラフ削除

### 〈現状と課題〉

防犯・環境美化サポーターの定期的な巡回でステッカー未貼付自販機の確認が行われています。ステッカーは、主な自販機業者に設置時に貼付をお願いしているため、設置時にはステッカーが貼付されている事例が多くなっています。

しかし、空き缶等の散乱防止に向け、自動販売機へのステッカー貼付、防犯・環境美化サポーターの巡回による貼付確認が必要であると考えられます。

防犯・環境美化サポーターによる巡回は複数の事業にまたがっていることから、事業を再構築する必要があります。

(6) 花と緑の美化活動

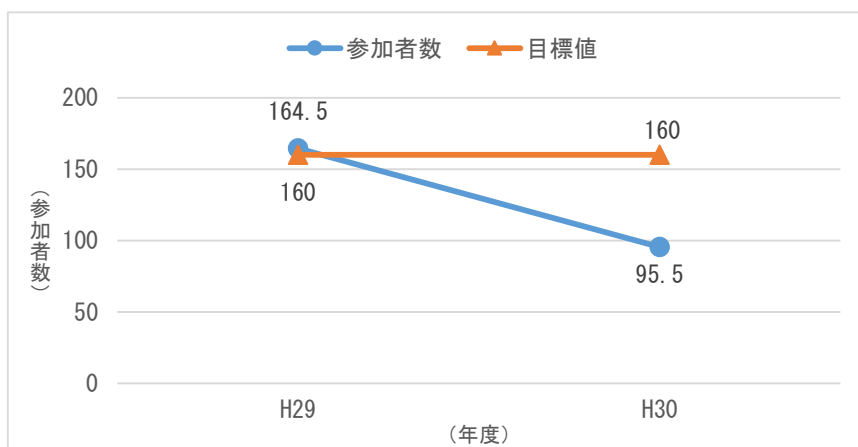
①花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCity つくば）

〈事業概要〉

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域のコミュニティの活性化を図る。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働によるつくばセンター広場周辺の花壇活動を実施する。</li> <li>市民協働による地域の自主的な花壇活動を推進する。</li> <li>活動に対し、必要な花苗や用土等を支援する。</li> </ul>
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>つくばセンター広場周辺における花壇活動：通年（花植えは年2回）</li> <li>地域における自主的な花壇活動：通年</li> </ul>
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>つくばセンター広場周辺及び市内全域</li> </ul>

〈実績 指標〉

実施計画	センター地区において、市民協働での花植え等の活動を実施する。				
指標	参加者数（人）（年平均）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	—	—	—	160	160
実績値	—	—	—	164.5	95.5

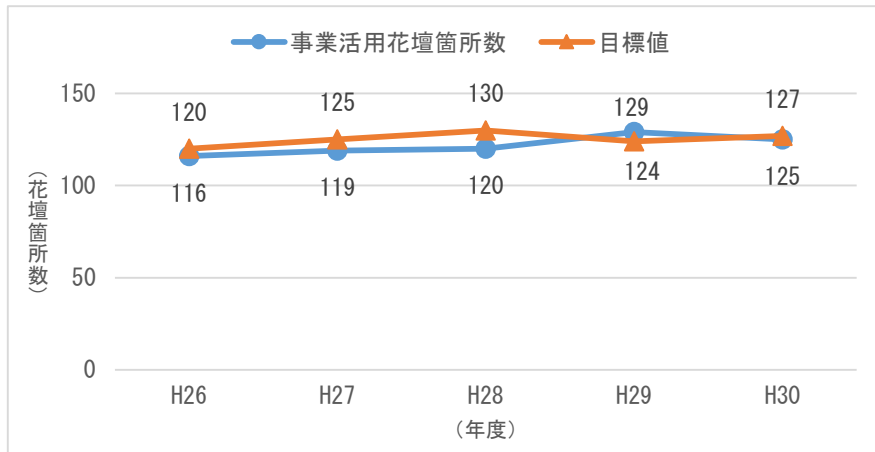


参加者数の推移



〈実績 指標〉

実施計画	市内各地域における、自主的な花壇活動を、花苗等の物品提供事業により支援する。				
指標	事業活用花壇箇所数（箇所/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	120	125	130	124	127
実績値	116	119	120	129	125

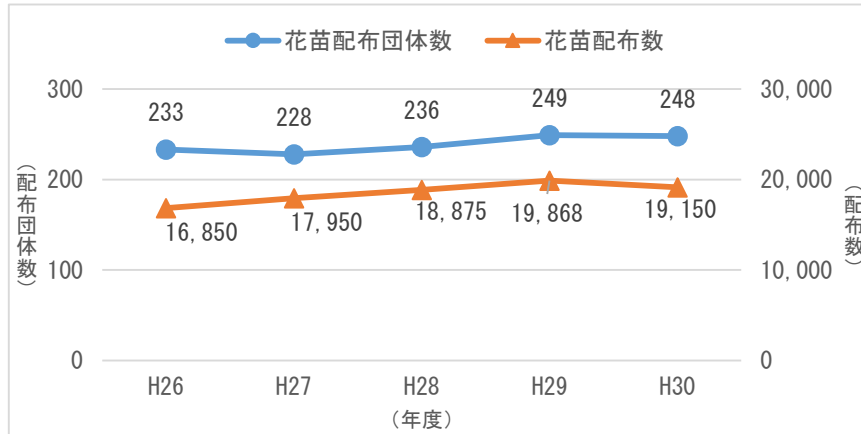


事業活用花壇箇所数の推移

※事業活用花壇・・・道路や歩道に面した私有地や、人が多く集まる公共的な場所など、多くの人の目に留まる場所に花壇を設置した数

〈実績 参考値〉

項目	H26	H27	H28	H29	H30
花苗配布団体数 (団体)	233	228	236	249	248
花苗配布数(ポット)	16,850	17,950	18,875	19,868	19,150



花苗配布団体数、花苗配布数の推移

※花苗配布団体…市内の任意団体（企業、ボランティア団体、サークル、子供会、区会等）

〈現状と課題〉

つくばセンター広場周辺の花壇づくりは、花植えのできる花壇に限りがあり、参加者数が増えると短時間で終わってしまうため、参加者数を増やすことは難しくなっています。また、花苗を配布し各団体で行う花壇づくりは、配布する花苗の数も急激な増加は難しいことから、指標の検討が必要であると考えられます。花による環境美化活動を、市の行事や団体の活動から個人の活動へと広げていくため、新たな事業についても検討しています。

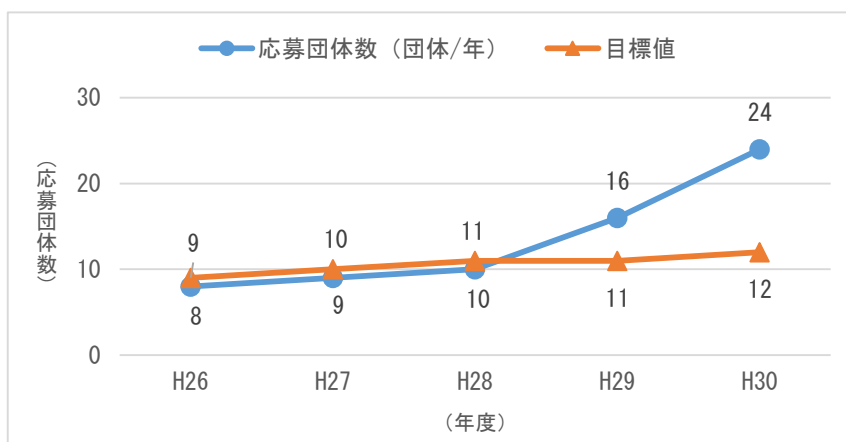
## ②花と緑の環境美化コンクール

### 〈事業概要〉

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクールの応募を通して、環境美化に対する意識の向上を図る。</li> <li>・広報活動を充実させ、応募団体の増加を図る。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジいばらき県民会議（大好きいばらき県民会議）・茨城県・茨城県教育委員会主催事業。</li> <li>・広報活動を充実させ、応募団体の増加を図る。</li> <li>・花いっぱい運動ですばらしい成果をあげている地域、団体、職場、学校を表彰する。</li> </ul>
実施期間	・年 1 回
対象地域	・市内全域

### 〈実績 指標〉

実施計画	花と緑の環境美化コンクールの市審査を実施し、チャレンジいばらき県民会議（大好きいばらき県民会議）に推薦する。				
指標	応募団体数（団体/年）				
年度	H26	H27	H28	H29	H30
目標値	9	10	11	11	12
実績値	8	9	10	16	24



応募団体数の推移

### 〈現状と課題〉

応募団体数は、広報や各団体の協力もあり、増加傾向となっています。この傾向が一時的とならないよう、広報や各団体への協力依頼を継続していく必要があります。

### 3 第4次行動計画の実績総括及び今後の方向性

〈施策〉

#### (1) ごみの投棄対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
市内一斉清掃事業	一斉清掃の実施回数	達成	継続	一斉清掃に参加することにより市民の環境美化意識向上を図る。
アダプト・ア・ロード事業	参加団体数	未達成	継続	新規参加団体を増やすための周知方法を検討する。
アダプト・ア・パーク事業	参加団体数	未達成	継続	新規参加団体を増やすための周知方法を検討する。
河川環境保全事業	巡視延べ人数	一部未達成	継続	新たな監視員の確保の仕方を検討し、巡回を実施する。
	参加者数	一部未達成	継続	河川を活用した環境学習を検討する。
不法投棄対策事業	不法投棄年間再発防止率	達成	継続	防犯・環境美化サポーターによる巡回や看板、監視カメラの設置を継続して実施する。
環境美化活動支援事業	活動参加延べ人数	未達成	継続	活動参加者を増加させるための周知方法を検討する。

#### (2) 飼い犬のふん放置対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
犬のふん放置対策事業	参加団体数	未達成	継続	地域での飼い犬のふん放置を防止する仕組みの普及を図り、イエローカード作戦を継続する。
	ふん放置解消率	未達成	継続	

### (3) まちの景観保全対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
落書き対策事業	巡回延べ人数	達成	継続	防犯・環境美化サポーターによる巡回を継続し、迅速な対応や対策を行う。落書き防止絵画の維持管理を行う。
印刷物等の放置対策事業	巡回延べ人数	達成	修正	防災・環境美化サポーターによる巡回事業のため、他の事業と統合する。
違反広告物除却事業	違反広告物の除却数	未達成	修正	指標を検討し、事業を継続する。
除草事業	雑草繁茂地改善率	一部未達成	継続	苦情地の確認、適正管理通知の発送などの対策を継続する。
空き家の適正管理事業	管理不全空き家改善率	一部未達成	継続	行政指導、空き家の有効活用を継続して実施する。但し、指標を見直す。

### (4) 放置自転車対策

駐輪場の整備と放置自転車の関係を示す必要がある。

事業名	指標	状況	今後の方向性	
自転車等放置禁止区域での啓発事業	違反駐輪警告台数	達成	継続	自転車等の放置防止指導及び警告を継続して実施する。
駐輪場の整備事業	整備計画の見直し	—	継続	整備計画の策定、見直し等駐輪場整備関連事業を継続する。

### (5) 自動販売機の適正管理

事業名	指標	状況	今後の方向性	
自動販売機の適正管理指導（たばこ）	巡回回数	達成	継続	防災・環境美化サポーターによる巡回事業のため、他の事業と統合する。
自動販売機の適正管理指導（飲食）	巡回回数	達成	継続	防災・環境美化サポーターによる巡回事業のため、他の事業と統合する。

(6) 花と緑の美化活動

事業名	指標	状況	今後の方向性	
花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）	参加者数	一部未達成	継続	事業を継続していくが、指標の見直しを行う。
	事業活用花壇箇所数	一部未達成	継続	事業を継続していくが、指標の見直しを行う。
花と緑の環境美化コンクール	応募団体数	達成	継続	コンクールへの応募を通して環境意識高揚を図る。

## 第4章 施策

目標を実現するために、基本方針に基づき、4つの施策に対する具体的事業を推進します。

将来像 市・市民・事業者がともにつくる きれいなまち「つくば」

### 基本方針

きれいなまちづくり  
のための活動の推進

きれいなまちづくり  
のための意識の啓発

自発的なきれいなま  
ちづくりのための  
活動に関する支援

市・市民・事業者の  
相互の連携

### 施策

#### 1 ごみの投棄対策

- (1) 市内一斉清掃事業
- (2) アダプト・ア・ロード事業
- (3) アダプト・ア・パーク事業
- (4) 環境美化活動支援事業
- (5) 河川環境保全事業
- (6) 不法投棄対策事業
- (7) 犬のふん放置対策事業

#### 2 まちの景観保全対策

- (1) 落書き対策事業
- (2) 違反広告物除却事業
- (3) 防犯・環境美化サポーター  
巡回事業
- (4) 除草事業
- (5) 空家等の適正管理事業

#### 3 放置自転車対策

- (1) 自転車等放置禁止区域での  
啓発事業
- (2) 駐輪場の整備事業

#### 4 花と緑の美化活動

- (1) 花と緑の市民参加事業  
(ウェルカムフラワーCityつく  
ば)
- (2) 花と緑の環境美化コンクール
- (3) 花と緑の啓発事業

# 1 ごみの投棄対策

## (1) 市内一斉清掃

担当課	環境衛生課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識を高め、ごみのポイ捨て減少を図る。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>区会回覧及び広報紙等で事業を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかける。</li> <li>拾ったごみについては、当日回収する。</li> <li>定期的を開催することで、市民行事として定着させることに加え、多くの市民が参加することで、自らが住むまちを清潔にする意識を醸成する。</li> </ul>

年度	指標	目標値
令和2年度	目標値あり 一斉清掃の実施回数(回/年)	2
令和3年度		2
令和4年度		2
令和5年度	目標値なし ごみの回収量(kg)	2
令和6年度		2

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	区会回覧、広報誌及び市ホームページで参加呼びかけ 6月と12月の年2回開催
2年目	区会回覧、広報誌及び市ホームページで参加呼びかけ 6月と12月の年2回開催
3年目	区会回覧、広報誌及び市ホームページで参加呼びかけ 6月と12月の年2回開催
4年目	区会回覧、広報誌及び市ホームページで参加呼びかけ 6月と12月の年2回開催
5年目	区会回覧、広報誌及び市ホームページで参加呼びかけ 6月と12月の年2回開催



(2) アダプト・ア・ロード事業

※清掃事業だけではなく、花植などの道路美化及び管理も行っているため、事業名は道路清掃事業とはしない。また、事業内容は現在の内容と変わらないので、名称はアダプト・ア・ロードのままにする。

担当課	道路管理課
事業の目的	・ 市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図る。
事業の内容	・ 道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、道路破損の通報、花植えなどの愛護活動、美化活動を行う。 ・ 市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。

年度	指標	目標値
令和2年度	参加団体数（団体/年） 参加人数（人）	24/419
令和3年度		25/424
令和4年度		26/429
令和5年度		27/434
令和6年度		28/439

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	市民に広く道路美化事業を知ってもらうため、HPを改善する。
2年目	事業継続に向け、年度末に参加団体との意見交換会を実施する。
3年目	2年目の意見交換会で改善点が出た場合、実行できるか検討する。改善点が出なかった場合は、2年目と同様の意見交換会を実施する。
4年目	3年目で改善点が出た場合、その改善点を実行する。改善点が出なかった場合は、2年目と同様に意見交換会を引き続き行い、同事業の運営を円滑に行う。
5年目	第6次計画に向け、改善点がないかどうか検討する。

(3) アダプト・ア・パーク事業

※本事業は、単なる清掃活動ではなく、参加者が公園の「里親」となり植栽の企画提案、花壇づくり、施設の状況把握・報告などの公園維持管理活動を実施することが主旨であるため、「公園清掃美化事業」から「アダプト・ア・パーク事業」に名称を戻した。

担当課	公園・施設課
事業の目的	・市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、公園破損の通報等の愛護活動を行う。</li> <li>・市は活動に対して清掃用具の支援等を行う。</li> <li>・参加団体が減少している状況となっているため、ホームページなどで周知活動を行う。</li> </ul>

年度	指標	目標値
令和2年度	参加団体数（団体/年） 参加人数（人）	37/1,147
令和3年度		38/1,152
令和4年度		39/1,157
令和5年度		40/1,162
令和6年度		41/1,167

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案、施設確認などの施設管理を実施する。
2年目	公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案、施設確認などの施設管理を実施する。
3年目	公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案、施設確認などの施設管理を実施する。
4年目	公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案、施設確認などの施設管理を実施する。
5年目	公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案、施設確認などの施設管理を実施する。

(4) 河川環境保全事業

○水質監視員による巡回

担当課	環境保全課
事業の目的	・身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る。
事業の内容	・水質監視員による巡視を実施する。 ・イベントによる水質浄化啓発活動を実施する。 ・河川清掃活動を促進する。

年度	指標	目標値
令和2年度	目標値あり 巡視延べ人数(人/年)	240
令和3年度		240
令和4年度		240
令和5年度	目標値なし 異常件数(件/年)	240
令和6年度		240

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動
2年目	水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動
3年目	水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動
4年目	水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動
5年目	水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動

○自然体験学習会 ※継続方針に変更となりました。新規事業は削除しました。

担当課	環境政策課
事業の目的	・身近河川での体験学習を通し、河川環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したごみのないまちづくり推進の意識醸成を図る。
事業の内容	・桜川流域の小学校及び義務教育学校の4年生を対象に、河川の自然を利用した自然体験学習会(稚魚放流)及び清掃活動を実施する。

年度	指標	目標値
令和2年度	目標値あり	4
令和3年度	自然体験学習(稚魚放流)の実施回数(回)	4
令和4年度		4
令和5年度		4
令和6年度	目標値なし	4
	自然体験学習(稚魚放流)の参加者数(人)	4

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	桜川流域小学校(4校)の4年生を対象として学習会を実施する。
2年目	桜川流域小学校(4校)の4年生を対象として学習会を実施する。
3年目	桜川流域小学校(4校)の4年生を対象として学習会を実施する。
4年目	桜川流域小学校(4校)の4年生を対象として学習会を実施する。
5年目	桜川流域小学校(4校)の4年生を対象として学習会を実施する。

(5) 不法投棄対策事業

担当課	環境衛生課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図る。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共用地に不法投棄された廃棄物を回収する。</li> <li>再発防止のため、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。</li> <li>広報紙、市ホームページなどで不法投棄に関する注意喚起を発信する。</li> <li>「不法投棄防止」看板を作成し、無料で配布する。</li> </ul>

年度	指標	目標値
令和2年度	目標値あり	85
令和3年度	不法投棄年間再発防止率(%)	90
令和4年度		90
令和5年度		90
令和6年度	目標値なし パトロール件数、回収件数(件)、回収量(kg)	90

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロール 道路等公共用地から不法投棄廃棄物の撤去 広報誌、区会回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起
2年目	防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロール 道路等公共用地から不法投棄廃棄物の撤去 広報誌、区会回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起
3年目	防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロール 道路等公共用地から不法投棄廃棄物の撤去 広報誌、区会回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起
4年目	防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロール 道路等公共用地から不法投棄廃棄物の撤去 広報誌、区会回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起
5年目	防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロール 道路等公共用地から不法投棄廃棄物の撤去 広報誌、区会回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起

(6) 環境美化活動支援事業

担当課	環境保全課
事業の目的	・環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進する。
事業の内容	・公共の場所において、ごみ拾いや落書き消し等を行う市民・事業者に対し、清掃用具等の支援、傷害保険への加入、ごみの回収等の支援を実施する。 ・区会回覧（年1回）、イベント時チラシ配布などで活動（支援内容等）の周知を図る。

年度	指標	目標値
令和2年度	目標値あり	10,000
令和3年度	活動参加延べ人数（人）	10,250
令和4年度		10,500
令和5年度	目標値なし	10,750
令和6年度	活動実施回数（回/年）	11,000

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	市民・事業者からの申請に基づき、支援（物品支給等）を実施。 活動（支援内容等）周知のため区会回覧。まつりつくば・サイエンスコラボにて参加団体の募集活動を実施。
2年目	市民・事業者からの申請に基づき、支援（物品支給等）を実施。 活動（支援内容等）周知のため区会回覧。まつりつくば・サイエンスコラボにて参加団体の募集活動を実施。
3年目	市民・事業者からの申請に基づき、支援（物品支給等）を実施。 活動（支援内容等）周知のため区会回覧。まつりつくば・サイエンスコラボにて参加団体の募集活動を実施。
4年目	市民・事業者からの申請に基づき、支援（物品支給等）を実施。 活動（支援内容等）周知のため区会回覧。まつりつくば・サイエンスコラボにて参加団体の募集活動を実施。
5年目	市民・事業者からの申請に基づき、支援（物品支給等）を実施。 活動（支援内容等）周知のため区会回覧。まつりつくば・サイエンスコラボにて参加団体の募集活動を実施。

(7) 飼い犬のふん放置対策事業

担当課	環境保全課
事業の目的	・ 飼い犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図る。
事業の内容	・ 広報紙等で飼い犬のふんの持ち帰りについて啓発活動を行う。 ・ 飼い犬のふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布を行う。 ・ イエローカード作戦を導入し、実施団体に必要物資の配布を行う。

年度	指標	目標値
令和2年度	目標値あり 参加団体数(団体/年) ふん法理解消率(%)	15/90
令和3年度		15/90
令和4年度		15/90
令和5年度		15/90
令和6年度		15/90

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材配布
2年目	ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材配布
3年目	ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材配布
4年目	ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材配布
5年目	ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材配布

## 2 まちの景観保全対策

### (1) 落書き対策事業

担当課	環境保全課
事業の目的	・落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図る。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。</li> <li>・条例に基づき、落書き行為に対する勧告、命令及び過料処分を実施する。</li> <li>・市内の落書きに対し、速やかな消去作業を実施する。</li> <li>・市民協働の落書き消去作業を実施する。</li> <li>・先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図る。</li> </ul>

年度	指標	目標値
令和2年度	目標値あり	240
令和3年度	巡回延べ人数（人/月）	240
令和4年度		240
令和5年度	目標値なし	240
令和6年度	落書き報告件数（件/年）	240

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業の実施
2年目	防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業の実施 落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業
3年目	防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業の実施
4年目	防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業の実施 落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業
5年目	防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業の実施



(2) 違反広告物除却事業

担当課	都市計画課
事業の目的	・違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図る。
事業の内容	・住民、行政、管理者、警察等が一体となって違反広告物の除却等を行う。

年度	指標	目標値
令和2年度	違反広告物除却パトロールの 実施日数（日/年）	80
令和3年度		80
令和4年度		80
令和5年度		80
令和6年度		80

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	業務委託、市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロール 市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援
2年目	業務委託、市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロール 市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援
3年目	業務委託、市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロール 市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援
4年目	業務委託、市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロール 市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援
5年目	業務委託、市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロール 市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援

(3) 防犯・環境美化サポーター巡回事業※3事業（印刷物の放置対策事業、自販機の適正管理指導（飲食）、自販機の適正管理指導（たばこ））統合検討

担当課	環境保全課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動販売機（たばこ・飲食）の適正管理指導の実施などを実施することで、空き缶・吸い殻等のポイ捨てを防止し、また、印刷物等の散乱、放置を防止することできれいなまちづくりを図る。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯・環境美化サポーターによる巡回を行う。</li> <li>つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、吸い殻・空き缶等、散乱防止啓発シールの貼付等）推進する。</li> <li>公共の場所で、チラシ等の印刷物が散乱している場合には、印刷物等配布事業者に対し回収と適正処理を指導する。</li> </ul>

年度	指標	目標値
令和2年度	目標値あり 巡回延べ人数（人/月）	240
令和3年度		240
令和4年度		240
令和5年度	目標値なし ステッカー未貼付報告件数（件）	240
令和6年度		240

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	防犯・環境美化サポーターや市民からの通報により行為者・未貼付自販機管理者へ指導する
2年目	防犯・環境美化サポーターや市民からの通報により行為者・未貼付自販機管理者へ指導する
3年目	防犯・環境美化サポーターや市民からの通報により行為者・未貼付自販機管理者へ指導する
4年目	防犯・環境美化サポーターや市民からの通報により行為者・未貼付自販機管理者へ指導する
5年目	防犯・環境美化サポーターや市民からの通報により行為者・未貼付自販機管理者へ指導する

(4) 除草事業

担当課	環境保全課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図る。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施する。</li> <li>• 雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施する。</li> </ul>

年度	指標	目標値
令和2年度	目標値あり	75
令和3年度	雑草繁茂地改善率(%)	75
令和4年度	目標値なし	75
令和5年度	空き地適正管理依頼分送付数、雑草繁茂地	75
令和6年度	申立て数(筆)、除草工事数(件)	75

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	土地所有者へ除草業者のあっせん。雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導。
2年目	土地所有者へ除草業者のあっせん。雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導。
3年目	土地所有者へ除草業者のあっせん。雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導。
4年目	土地所有者へ除草業者のあっせん。雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導。
5年目	土地所有者へ除草業者のあっせん。雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導。

(5) 空家等の適正管理事業

担当課	住宅政策課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図る。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの相談を受けて、現況調査を行い、管理不全と判断した場合には、所有者等を調査特定し、助言、指導を行う。</li> <li>当該空家等が「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等と認定された場合には、同法に基づく措置を行う。</li> <li>空家等の有効活用施策を実施する。</li> </ul>

年度	指標	目標値
令和2年度	管理不全な空家等の所有者等に対する 行政指導件数（件）	なし
令和3年度		なし
令和4年度		なし
令和5年度		なし
令和6年度		なし

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	空家等の無料相談会の定期開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用、特定空家等庁内調査委員会の開催など
2年目	空家等の無料相談会の定期開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用、特定空家等庁内調査委員会の開催など
3年目	空家等の無料相談会の定期開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用、特定空家等庁内調査委員会の開催など
4年目	空家等の無料相談会の定期開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用、特定空家等庁内調査委員会の開催など
5年目	空家等の無料相談会の定期開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用、特定空家等庁内調査委員会の開催など

### 3 放置自転車対策

#### (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業

担当課	公園・施設課
事業の目的	・ 自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
事業の内容	・ 「つくば市自転車等放置防止条例」に基づき、TX 各駅周辺に指定する自転車等放置禁止区域において、自転車等の放置防止指導及び警告を実施する。 ・ 定期的に放置自転車等の撤去を実施する。

年度	指標	目標値
令和2年度	目標あり	3,900/150
令和3年度	違反駐輪警告台数(台/年)	3,900/150
令和4年度	撤去巡回数(回)	3,900/150
令和5年度	目標なし	3,800/150
令和6年度	違法駐輪撤去台数(台/年)	3,800/150

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告及び撤去を行う。
2年目	自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告及び撤去を行う。
3年目	自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告及び撤去を行う。
4年目	自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告及び撤去を行う。
5年目	自転車等放置禁止区域での違反駐輪に対し、指導、警告及び撤去を行う。

(2) 駐輪場の整備事業

放置自転車と駐輪場の不測の関係を示してほしい

担当課	公園・施設課
事業の目的	・駐輪場の整備により自転車等の放置を防止することで、きれいな景観が保たれた安全で快適な市民生活の確保を図る。
事業の内容	・自転車等の放置を防止するため、自転車等利用予測に基づいた駐輪場整備を図る。

年度	指標	目標値
令和2年度	順次、計画、見直し及び拡張工事等を進める。 ●はその年度に実施することを示す。拡張工事を行った場合は、別途その台数を実績値として報告	●
令和3年度		●
令和4年度		●
令和5年度		●
令和6年度		●

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	駐輪場利用台数・将来推計を鑑み、駐輪場整備を計画・実施。
2年目	駐輪場利用台数・将来推計を鑑み、駐輪場整備を計画・実施。
3年目	駐輪場利用台数・将来推計を鑑み、駐輪場整備を計画・実施。
4年目	整備後の経過を鑑み、整備計画の見直し等を行う。
5年目	整備後の経過を鑑み、整備計画の見直し等を行う。

## 4 花と緑の美化活動

### (1) 花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCity つくば）

担当課	市民活動課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域のコミュニティの活性化を図る。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働によるつくばセンター広場周辺の花壇活動を実施する。</li> <li>市民協働による地域の自主的な花壇活動を推進する。</li> <li>活動に対し、必要な花苗や用土等を支援する。</li> </ul>

年度	指標	目標値
令和2年度	目標値あり	6
令和3年度	つくばセンター地区花壇設置箇所数（箇所）	6
令和4年度		6
令和5年度	目標値なし	6
令和6年度	事業活用花壇箇所数、花苗配布団体数、 花苗配布数	6

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月） 春・秋の花苗配布（6月・11月）
2年目	春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月） 春・秋の花苗配布（6月・11月）
3年目	春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月） 春・秋の花苗配布（6月・11月）
4年目	春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月） 春・秋の花苗配布（6月・11月）
5年目	春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月） 春・秋の花苗配布（6月・11月）

(2) 花と緑の環境美化コンクール

担当課	生涯学習推進課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チャレンジいばらき県民運動・茨城県・茨城県教育委員会が主催する花と緑の環境美化コンクールへの参加促進事業です。花いっぱい運動（花壇活動）をされている地域住民・児童・生徒に参加を呼びかけ、環境美化に対する関心・意欲を高めます。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけます。</li> <li>・ 参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行います。</li> <li>・ 市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦します。</li> </ul>

年度	指標	目標値
令和2年度	応募団体数（団体/年）	14
令和3年度		15
令和4年度		16
令和5年度		17
令和6年度		18

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかける。 参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行う。 市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦する。
2年目	他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかける。 参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行う。 市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦する。
3年目	他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかける。 参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行う。 市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦する。
4年目	他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかける。 参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行う。 市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦する。
5年目	他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかける。 参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行う。 市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦する。



(3) 花と緑の啓発事業

担当課	環境保全課
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント来場者に花苗等を配り、自宅等の花壇活動の推進を行うことで、市民の環境美化意識を高めるとともに、市内全体の花による環境美化を目指す。</li> </ul>
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント時にて花苗等の配布を行い、市民に自宅等保有している土地での花壇活動を推進する。</li> <li>・ 可能な限り多年草など1年で枯れない植物を配布することで、長期間にわたる花による景観美化を目指す。</li> </ul>

年度	指標	目標値
令和2年度	目標値あり 花苗等配布回数(回/年)	2
令和3年度		2
令和4年度	目標値なし 花苗等配布数(株/年)	2
令和5年度		2
令和6年度		2

年度ごとの取り組み	
年	内容
1年目	まつりつくば・サイエンスコラボにて花苗等の配布を行う。
2年目	まつりつくば・サイエンスコラボにて花苗等の配布を行う。
3年目	まつりつくば・サイエンスコラボにて花苗等の配布を行う。
4年目	まつりつくば・サイエンスコラボにて花苗等の配布を行う。
5年目	まつりつくば・サイエンスコラボにて花苗等の配布を行う。

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

きれいなまちづくり行動計画の各種事業には、市・市民・事業者が連携し、取り組んでいきます。

事業を推進するために、市は庁内に「環境美化推進会議」を設置し、各事業の年次計画を策定し、推進、点検・評価、見直しを毎年実施します。

行動計画が3年間終了した令和5年度には、中間評価を実施し、つくば市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しについて検討します。

行動計画の3年間終了時に見直しを行わなかった場合には、最終年度に計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。

また、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者の皆様には適宜協力を求めます。

#### 〈環境美化推進会議〉

環境各課の長で構成され、各事業の年次計画の策定、推進、点検・評価、見直しを年度ごとに実施し、結果の公表を行います。行動計画の3年間終了時には、点検・評価をとりまとめ、必要に応じ計画全体の見直しを行います。また、行動計画最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。必要に応じ、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者と連携を図ります。

#### 〈つくば市きれいなまちづくり実行委員会〉

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。また、必要に応じて環境美化推進会議との連携を図ります。

#### 〈つくば市環境審議会〉

市民や学識経験者等で構成され、行動計画の見直し案に対し、意見・助言等を行います。（定数は15名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。）

## 2 行動計画全体の評価及び見直し

行動計画の評価及び見直しに関しては、3年間終了の令和5年度に「環境美化推進会議」において中間評価を実施し、見直しの必要性について検討した結果について、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。また、行動計画の最終年度には、行動計画の評価及び見直しに関して令和7年度に「環境美化推進会議」において実施し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。